

刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する
行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成 26 年 3 月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国では、犯罪者のうち約3割を占める再犯者によって、総犯罪件数の約6割の犯罪が行われ、また、受刑者数は近年減少傾向にあるものの、入所受刑者に占める入所度数が2度目以上のいわゆる再入受刑者の割合は上昇の一途をたどり、平成24年には入所受刑者の約6割を占めるまでになっているなど、再犯防止が重要な政策課題となっている。

刑務所出所者等の再犯については、不安定な就労や居住環境等の生活基盤の脆弱性が大きな要因の一つとされており、また、出所等年を含む2年間で刑務所等への再入所率が最も高い時期となっている。このようなことから、刑務所等における施設内処遇から出所等後の社会内処遇への継続性と一貫性を保ちつつ、改善更生を促し、刑務所出所者等の生活基盤を整えて円滑な社会生活への移行を促進する社会復帰支援対策は、再犯防止を図る上で極めて重要な取組とされている。

政府では、これまで犯罪対策閣僚会議を随時開催し、総合的な犯罪対策を推進してきたところであるが、以上のような再犯防止対策の重要性に鑑み、平成24年7月の犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止に向けた総合対策」を策定し、この中で、刑務所出所者等の社会復帰支援の具体策として、就労の確保、住居等の確保、満期釈放者等に対する支援の充実・強化等の取組を着実に推進することとしている。

さらに、犯罪対策閣僚会議において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた今後7年間を視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成し、「世界一安全な国、日本」を実現することを目標として、「世界一安全な日本」創造戦略」を策定し、同戦略は、平成25年12月10日に閣議決定された。同戦略においても、「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」を重点施策の一つに位置付け、この中で、刑務所出所者等について、就労支援の推進、行き場のない者の住居の確保の推進、高齢又は障害により福祉の支援が必要な者に対する取組の推進、満期釈放者等に対する指導及び支援の充実強化等の社会復帰支援対策に、今後、積極的に取り組んでいくこととしている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策を推進し、もって再犯防止を図る観点から、関係機関における刑務所出所者等に対する就労支援、住居確保及び福祉的な支援並びに満期釈放者等に対する指導・支援の取組の実施状況等を調査し、「世界一安全な日本」創造戦略」に示された方針に沿った社会復帰支援対策に係る関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視の結果	2
1	刑務所出所者等に対する就労支援の適正かつ効果的な実施	2
(1)	刑務所出所者等就労支援事業の適正かつ効果的な実施	2
(2)	職業訓練の適正かつ効果的な実施	30
(3)	刑務所における各種就労支援の適正かつ効果的な実施による相乗効果の発揮	44
2	刑務所出所者等の住居等の確保	65
(1)	住居確保の推進	65
(2)	福祉的な支援が必要な高齢者・障害者に対する「特別調整」の適正かつ円滑な実施	81
3	満期釈放者に対する指導・支援の充実	112
(1)	満期釈放者に対する指導の充実	112
(2)	満期釈放者に対する保護カードの適切な交付	113
(3)	更生緊急保護に係る全国共通の電話番号の導入	114

図表等目次

1 刑務所出所者等に対する就労支援の適正かつ効果的な実施

(1) 刑務所出所者等就労支援事業の適正かつ効果的な実施

表 1-(1)-①	平成 24 年における入所受刑者の入所度数別の就労状況	5
表 1-(1)-②	保護観察対象者の就労状況別の再犯率	5
表 1-(1)-③	刑務所における受刑者に対する各種就労支援の概要	6
表 1-(1)-④	「世界一安全な日本」創造戦略（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）（抜粋）	6
表 1-(1)-⑤	刑務所出所者等就労支援事業の概要	7
表 1-(1)-⑥	平成 22 年度から 24 年度までの就労支援事業の支援対象者等及び就職者の推移	7
表 1-(1)-⑦	保護観察終了者の人数、そのうち無職者数及び無職率の推移	8
表 1-(1)-ア-①	「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」（平成 18 年 3 月 31 日付け職発 0331010 号厚生労働省職業安定局長通知）における受刑者等である支援対象者等に対する就労支援に関する規定（抜粋）	9
表 1-(1)-ア-②	刑務所と安定所の連携が不十分なため、支援対象者等の 9 割近くについて求職登録や職業相談を行っていない例	14
表 1-(1)-ア-③	刑務所等と安定所の連携が不十分なため、刑務所等からの就労支援の協力依頼の内容について相互に認識が異なり、安定所が職業紹介までは依頼されていないと思い、職業紹介を行っていない例	15
表 1-(1)-ア-④	少年院が就労支援事業の仕組みを誤認していたため、支援対象者等に求人情報を提供するだけで、職業紹介の意向を確認していない例	15
表 1-(1)-イ-①	更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）における保護観察及び更生緊急保護の実施に関する規定（抜粋）	16
表 1-(1)-イ-②	「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」における保護観察対象者等である支援対象者等に対する就労支援に関する規定（抜粋）	17
表 1-(1)-イ-③	支援対象者等が来所していない場合の対応について実施要領に明示されていないことから、その状況等を安定所が保護観察所に連絡しておらず、保護観察所が支援対象者等に対し必要な指導等を行うこともなく、来所しないまま就労支援が終了している例	25
表 1-(1)-イ-④	保護観察所と安定所が連携して、支援対象者等に安定所への来所を促す独自の取組を行っている例	27
表 1-(1)-イ-⑤	就労意欲の高い支援対象者等に対して、保護観察期間が満了することから、保護観察所が更生緊急保護を適用し保護を継続したが、その旨を安定所に連絡する仕組みがないため、連絡しておらず、また、安定所が保護観察所に更生緊急保護を適用するよう依頼を行っていないことから、就労支援を支援期間満了まで継続することなく保護観察期間の満了とともに終了している例	27
表 1-(1)-イ-⑥	保護観察所が安定所に、支援対象者等が自己開拓等により既に就労先を確保した旨を連絡していなかったため、安定所が必要のない求人情報を支援対象者等へ送付し続けている例	29

(2) 職業訓練の適正かつ効果的な実施

表 1-(2)-①	職業訓練に関する規程（抜粋）	32
表 1-(2)-②	法務省行政事業レビュー公開プロセス（平成 25 年 6 月）の取りまとめ結果（抜粋）	33
表 1-(2)-③	平成 22 年度から 24 年度までにおける職業訓練の実施刑務所数、種目数、定員、受講者数及び受刑者の一日平均収容人員の推移	33
表 1-(2)-④	定員充足率が平成 22 年度から 24 年度までの 3 年連続して 7 割未満と低調な職業訓練	

科目	34
表 1-(2)-⑤ 定員充足率が低調である職業訓練科目について、具体的な原因分析や定員を充足させる取組等が十分に行われていない例	35
表 1-(2)-⑥ 訓練を実施する刑務所が、訓練生の選定基準には明記されていない基準を選定の際に加え、候補者を不採用にしている例	37
表 1-(2)-⑦ 訓練生の選定の際に、訓練を実施する刑務所が、訓練生を推薦した刑務所と協議することとはなっていないため、外形的な書類審査だけで訓練生を選定していることなどから、訓練生に選定される可能性がある候補者を不採用にしている例	40
表 1-(2)-⑧ 訓練を実施する刑務所が、推薦された候補者の全てを訓練生として選定している例	42

(3) 刑務所における各種就労支援の適正かつ効果的な実施による相乗効果の発揮

表 1-(3)-ア-① 就労支援指導に関する規程（抜粋）	47
表 1-(3)-ア-② 「刑務所出所者等を雇用することに関するアンケート調査」（平成 23 年 5 月法務省）における協力雇用主・刑務作業契約企業が求めるニーズ（抜粋）	48
表 1-(3)-ア-③ 受刑者の集団編成に関する訓令（平成 18 年法務省矯正成訓第 3314 号）（抜粋）	49
表 1-(3)-ア-④ 自庁訓練の受講者、総合訓練又は集合訓練の受講者及び就労支援事業の支援対象者に対する就労支援指導の実施状況	50
表 1-(3)-ア-⑤ 職業訓練の受講者や就労支援事業の支援対象者のうち、就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかったものの理由	51
表 1-(3)-ア-⑥ 自庁訓練の受講者に対する就労支援指導の実施時期の状況	52
表 1-(3)-ア-⑦ 内規により、自庁訓練の受講者に対して、職業訓練期間中に就労支援指導を実施することとしている例	53
表 1-(3)-ア-⑧ 処遇指標 R 6 の指定があるものの、訓練を実施する刑務所と訓練生を送り出した刑務所のどちらで就労支援指導を実施するかについての定めがないため、互いに就労支援指導の実施状況を確認せず、就労支援指導が実施されていると思込み、就労支援指導を受講させていない例	54
表 1-(3)-ア-⑨ 処遇指標 R 6 の指定があるものの、総合訓練又は集合訓練の訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されておらず、また、訓練生を送り出した刑務所においても、還送された後の残刑期が短いこと等から、就労支援指導の開始前に仮釈放となり、就労支援指導を受講する機会を逸している例	56
表 1-(3)-イ-① 「受刑者に対する重点的な就労支援の実施について」（平成 23 年 4 月 19 日付け法務省矯成第 2304 号法務省矯正局成人矯正課長通知）（抜粋）	59
表 1-(3)-イ-② 調査した 20 刑務所における重点支援受刑者の選定実績及び当省の抽出件数	61
表 1-(3)-イ-③ 当省が抽出した 21 人に対する職業訓練、就労支援指導及び就労支援事業の実施状況	61
表 1-(3)-イ-④ 重点支援受刑者の就労支援計画書に職業訓練や就労支援指導の具体的な受講計画が定められておらず、必要な就労支援が実施されていない例	62

2 刑務所出所者等の住居等の確保

(1) 住居確保の推進

表 2-(1)-① 「犯罪白書」における適当な帰住先がない者の再犯傾向等に関する記述	69
表 2-(1)-② 生活環境の調整に関する規程（抜粋）	69
表 2-(1)-③ 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）（抜粋）	70
表 2-(1)-ア-① 更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）における更生保護施設に係る規定（抜粋）	70
表 2-(1)-ア-② 平成 22 年から 24 年までににおける満期釈放者の帰住先	72
表 2-(1)-ア-③ 「犯罪白書」における受刑者の出所後の住居に関する意識等に係る記述	73

表 2-(1)-ア-④	平成 22 年度から 24 年度までにおける全国の更生保護施設の年間収容保護率の状況	74
表 2-(1)-ア-⑤	更生保護施設の収容実績が低調となっている原因を的確に把握していない保護観察所の例	74
表 2-(1)-ア-⑥	年間収容保護率が低調となっている更生保護施設に対する保護観察所の指導・支援が行われていない例	75
表 2-(1)-ア-⑦	刑務所出所者等の受入体制の強化・整備を図ったことにより、収容実績を向上させている更生保護施設の例	75
表 2-(1)-ア-⑧	調査対象 20 刑務所において抽出した「帰住不可」の通知があった 200 人への帰住予定地の変更に係る働きかけの実施状況（平成 24 年）	76
表 2-(1)-イ-①	自立更生促進センター及び就業支援センターの概要	77
表 2-(1)-イ-②	更生保護施設検討会報告（平成 21 年 8 月 24 日更生保護施設検討会）（抜粋）	77
表 2-(1)-イ-③	自立更生促進センター及び就業支援センターにおける収容実績等	79
表 2-(1)-イ-④	センターにおける処遇プログラム等の概要及び課題	80

(2) 福祉的な支援が必要な高齢者・障害者に対する「特別調整」の適正かつ円滑な実施

表 2-(2)-①	福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状	85
表 2-(2)-②	特別調整の概念図	85
表 2-(2)-③	「世界一安全な日本」創造戦略（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）（抜粋）	86
表 2-(2)-ア-①	支援センターが支援を開始するまでの手順の流れ	86
表 2-(2)-ア-②	特別調整対象者の選定手続に関する規程（抜粋）	87
表 2-(2)-ア-③	「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」（平成 21 年 4 月 1 日付け法務省保観第 206 号・社援発第 0401019 号法務省矯正局長・法務省保護局長・厚生労働省社会・援護局長連名通知）	91
表 2-(2)-ア-④	調査した 20 保護観察所における特別調整対象者の選定実績等（平成 24 年度） （参考）平成 24 年度に特別調整対象者に選定した者のうち、選定日から出所日までの期間が 6 か月以上確保されていなかった者の期間別人数及び割合	93
表 2-(2)-ア-⑤	平成 24 年度に特別調整対象者に選定した者のうち、選定した時点で出所日まで 6 か月以上確保されていなかった理由 （参考）調査した 20 刑務所における特別調整候補者の選定実績等（平成 24 年度）	94
表 2-(2)-ア-⑥	平成 24 年度に特別調整対象者に選定した者のうち、選定した時点で出所日まで 6 か月以上確保されていないことから、円滑な支援に支障が生じている例	95
表 2-(2)-ア-⑦	刑務所から保護観察所へ候補者の通知があった時点で既に出所日まで 6 か月以上確保されていなかったことから、特別調整対象者に選定していない例	97
表 2-(2)-ア-⑧	平成 23 年度において、調整期間が不足していることから円滑な支援に支障が生じている例	98
表 2-(2)-ア-⑨	刑務所において、保護観察所が選定に要する期間を考慮していない例	99
表 2-(2)-ア-⑩	早期から関係機関で情報を共有し、円滑な支援を実施している例	99
表 2-(2)-イ-①	特別調整対象者との面接（面会）に関する規程（抜粋）	100
表 2-(2)-イ-②	特別調整対象者との面接（面会）が制限されているため、円滑な支援に支障等が生じている例	102
表 2-(2)-ウ-①	特別調整対象者の福祉に関する情報の確認・照会等に関する規定（抜粋）	103
表 2-(2)-ウ-②	福祉に関する情報の確認・照会状況	106
表 2-(2)-ウ-③	刑務所及び保護観察所において福祉に関する情報の確認・照会が行われていないこと等から、調整業務に支障が生じているなどの例	107
表 2-(2)-ウ-④	刑務所が入手した福祉に関する情報の原本又は写しが保護観察所へ送付されていないため、保護観察所で改めて入手し直している例	108

表 2-(2)-エ-① 特別調整対象者の保護上移送に関する規程（抜粋）	109
表 2-(2)-エ-② 刑務所等において保護上移送が実施されなかったため、出所後、直ちに福祉的な支援につなげるに当たっての支障となっている例	110

3 満期釈放者に対する指導・支援の充実

表 3-① 仮釈放者及び満期釈放者の累積再入率	115
表 3-② 「世界一安全な日本」創造戦略（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）（抜粋）	115

(1) 満期釈放者に対する指導の充実

表 3-(1)-① 釈放前指導に関する規程（抜粋）	116
表 3-(1)-② 調査した 20 刑務所における釈放前指導の状況	118
表 3-(1)-③ 満期釈放者に対する釈放前指導を 3 日間に短縮している 12 刑務所における指導事項の標準カリキュラムとの比較	127
表 3-(1)-④ 釈放前指導が形骸化している例	129
表 3-(1)-⑤ 満期釈放者に対する釈放前指導に加え、満期釈放が見込まれる時期に仮釈放者に対する指導に近い指導方法を取り入れた追加的な指導を導入している例	131

(2) 満期釈放者に対する保護カードの適切な交付

表 3-(2)-① 平成 22 年から 24 年までにおける満期釈放者の帰住先	133
表 3-(2)-② 更生緊急保護に関する規定（抜粋）	134
表 3-(2)-③ 保護カードに関する規程（抜粋）	134
表 3-(2)-④ 調査した 20 刑務所における保護カードの交付数（平成 22～24 年）	137
表 3-(2)-⑤ 本人が希望する場合のみに保護カードを交付している例	138
表 3-(2)-⑥ 特定の満期釈放者以外について、刑務所長が更生緊急保護の必要な満期釈放者か否かの判断を行っていない例	139

(3) 更生緊急保護に係る全国共通の電話番号の導入

表 3-(3)-① 帰住先のない満期釈放者の内訳（平成 18 年の推計値）	140
表 3-(3)-② 受刑者へのアンケート結果	140
表 3-(3)-③ 社会復帰に当たり必要な支援	141

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策を推進し、もって再犯防止を図る観点から、関係機関における刑務所出所者等に対する就労支援、住居確保及び福祉的な支援並びに満期釈放者等に対する指導・支援の取組の実施状況等を調査し、「「世界一安全な日本」創造戦略」に示された方針に沿った社会復帰支援対策に係る関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

法務省、厚生労働省、農林水産省

(2) 関連調査等対象機関

更生保護施設(20)、地域生活定着支援センター(20)等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

行政評価事務所 12事務所(青森、山形、栃木、群馬、三重、福井、滋賀、山口、愛媛、長崎、大分、鹿児島)

4 実施時期

平成25年3月～26年3月

第2 行政評価・監視の結果

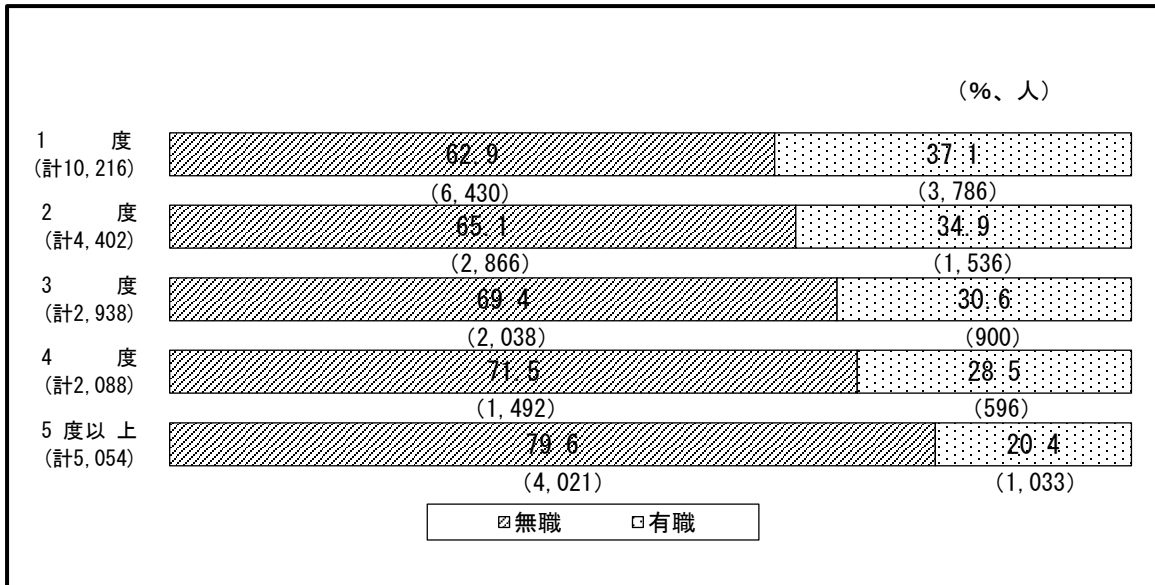
1 刑務所出所者等に対する就労支援の適正かつ効果的な実施

勸告	説明図表番号
<p>刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職であり、また、保護観察対象者の再犯の状況を就労状況別にみると、無職者の再犯率は、有職者の再犯率と比較して約5倍と著しく高い。このように無職者による再犯が顕著な現状からすると、再犯防止のためには就労の確保が極めて重要である。</p>	<p>表1-(1)-① 表1-(1)-②</p>
<p>このため、法務省では、受刑者等に対し、職業訓練、就労支援指導、刑務所出所者等就労支援事業等を実施するなど、各種就労支援を推進している。</p>	<p>表1-(1)-③</p>
<p>また、「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定。以下「創造戦略」という。）においても、就労の確保による社会復帰支援の充実策の一つとして、「就労支援の推進」が掲げられている。</p>	<p>表1-(1)-④</p>
<p>(1) 刑務所出所者等就労支援事業の適正かつ効果的な実施</p>	
<p>刑務所出所者等は、非行・犯罪歴があることや対人関係・社会適応能力に問題を抱える者が多いこと等から、就労の確保が常に厳しい状況にある。</p>	
<p>このため、平成18年度から、法務省と厚生労働省が連携して、刑務所出所者等に対し、積極的かつきめ細かな就労支援を行う刑務所出所者等就労支援事業（以下「就労支援事業」という。）が開始されている。</p>	<p>表1-(1)-⑤</p>
<p>就労支援事業では、刑務所及び少年院（以下「刑務所等」という。）並びに保護観察所が、支援を希望する受刑者及び少年院在院者（以下「受刑者等」という。）又は保護観察対象者及び更生緊急保護対象者（以下「保護観察対象者等」という。）のうち、稼働能力・就労意欲等一定の要件を満たした者を支援対象者又は準支援対象者（以下「支援対象者等」という。）に選定し、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に対し、就労支援の協力依頼を行うこととされている。</p>	
<p>就労支援事業により毎年2,000人程度が就労に至っている。しかし、保護観察対象者のうち、毎年9,000人程度は無職の状態で保護観察を終了していることなどから、依然として刑務所出所者等の就労の確保は厳しい状況にある。</p>	<p>表1-(1)-⑥ 表1-(1)-⑦</p>
<p>ア 受刑者等である支援対象者等に対する就労支援の推進</p>	
<p>受刑者等である支援対象者等について、安定所は、原則として、刑務所等を訪問して、支援対象者等の求職の申込みを受けるとともに、希望を十分に聴取した上で、職業相談・職業紹介を行うこととされている。特に、受刑者等の中には、就職活動の方法を知らない者や、就労の意義と必要性を実感できていない者なども多いことから、きめ細かな支援が必要とされている（「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」（平成18年3月31日付け職発0331010号厚生労働省職業安定局長通知。以下「実施要領」という。))。</p>	<p>表1-(1)-ア-①</p>
<p>安定所が支援対象者等に対して職業紹介を行うまでの流れは、おおむね次のとおりである。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> ① 支援対象者等から求職の申込みを受理し、求職登録 ② 職業相談を行い、支援対象者等の能力と適性に応じた求人情報を提供 ③ 支援対象者等が提供された求人情報の中から採用面接を希望 ④ 求人者（事業者）に支援対象者等の採用面接の可否等を確認 	

<p>⑤ 職業紹介</p> <p>平成 22 年度から 24 年度までの就労支援事業の支援対象者等のうち、受刑者等の就職状況をみると、入所・入院中に就職が決定した者は毎年 100～150 人前後であり、支援対象者等（約 3,000 人）の僅か 3～5%程度にすぎない。</p> <p>このような状況から、受刑者等である支援対象者等に対しては、よりきめ細かな支援が必要と考えられる。</p> <p>しかし、今回、20 刑務所等及び 22 安定所における就労支援事業の実施状況を調査した結果、次のとおり、刑務所等と安定所の連携が不十分であることなどから、就労支援が適切に行われていない状況がみられた。</p> <p>① 刑務所と安定所の連携が不十分なため、支援対象者等の 9 割近くについて求職登録や職業相談を行っていないもの（1 刑務所・1 安定所）</p> <p>② 刑務所等と安定所の連携が不十分なため、刑務所等からの就労支援の協力依頼の内容について相互に認識が異なり、安定所が職業紹介までは依頼されていないと思ひ、職業紹介を行っていないもの（1 刑務所・1 安定所、1 少年院・1 安定所）</p> <p>③ 少年院が就労支援事業の仕組みを誤認していたため、支援対象者等に求人情報を提供するだけで、職業紹介の意向確認を行っていないもの（1 少年院）</p>	<p>表 1-(1)-⑥ (再掲)</p> <p>表 1-(1)-ア-②</p> <p>表 1-(1)-ア-③</p> <p>表 1-(1)-ア-④</p>
<p>イ 保護観察対象者等である支援対象者等に対する就労支援の推進</p> <p>保護観察は、保護観察所が、保護観察対象者に対して、指導監督や就職の援助などの補導援護を行うことにより実施される（更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 49 条第 1 項）。</p> <p>実施要領では、保護観察対象者等である支援対象者等について、安定所は、保護観察所と連携しながら、職場体験講習、セミナー・事業所見学会、トライアル雇用などの就労支援メニューを活用し、求人開拓から就職に至る一貫した就職支援を行うこととされ、支援対象者等の支援メニューの取組状況に問題が生じた場合、安定所は保護観察所に連絡し、問題の協議及び解決を図ることとされている。</p> <p>また、支援対象者等が、保護観察期間を満了しても自立が困難な場合、保護観察所は、更生緊急保護（注）を適用して保護を継続することができる。</p> <p>さらに、実施要領では、支援対象者等の支援期間が保護観察期間の満了日を超える場合には、安定所は、当該支援対象者等の保護観察期間の満了日までに、保護観察所に支援期間の満了日まで更生緊急保護を適用するよう依頼することとされており、保護観察所が、支援対象者等に更生緊急保護を支援期間の満了日まで適用した場合、支援は支援期間の満了日まで継続される。</p> <p>（注） 更生緊急保護とは、保護観察所が、保護観察期間満了者や満期釈放者等の申出に基づき、緊急に、宿泊場所や金品の供与等を行うものである（更生保護法第 85 条第 1 項）。</p> <p>今回、20 保護観察所及び 20 安定所における就労支援事業の実施状況を調査した結果、次のとおり、保護観察所と安定所の連携が不十分であることなどから、就労支援が適切に行われていない状況がみられた。</p>	<p>表 1-(1)-イ-①</p> <p>表 1-(1)-イ-②</p> <p>表 1-(1)-イ-① (再掲)</p> <p>表 1-(1)-イ-② (再掲)</p>

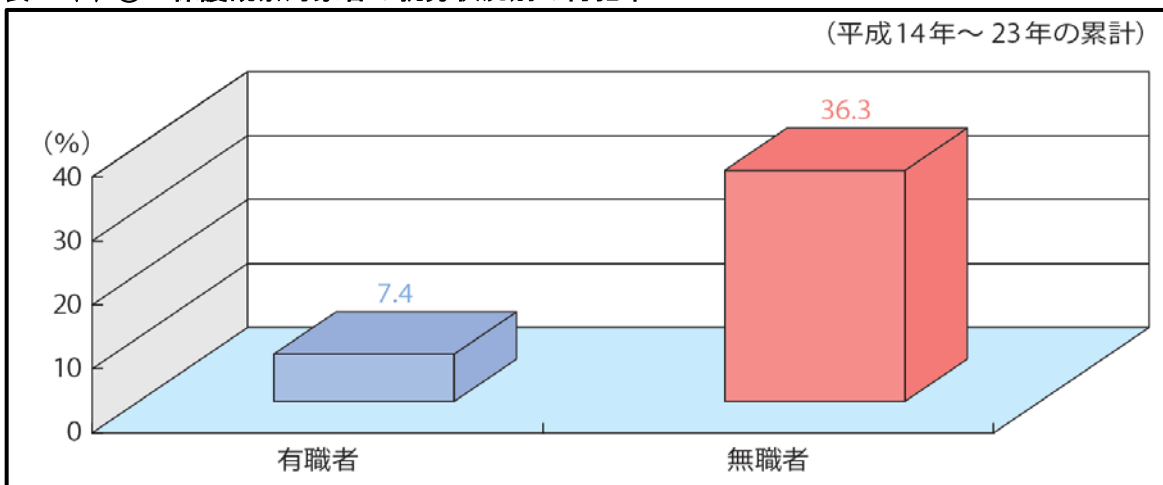
<p>① 安定所が行う保護観察対象者等への就労支援は、支援対象者等の安定所への来所があって初めて可能となる。しかし、支援対象者等が来所していない場合の対応について実施要領に明示されていないことから、その状況等を安定所が保護観察所に連絡しておらず、保護観察所が支援対象者等に対し必要な指導等を行うこともなく、来所しないまま就労支援が終了しているものがみられた（5保護観察所・5安定所、7人）。</p> <p>なお、7人のうち5人は、i）再犯（1人）、ii）無職のまま、又は定職に就くことができずに保護観察期間等を満了（3人）、iii）生活保護を受給（1人）となっている。</p>	表 1-(1)-イ-③
<p>一方で、保護観察所と安定所が連携して、支援対象者等に安定所への来所を促す独自の取組を行っているものもみられた（1保護観察所・1安定所）。</p>	表 1-(1)-イ-④
<p>② 就労意欲の高い支援対象者等に対して、保護観察期間が満了することから、保護観察所が更生緊急保護を適用し保護を継続したが、その旨を安定所に連絡する仕組みがないため、連絡しておらず、また、安定所が保護観察所に更生緊急保護を適用するよう依頼を行っていないことから、就労支援を支援期間満了まで継続することなく保護観察期間の満了とともに終了しているものがみられた（3保護観察所・3安定所、3人）。</p> <p>なお、3人のうち1人は、その後、定職に就くことができずに更生緊急保護期間を満了している。</p>	表 1-(1)-イ-⑤
<p>③ 保護観察所が安定所に、支援対象者等が自己開拓等により既に就労先を確保した旨を連絡していなかったため、安定所が必要のない求人情報を支援対象者等へ送付し続けているものがみられた（1保護観察所・1安定所）。</p>	表 1-(1)-イ-⑥
<p>【所見】</p> <p>したがって、法務省及び厚生労働省は、就労支援事業を適正かつ効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 刑務所等と安定所は、相互の連携を十分に図り、実施要領に則して、就労支援事業を適切かつ確実に実施すること。</p> <p>② 保護観察所と安定所は、実施要領等において、支援対象者等に関する相互の連絡・報告のルールに係る所要の規定の整備・充実を行うことにより、連携の強化を図り、就労支援事業を適切かつ確実に実施すること。</p>	

表 1-(1)-① 平成 24 年における入所受刑者の入所度数別の就労状況



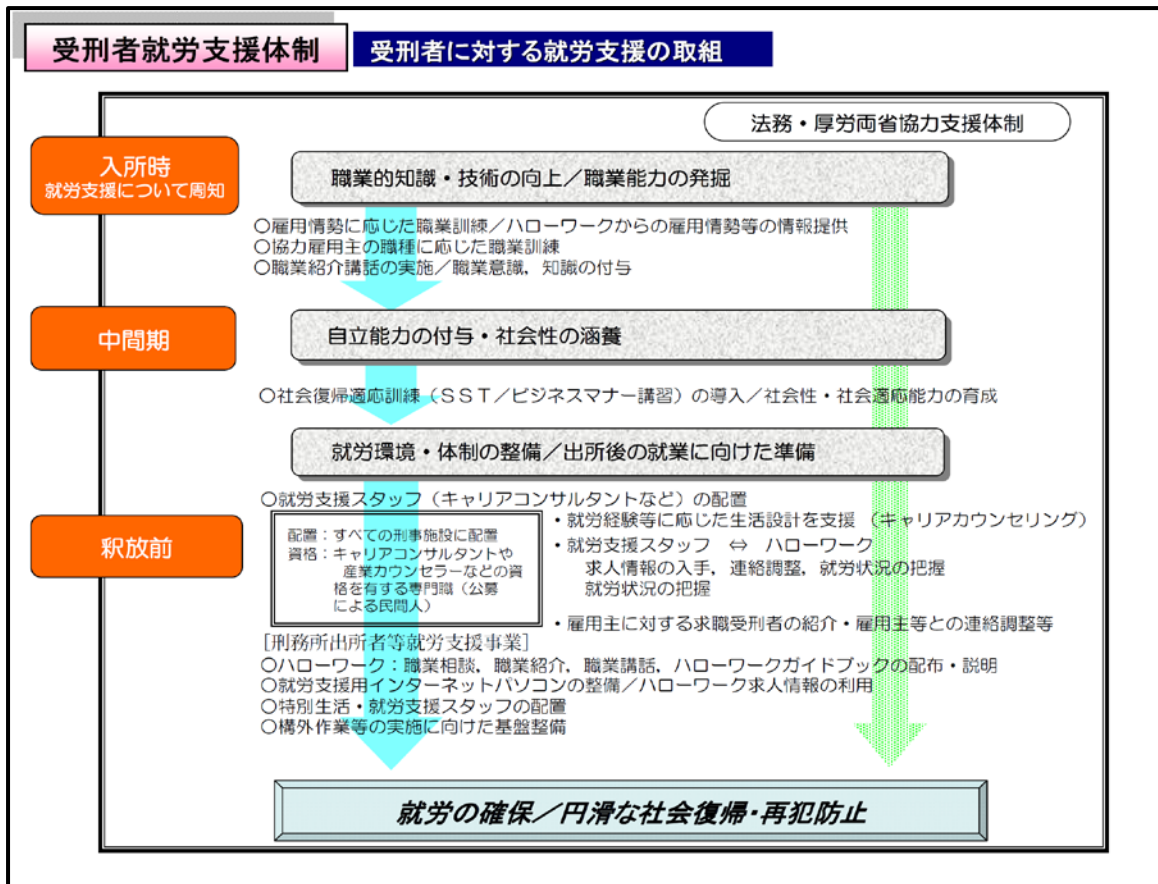
- (注) 1 法務省の資料を基に当省が作成した。
 2 就労状況は犯行時のものである。
 3 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者は除いている。
 4 () 内は、実人員である。

表 1-(1)-② 保護観察対象者の就労状況別の再犯率



- (注) 1 法務省の資料による。
 2 「有職者」及び「無職者」は、定収入のある無職者、学生・生徒及び家事従事者を除いている。
 3 有職者の「再犯率」7.4%は、平成 14 年から 23 年までの保護観察対象者のうち有職の者 (33 万 9,299 人) に対する保護処分取消し、刑執行猶予取消し及び戻し収容となった者並びに身柄拘束のまま保護観察が終了となった者 (2 万 5,089 人) の割合である。
 4 無職者の「再犯率」36.3%は、平成 14 年から 23 年までの保護観察対象者のうち無職の者 (9 万 9,243 人) に対する保護処分取消し、刑執行猶予取消し及び戻し収容となった者並びに身柄拘束のまま保護観察が終了となった者 (3 万 5,985 人) の割合である。
 5 平成 14 年から 23 年までの保護観察対象者は、職業不詳の者及び交通短期保護観察の者 (非行性が余り進んでおらず、交通事故による保護観察処分を付された少年) は除いている。

表 1-(1)-③ 刑務所における受刑者に対する各種就労支援の概要



(注) 1 法務省の資料を基に当省が作成した。

2 SST (Social Skills Training) とは、対人行動能力を向上させるための認知行動療法の一つである。

表 1-(1)-④ 「世界一安全な日本」創造戦略（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）（抜粋）

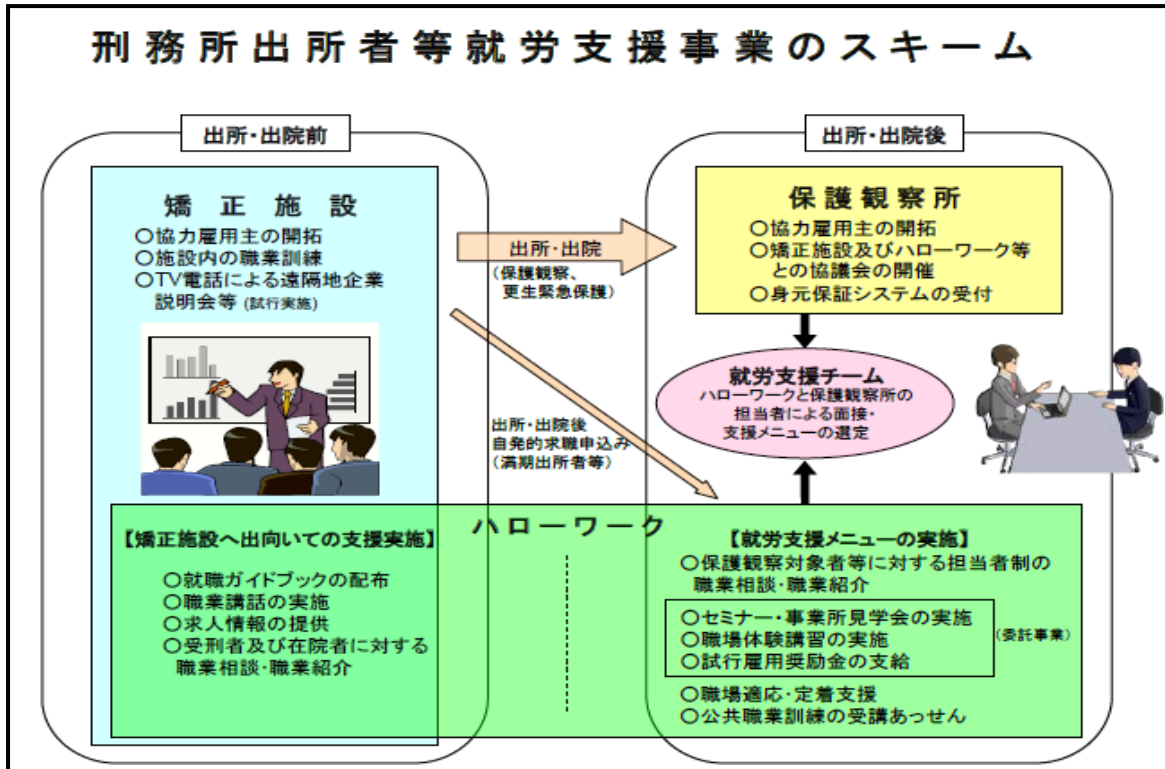
3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

(2) 協力雇用主、更生保護施設等への支援強化を含む住居と就労の確保による社会復帰支援の充実

② 就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

表 1-(1)-⑤ 刑務所出所者等就労支援事業の概要



(注) 法務省の資料による。

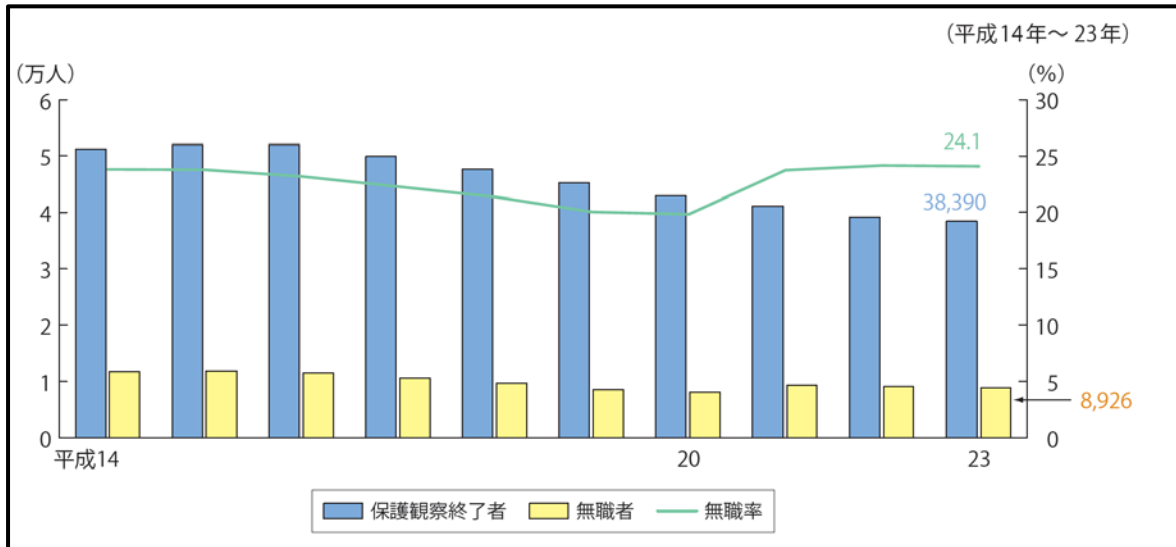
表 1-(1)-⑥ 平成 22 年度から 24 年度までの就労支援事業の支援対象者等及び就職者の推移

(単位：人)

	平成 22 年度		23 年度		24 年度	
	対象者数	就職者数	対象者数	就職者数	対象者数	就職者数
受刑者等	3,020	162	3,362	147	2,861	81
支援対象者	2,094	153	2,261	135	2,199	75
準支援対象者	926	9	1,101	12	662	6
うち受刑者	2,477	135	2,817	117	2,241	39
支援対象者	1,718	131	1,884	113	1,776	36
準支援対象者	759	4	933	4	465	3
うち少年院在院者	543	27	545	30	620	42
支援対象者	376	22	377	22	423	39
準支援対象者	167	5	168	8	197	3
保護観察対象者等	3,374	1,565	3,561	1,747	4,434	1,977
支援対象者	2,184	1,065	2,411	1,177	2,822	1,198
準支援対象者	1,190	500	1,150	570	1,612	779
合計	6,394	1,727	6,923	1,894	7,295	2,058
支援対象者	4,278	1,218	4,672	1,312	5,021	1,273
準支援対象者	2,116	509	2,251	582	2,274	785

(注) 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

表 1-(1)-⑦ 保護観察終了者の人数、そのうち無職者数及び無職率の推移



- (注) 1 法務省の資料による。
 2 「無職者」は、定収入のある無職者、学生・生徒及び家事従事者を除いたものである。
 3 「無職率」は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める無職者の比率である。

表 1-(1)-ア-① 「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」(平成 18 年 3 月 31 日付け職発 0331010 号厚生労働省職業安定局長通知)における受刑者等である支援対象者等に対する就労支援に関する規定(抜粋)

1 趣旨及び目的

刑務所出所者等(刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。)に収容されている懲役受刑者、禁錮受刑者及び少年院に収容されている在院者(以下「受刑者等」という。))並びに更生保護法第48条又は売春防止法第26条第1項の規定による保護観察の対象者及び更生保護法第85条第1項の規定による更生緊急保護の対象者(以下「保護観察対象者等」という。)をいう。以下同じ。)の就労の確保は、その改善更生を図り、再犯を防止する上で極めて重要である。

このため、公共職業安定所(以下「安定所」という。)は、刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設(刑事施設及び少年院をいう。以下同じ。)・更生保護機関(保護観察所及び更生保護法人をいう。以下同じ。)と連携して、以下のとおり、刑務所出所者等就労支援事業(以下「支援事業」という。)を実施する。

2 支援事業の概要

安定所の長(以下「安定所長」という。)は、刑務所出所者等の就労支援について、矯正施設の長又は保護観察所の長(以下「保護観察所長」という。)から協力依頼がなされた場合には、次のとおり支援事業を行うものとする。

(1) 受刑者等である支援事業の対象者(以下「支援対象者」という。)及び「支援対象者」に準じた支援事業の対象者(以下「準支援対象者」という。)(以下両者を「支援対象者等」と総称する。)については、矯正施設の職員と連携を図りつつ、矯正施設における職業相談、職業紹介、職業講話、求人・雇用情報の提供等の支援を行うこと。

(2) (略)

3 支援対象者等の範囲

支援対象者等の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 受刑者等である「支援対象者」の範囲

受刑者等である「支援対象者」は、釈放又は出院予定日からおおむね3月以内の受刑者等であって、次のアからエまでのいずれにも該当し、かつ、安定所との連携による支援事業の活用により就労の確保が期待できる者として矯正施設の長が選定し、安定所長へ就労支援の協力依頼を行った者とする。なお、少年院に収容されている在院者については、職業相談に一定の時間を要する機会が多いことから、職業意識の形成が一定程度進んできている段階にある者であれば、出院時期による制限については弾力的な運用を行って差し支えないこととする。

また、下記ア及びイの評価に当たっては、その就労を促進するという観点から見たとき、一般求職者の評価基準を単純に当てはめることは必ずしも適当でないことから、受刑者等の特性を十分理解した上で特別な配慮をもってこれを行うとともに、矯正施設と安定所の双方が、本人に対する面接等の中で就労意欲の喚起の働きかけを積極的に行うこととする。

ア 稼働能力を有すること。

具体的には、身体的・精神的健康状態について、就労が可能な状態にある者は対象となるが、本人から疾病や障害のため就労が困難であるとの申立てがある者、矯正施設の長が健康状態の回復に努めるべき者と判断した者等は対象とならない。

イ 就労意欲を有すること。

なお、「支援対象者」の候補となる者が多数いる場合には、矯正施設の長が就労意欲が高いと判断した者を優先的に「支援対象者」とすること。

ウ 支援事業への参加を希望していること。

なお、矯正施設の長が安定所長に協力依頼を行う段階では、支援事業への本人の希望状況を各支援メニューごとに確認することまで求められているものではなく、本人が下記8(1)イ(イ)の安定所による職業相談・職業紹介の実施を希望していることの確認で足りるものとし、「支援対象者」に対して実施する支援メニューの具体的内容は、本人の希望を十

分踏まえつつ決定することとなる。

エ 求人者に対する犯罪等の前歴及び矯正施設に収容されている事実についての情報の開示に同意していること。ただし、未成年者にあつては、本人及び保護者が同意している場合に限ること。

(2) 受刑者等である「準支援対象者」の範囲

受刑者等である「準支援対象者」は、上記(1)に示す受刑者等である「支援対象者」の要件のうち、ア～ウのいずれにも該当するものの、エ（前歴等情報の開示の同意）に該当しない者とする。

なお、「準支援対象者」として支援を開始した後に、前歴等の情報開示に係る本人（未成年者にあつては本人及び保護者）の同意が得られれば、「支援対象者」に切り替えて支援を行うことができるものとし、また逆に「支援対象者」を「準支援対象者」に切り替えて支援を行うこともできるものとする。ただし、前歴等の情報開示に同意できる者等を、安易に「準支援対象者」とすることのないようにするものとし、矯正施設からの就労支援の協力依頼を受ける際には、「準支援対象者」とすることに関する確認及び調整を行うものとする。

(3)～(5) (略)

4 支援事業の実施体制

(1) 協議会等の設置

ア 各都道府県に、矯正施設の長、保護観察所長、都道府県労働局職業安定部長、矯正施設又は保護観察所の所在地を管轄する安定所長等から構成される都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する（別添1（都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会設置要領）参照）。

協議会は、関係機関の連携を図り、支援事業の年間実施計画の策定、実施手順の調整等を行う。

イ 協議会の下部組織として、必要に応じ、更生保護機関の所在地を管轄する安定所に、安定所の職員及び更生保護機関の職員から構成される刑務所出所者等就労支援事業連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する（別添2（刑務所出所者等就労支援事業連絡会設置要領）参照）。

連絡会では、更生保護機関と安定所との具体的連携方策の検討、事業の実施状況等についての情報交換等を行う。

(2) 責任者の設置

矯正施設又は更生保護機関の所在地を管轄する各安定所に、当該安定所の職員のうちから支援事業の担当責任者（以下「責任者」という。）を設置する。

責任者は、就労支援チームの構成員として支援メニューの選定等を行うほか、当該安定所内における支援事業の実施状況を把握し、支援事業の円滑な実施を図る。

(3) ナビゲーターの設置

矯正施設又は更生保護機関の所在地を管轄する安定所に、「支援対象者」の職場適応・定着を支援する就職支援ナビゲーター（就労支援分）（以下「ナビゲーター」という。）を設置する（別添3（就職支援ナビゲーター（就労支援分）設置要領）参照）。ただし、ナビゲーターの設置は、予算配賦の範囲内で行う。

ナビゲーターは、更生保護機関と連携を図りつつ、「支援対象者」が就職後早期に職場に適応・定着できるように支援するとともに、矯正施設とも連携を図りつつ、協力雇用主を対象とした求人の開拓並びにトライアル雇用主及び職場体験講習委託事業主の開拓等を行う。また、就労支援チームの構成員として、「支援対象者」との面接、及び矯正施設又は更生保護機関との連絡調整、矯正施設又は更生保護機関からの質疑対応等を行う。

(4)・(5) (略)

5 支援期間

支援事業を行う期間（以下「支援期間」という。）は、下記6に該当する場合を除き、次の期間とする。

(1) 受刑者等である支援対象者等に対する支援期間

受刑者等である支援対象者等に対する支援期間は、下記8(1)アの支援事業の協力依頼のあった日から矯正施設から釈放又は出院するまでの期間とする。

(2)・(3) (略)

6・7 (略)

8 支援事業の協力依頼及び内容

支援事業は、支援対象者等の生活環境、本人の希望、能力、適性等を勘案し、責任者が中心となって、以下の要領で行う。

(1) 受刑者等に対する支援の協力依頼及び内容

ア 支援事業の協力依頼

釈放又は出院予定の受刑者等に対する就労支援の協力依頼は、矯正施設の長から、「支援対象者」の場合であっても「準支援対象者」の場合であっても、矯正施設の所在地を管轄する安定所（以下「矯正施設所在地安定所」という。）の長に対して行われる。

当該協力依頼は、矯正施設の職員から、就労支援の協力依頼書及び連絡票が担当安定所の責任者に送付されることによって行われることとなるが、具体的な手順は以下のとおり。

(7) 矯正施設の職員から、「就労支援協力依頼書」（別添5）及び「支援対象者総括票」（別添6）からなる連絡票が矯正施設所在地安定所の責任者に送付される。

なお、支援対象者等が下記イ(4)のうちの「職業相談・職業紹介」を希望する場合には、個人情報の提供について支援対象者等の同意を得た上、当該支援対象者等に係る個人票A（別添7）も併せて送付される。

この場合、個人票Aの「就職についての希望欄」は可能な範囲で記入するものとして差し支えなく、また個人票Aの1枚目については求職申込書そのものへの記入に代えることとして差し支えない。

なお、下記イ(7)の「職業講話の実施及び求職活動ガイドブックの配布」のみを安定所長に依頼する場合は、本人を「支援対象者」「準支援対象者」として位置づけず、「就労支援協力依頼書」等による正式な依頼手続きではなく、任意の簡素な方法によることとする。

また、下記イ(4)のうちの「求人情報の提供」のみを安定所長に依頼する場合においても同様に、「支援対象者」「準支援対象者」として位置づけず、本人を特定できる氏名又はイニシャル等と、求人検索に必要な希望条件等の項目を伝える任意の簡素な方法によることとする。

(4) 受刑者等である「準支援対象者」については、本人が職業相談・職業紹介を希望した場合、「支援対象者総括票」の刑名刑期（保護処分名）欄及び「支援対象者個人票A」の備考欄に「前歴等非開示希望」と記載する。

(7) 上記(7)の連絡票が送付された後、安定所の責任者は、矯正施設の職員と、電話等を利用して、希望就労支援内容、実施時期、支援対象者等についての情報交換を行うとともに、連絡票については、「支援対象者」と「準支援対象者」を別々に管理・保管する。

なお、連絡票の送付時期については、協議会において事前に調整する。

イ 受刑者等である支援対象者等に対する支援の方法及び内容

(7) 職業講話の実施及び求職活動ガイドブックの配布

安定所の職員は、矯正施設を訪問し、支援対象者等に対して、職業講話を実施するとともに、釈放又は出院後の就職活動を容易にするための求職活動ガイドブックを配布する。

なお、職業意識や就労意欲が、求職活動を遂行できる程度までに形成されておらず、支援対象者等に該当しない受刑者等に対しても、それらの者の職業意識や就労意欲を喚起するため、職業講話を実施し、又は求職活動ガイドブックを配布して差し支えないものとする。

(4) 職業相談・職業紹介の実施及び求人情報の提供

安定所の職員は、原則として、矯正施設を訪問し、支援対象者等の求職申込みを受けるとともに、当該支援対象者等の希望を十分に聴取した上で、釈放又は出院後の円滑な就職のための職業相談・職業紹介を行う。具体的には、釈放又は出院予定の受刑者等の中には、就労経験が乏しいことなどにより適切な就職活動の方法を知らない、就労の意義と必要性が実感できていない、耐性が乏しい、自己評価が適切にできない等の問題を抱え、就職が困難な状況にある者も多いことから、下記 i から x までの事項を中心に、個人ごとによりきめ細かく実施することにより、効果的な就労支援を行う。

求人情報の提供に当たっては、単に表面的な希望条件に合致する求人を検索して提供するのではなく、綿密な職業相談を行う中で、本人がその求人に直接応募できる程度までに、本人の能力と適性に応じた適格な求人を絞り込んでそれを提供する。具体的には、矯正施設所在地安定所が、ハローワークシステムによって検索した情報や、就職活動地安定所に照会して把握した情報を支援対象者等に対して提供する方法を原則とし、また、矯正施設と矯正施設所在地安定所の合意のもとに、矯正施設が就職活動地安定所に直接照会して把握した情報を支援対象者等に対して提供する方法も可能とする。

また、紹介する求人については、支援対象者等の希望、能力、適性等を考慮し、常用雇用のみではなく、パート雇用も含め自立を促進することができる職業を幅広く選定する。

- i 求人状況及び雇用情勢の説明
- ii 個人票に基づく支援対象者等の状況の再確認
- iii 釈放又は出院後における安定所の活用方法の説明
- iv 求職活動に当たっての心構えの確立や不安の解消
 - ・ 労働の意義の理解
 - ・ 自己の能力の把握
- v 就職にかかる希望・ニーズ（業種、雇用形態、就労時期等）の詳細な把握
- vi これまでのキャリアの棚卸しの支援
- vii 履歴書・職務経歴書の作成指導
- viii 求人情報の提供
- ix 支援対象者等のニーズにあった求人の提示と応募する求人の決定の支援
- x 「支援対象者」に対するインターネットテレビ電話を活用した遠隔地企業説明会及び遠隔地面接会の実施

なお、インターネットテレビ電話を活用した遠隔地企業説明会等の実施については、「釈放予定の受刑者に対する遠隔地企業説明会及び遠隔地面接会の試行実施要領」（別添12）による。

(ウ) トライアル雇用の活用

受刑者等のうち「支援対象者」であって、釈放・出院後に、直ちに常用雇用による就職は困難であり、その職業経験、技術、知識等から判断して、就職の実現には一定期間のトライアル雇用を経ることが適当である者に対しては、平成 18 年 3 月 31 日付け職発第 0331039 号「刑務所出所者等就労支援事業（委託事業）の実施について」別添 2「刑務所出所者等就労支援事業に係るトライアル雇用事業実施要領」（以下「トライアル雇用事業実施要領」という。）により、トライアル雇用を活用する。

ウ 安定所の職員から矯正施設の職員への連絡及び適切なフォローアップ

当該支援対象者等に係る事業を終了する場合、安定所の職員は、「就労支援終了報告書」（別添 8）により、矯正施設の職員に対して終了の報告をする。

なお、就労支援終了報告書の送付時期については、協議会において事前に調整する。

当該支援対象者等の取組状況に問題が生じた場合、責任者は、矯正施設の職員と連携し、問題を解決する。

支援対象者等の応募が不調に終わった場合には、その原因を分析し、職業相談を行うなど適切なフォローアップを行う。

エ 釈放又は出院後のフォローアップ

(ア) 支援の引継ぎ

就労支援を希望する受刑者等のうち、釈放又は出院後において安定所による支援(釈放又は出院前に就職が決定した支援対象者等に対する釈放又は出院後の職場適応・定着支援を含む。)を希望する者については、次によって関係機関相互での確な引き継ぎを行うものとする。

① (略)

② 矯正施設から保護観察所への連絡

受刑者等が支援対象者等として安定所に職業相談・職業紹介の実施を依頼した場合及びその者の就職が内定等した場合には、矯正施設から当該矯正施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会及び当該者の生活環境の調整を実施している保護観察所へ連絡されることとなっている。このとき、8(1)イ(ウ)によりトライアル雇用を活用して就職が内定等した場合の連絡については遺漏のないよう特に留意して行うこととなる。

また、支援対象者等である受刑者等のうち仮釈放又は仮退院を許す旨の決定を受けた者は、矯正施設から当該者の生活環境の調整を実施する保護観察所に対して、矯正施設が本人に対して行った就労支援の状況についての情報が連絡されることとなっている。

一方、受刑者等のうち満期出所又は満期退院の者は、保護観察の対象とはならないが、任意の保護観察所に出頭して保護を申し出ることによって更生緊急保護の対象となった者であって、そのうち就労支援を希望する者については、釈放又は退院時に本人に交付された保護カードを活用するなどして当該保護観察所と矯正施設の間で、本人に対する就労支援の状況についての情報が連絡されることとなっている。

なお、保護観察所は、就労支援を希望する保護観察対象者等について、矯正施設において既に協力依頼が行われているか否か、あるいは矯正施設から以上のような連絡があったか否かにかかわらず、改めて協力依頼の手続きを行うこととなる。

(イ) (略)

オ (略)

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(1)-ア-② 刑務所と安定所の連携が不十分なため、支援対象者等の 9 割近くについて求職登録や職業相談を行っていない例

調査対象機関名	内 容																		
広島刑務所、広島公共職業安定所	<p>広島公共職業安定所は、広島刑務所から、表 1 のとおり、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間で 229 人の就労支援の協力依頼を受けたが、刑務所と安定所の連携が不十分なため、このうち 198 人 (86.5%) の者に対して、職業相談 (求職登録を含む。入所中の支援対象者等に面談形式で実施) を実施していなかった。</p>																		
	<p>表 1 広島公共職業安定所における支援対象者等に対する就労支援の実施状況 (単位：人、%)</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島刑務所から協力依頼を受けた支援対象者等の数①</td> <td>56</td> <td>77</td> <td>96</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>うち広島公共職業安定所が職業相談を行わなかった者②</td> <td>48 (85.7)</td> <td>66 (85.7)</td> <td>84 (87.5)</td> <td>198 (86.5)</td> </tr> </tbody> </table>					平成 22 年度	23 年度	24 年度	合計	広島刑務所から協力依頼を受けた支援対象者等の数①	56	77	96	229	うち広島公共職業安定所が職業相談を行わなかった者②	48 (85.7)	66 (85.7)	84 (87.5)	198 (86.5)
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	合計															
広島刑務所から協力依頼を受けた支援対象者等の数①	56	77	96	229															
うち広島公共職業安定所が職業相談を行わなかった者②	48 (85.7)	66 (85.7)	84 (87.5)	198 (86.5)															
	<p>(注) () 内は、①に占める②の割合である。</p>																		
	<p>以上の点について、広島公共職業安定所では、i) 就労支援体制を超えた支援対象者等の協力依頼があるなど対応が困難であること、ii) 就労支援事業の年間計画 (注) の中で、職業相談を年間 24 回 (月 2 回ペース) 行うこととしているものの、広島刑務所が設定した職業相談は月 1 回となっていたこと等を理由としている。</p>																		
	<p>一方、広島刑務所では、i) 就労支援の希望は、前向きな意向を示すものであるため、刑務所内の所定の選定手続を経て支援対象者を選定し、広島公共職業安定所へ就労支援の協力依頼を行ってきており、安定所の支援体制までは特に考慮していなかった、ii) 職業相談を年間 24 回 (月 2 回ペース) 行うこととしているものの、広島公共職業安定所の職業相談は、月 1 回しか対応してもらえないと聞いていたことから、実際の設定回数は、表 2 のとおり、計画回数の半分以下という結果となったとしている。なお、同刑務所は、職業相談の実施日を制約していたのではなく、広島公共職業安定所から要請があれば、必要な実施日を設定することは可能であるとしている。</p>																		
	<p>表 2 広島刑務所における支援対象者等に対する職業相談の設定状況 (単位：回)</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画回数</th> <th>設定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>24</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>23 年度</td> <td>24</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>24 年度</td> <td>24</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>					計画回数	設定回数	平成 22 年度	24	8	23 年度	24	11	24 年度	24	11			
	計画回数	設定回数																	
平成 22 年度	24	8																	
23 年度	24	11																	
24 年度	24	11																	
	<p>このように、本事例については、刑務所と公共職業安定所間の連携不足から、結果的に、就労支援が不十分な状況となっていた。</p>																		
	<p>(注) 刑務所長、公共職業安定所長等を構成員とする都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会を通じ、年間対象者数等について定めることとされている計画 (実施要領 4(1)ア)</p>																		

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-ア-③ 刑務所等と安定所の連携が不十分なため、刑務所等からの就労支援の協力依頼の内容について相互に認識が異なり、安定所が職業紹介までは依頼されていないと思い、職業紹介を行っていない例

調査対象機関名	内 容
府中刑務所、府中公共職業安定所	<p>府中刑務所は、府中公共職業安定所に就労支援の協力依頼を行うに当たり、依頼する就労支援内容を「求人情報の提供」として依頼した場合には、職業紹介まで含まれていると認識していた。これに対し、府中公共職業安定所では、「求人情報の提供」は求人票の提供を意味し、職業紹介まで含まれておらず、改めて依頼がない限り職業紹介は行わないという認識でいた。</p> <p>この結果、府中公共職業安定所は職業紹介を実施していなかった。</p>
多摩少年院、八王子公共職業安定所	<p>多摩少年院は、八王子公共職業安定所に就労支援の協力依頼を行うに当たり、依頼する就労支援内容を「職業相談」として依頼した場合には、職業紹介まで含まれていると認識していた。これに対し、八王子公共職業安定所では、「職業相談」には、職業紹介まで含まれておらず、改めて依頼がない限り職業紹介は行わないという認識でいた。</p> <p>この結果、八王子公共職業安定所は職業紹介を実施していなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-ア-④ 少年院が就労支援事業の仕組みを誤認していたため、支援対象者等に求人情報を提供するだけで、職業紹介の意向を確認していない例

調査対象機関名	内 容
広島少年院	<p>刑務所等において就労支援事業の支援対象者等に選定された者は、入所・入院中に職業相談等の就労支援が行われるが、当該支援対象者等が仮出所又は仮出院した後は、改めて本人の希望に基づき保護観察所が支援対象者等として選定し直し安定所と連携して就労支援を行うこととされている。</p> <p>しかし、広島少年院は、支援対象者等が仮退院した後もそのまま就労支援事業の支援対象者等として継続され、安定所から職業紹介を受けて事業者と面談を行うのは出院後であると誤認していたことから、広島西条公共職業安定所から求人情報を受理しても、支援対象者等に出院後の参考情報として提供するにとどめ、関心のある求人の有無や職業紹介の意向確認を本人に行っておらず、同安定所に職業紹介の依頼も行っていなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-① 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）における保護観察及び更生緊急保護の実施に関する規定（抜粋）

<p>(保護観察の実施方法)</p> <p>第 49 条 <u>保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第 57 条に規定する指導監督及び第 58 条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(特別遵守事項)</p> <p>第 51 条 <u>保護観察対象者は、一般遵守事項のほか、遵守すべき特別の事項（以下「特別遵守事項」という。）が定められたときは、これを遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特別遵守事項は、次条の定めるところにより、これに違反した場合に第 72 条第 1 項、刑法第 26 条の 2 及び第 29 条第 1 項並びに少年法第 26 条の 4 第 1 項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>労働に従事すること、通学することその他の再び犯罪をすることがなく又は非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し、又は継続すること。</u></p> <p>三～六 (略)</p> <p>(指導監督の方法)</p> <p>第 57 条 <u>保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によって行うものとする。</u></p> <p>一 面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。</p> <p>二 <u>保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という。）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。</u></p> <p>三 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補導援護の方法)</p> <p>第 58 条 <u>保護観察における補導援護は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、次に掲げる方法によって行うものとする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>職業を補導し、及び就職を助けること。</u></p> <p>四～七 (略)</p> <p>(更生緊急保護)</p> <p>第 85 条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。</p> <p>一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者</p> <p>二～八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれ</p>
--

た後六月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に六月を超えない範囲内において、これを行うことができる。

5・6 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(1)-イ-② 「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」における保護観察対象者等である支援対象者等に対する就労支援に関する規定(抜粋)

1 (略)

2 支援事業の概要

安定所の長(以下「安定所長」という。)は、刑務所出所者等の就労支援について、矯正施設の長又は保護観察所の長(以下「保護観察所長」という。)から協力依頼がなされた場合には、次のとおり支援事業を行うものとする。

(1) (略)

(2) 保護観察対象者等である支援対象者等については、更生保護機関の職員と連携を図りつつ、個別の面接を行う等により、適切な支援メニューを選定し、選定された支援メニューに基づき、就労支援を行うこと。

3 支援対象者等の範囲

支援対象者等の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) (略)

(3) 保護観察対象者等である「支援対象者」の範囲

保護観察対象者等である「支援対象者」の範囲は、次のアからオまでのいずれにも該当し、かつ、安定所との連携による支援事業の活用により就労の確保が期待できる者として保護観察所長が選定し、安定所長へ就労支援の協力依頼を行った者とする。

なお、下記ア及びイの評価に当たっては、その就労を促進するという観点から見たとき、一般求職者の評価基準を単純に当てはめることは必ずしも適当でないことから、保護観察対象者等の特性を十分理解した上で、特別な配慮をもってこれを行うこととするとともに、保護観察所と安定所の双方が、本人に対する面接等の中で就労意欲の喚起の働きかけを積極的に行うこととする。

ア 稼働能力を有すること。

具体的には、身体的・精神的健康状態について、就労が可能な状態にある者は対象となるが、本人から疾病や障害のため就労が困難であるとの申立てがある者、保護観察所長が健康状態の回復に努めるべき者と判断した者等は対象とならない。

イ 就労意欲を有すること。

なお、「支援対象者」の候補となる者が多数いる場合には、保護観察所長が就労意欲が高いと判断した者を優先的に「支援対象者」とすること。

ウ 住居が安定しているか、又は住居を確保する見込みのあること。

エ 支援事業への参加を希望していること。

なお、保護観察所長が安定所長に協力依頼を行う段階では、支援事業への本人の希望状況を各支援メニューごとに確認することまで求められているものではなく、本人が下記8(2)オ①の安定所による職業相談・職業紹介の実施を希望していることの確認で足りるものとし、「支援対象者」に対して実施する支援メニューの具体的内容は、下記4(4)アにより設置された刑務所出所者等就労支援チーム(以下「就労支援チーム」という。)が本人の希望を十分踏まえつつ決定することとなる。

オ 求人者に対する犯罪等の前歴についての情報の開示に同意していること。ただし、未成年者にあつては、本人及び保護者が同意している場合に限ること。

(4) 保護観察対象者等である「準支援対象者」の範囲

保護観察対象者等である「準支援対象者」は、上記(3)に示す保護観察対象者等である「支

援対象者」の要件のうち、ア～エのいずれにも該当するものの、オ（前歴等情報の開示の同意）に該当しない者とする。

なお、「準支援対象者」として支援を開始した後に、前歴の情報開示に係る本人(未成年者にあつては本人及び保護者)の同意が得られれば、「支援対象者」に切り替えて支援を行うことができるものとし、また逆に「支援対象者」を「準支援対象者」に切り替えて支援を行うこともできるものとする。ただし、前歴の情報開示に同意できる者等を、安易に「準支援対象者」とすることのないようにするものとし、保護観察所から就労支援の協力依頼を受ける際には、「準支援対象者」とすることに関する確認及び調整を行うものとする。

(5) (略)

4 支援事業の実施体制

(1)～(3) (略)

(4) 就労支援チームの設置

ア 保護観察所の所在地を管轄する安定所（以下「保護観察所所在地安定所」という。）に、保護観察所の保護観察官並びに保護観察所所在地安定所の責任者及びナビゲーターから構成される就労支援チームを設置する（別添4（刑務所出所者等就労支援チーム設置要領）参照）。

イ 就労支援チームは、支援対象者等との面接等を行い、支援メニューを選定し、支援事業を推進する。

ウ なお、就労支援チームは、「就職活動地」（原則として本人の帰住予定地をいい、本人が就職することを希望する地域を帰住予定地以外の地域でほぼ決めている場合はその地域をいう。）における支援の実務担当者が関与することにより、よりきめ細かな就労支援が可能となると考えられることから、必要に応じ、各個別ケースごとに、安定所側では就職活動地を管轄する安定所（以下「就職活動地安定所」という。）の職員、また更生保護機関側では就職活動地を担当する保護観察官、担当保護司、更生保護法人（更生保護施設）の職員（本人が更生保護施設に入所する場合）に協力を求めるか、あるいはこれらの職員を就労支援チームの構成員として位置づけることにより、それらの職員の就労支援チームへの当初からの積極的な参画を求めるものとする。

(5) 就職活動地安定所における体制整備

保護観察対象者等である「支援対象者」との面接等や支援メニューの選定・実施等については、保護観察所所在地安定所に置かれた就労支援チームが行うが、就労支援チーム所在地安定所が就職活動地安定所でない場合は、就労支援チームから当該就職活動地安定所に対して支援メニューの実施を依頼することになっている（記の8(2)ウ）。

また、保護観察対象者等である「準支援対象者」に対する支援については、保護観察所長から直接就職活動地安定所の長に対して協力依頼が行われることになっている（記の8(2)ア）。

これらのことから、就職活動地安定所となりうる、就労支援チーム所在地安定所以外の全安定所においては、次によって支援事業の実施体制を整備するものとする。

ア 支援メニューの実施担当者の明確化

就職活動地安定所内部で、「担当者制による職業相談・職業紹介」等の支援メニューの実施担当者をあらかじめ明確化しておくものとする。なお、その実施担当者は、必要に応じ就労支援チームの行う支援対象者等との面接の場面に参画するものとされていることに留意する。

イ 更生保護機関の就労支援担当者との連携

就職活動地安定所が、支援対象者等との面接に担当保護観察官、保護司又は更生保護法人の職員の同席が必要と判断する場合等において、当該担当者に対して協力を求めるなど、支援メニューの実施に当たって両者の密接な連携を図るものとする。

特に、「準支援対象者」については、就労支援チームが設けられないため、支援メニューの実施に当たって、担当保護観察官、保護司又は更生保護施設の職員の協力を積極的に求めるものとする。

5 支援期間

支援事業を行う期間（以下「支援期間」という。）は、下記6に該当する場合を除き、次の期間とする。

(1) (略)

(2) 保護観察対象者等である「支援対象者」に対する支援期間

保護観察対象者等である「支援対象者」に対する支援期間は、下記8(2)アの支援事業の協力依頼のあった日から次のアからウまでに掲げる期間のうち最も長い期間とする。ただし、就職後、職場適応・定着についての支援を実施する場合には、就職日から3月後の応当日までの期間とする。

ア 求職の申込みが受理された日から6月後の応当日までの期間

イ 公共職業訓練、求職者支援制度における職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）

又は職場体験講習の終了日から3月後の応当日までの期間

ウ トライアル雇用が終了するまでの期間

(3) 保護観察対象者等である「準支援対象者」に対する支援期間

保護観察対象者等である「準支援対象者」の支援期間は、就労支援の協力依頼のあった日から、次のア及びイに掲げる期間のうちいずれか長い期間とする。

ア 求職の申込みが受理された日、公共職業訓練又は求職者支援訓練の終了日の属する月の翌々月の末日

イ 本人が全国のいずれかの安定所で最後に求職活動を行ったことが記録されてから1ヶ月経過する日の属する月の末日

6 支援期間の延長

(1) 保護観察対象者等の支援期間の延長の要件

ア 支援期間を満了しても就労に至らない保護観察対象者等である「支援対象者」であって、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するなど、安定所が行う支援事業に積極的に取り組んでおり、かつ、支援事業を延長することにより就労の確保が期待できると当該「支援対象者」の支援を実施していた安定所長が判断する者については、その者の希望を聴取した上で、支援期間を延長することとする。

(ア) 職業相談に欠かさず来所するなど、積極的に安定所による支援を受けていたこと。

(イ) トライアル雇用終了後に雇用に移行しなかった理由が、一方的に「支援対象者」に起因するものではないと考えられること。

(ウ) 公共職業訓練又は求職者支援訓練の出席率が高いなど、積極的に職業能力開発に取り組んでいたこと。

(エ) 安定所の提示する求人に積極的に応募していたこと。

イ 支援期間を満了しても就労に至らない保護観察対象者等である「準支援対象者」であって、上記ア(ア)又は(エ)に該当するなど、安定所が行う支援事業に積極的に取り組み、かつ、支援期間の満了前（支援期間の終了月）に引き続きあっせんの継続を申し出た場合であって、支援事業を延長することにより就労の確保が期待できると当該「準支援対象者」の支援を実施していた安定所長が判断する者については、支援期間を延長することとする。

(2) 延長した場合の支援期間

ア 保護観察対象者等である「支援対象者」については、上記5(2)を準用する。この場合において、5(2)ア中「求職の申込みが受理された日」とあるのは「支援期間の延長が決定された日」と読み替えるものとする。

イ 保護観察対象者等である「準支援対象者」については、1ヶ月単位で延長する。

(3) 支援メニューの選定

支援期間を延長した場合、安定所の職員は、支援対象者等の就労についての希望、能力の変化、就職に至らなかった原因等を的確に把握し、引き続き同一の支援メニューを実施することが効果的であると判断する場合を除き、延長前に行った支援メニュー以外の支援メニューを選定する。

7 支援期間の調整

安定所長は、保護観察所長から就労支援の協力依頼があった場合、支援対象者等の保護観察期間又は更生緊急保護期間を確認するとともに、上記5又は6の規定による当該支援対象者等の支援期間の満了日が保護観察期間又は更生緊急保護期間の満了日を超える場合には、当該支援対象者等の保護観察期間又は更生緊急保護期間の満了日まで、当該保護観察所長に対し、支援期間の満了日まで更生緊急保護を適用又はその期間を延長するよう依頼する。ただし、当該支援対象者等の支援期間の満了日まで更生緊急保護を適用又はその期間を延長できない場合には、安定所長は、上記5又は6の規定にかかわらず、当該支援対象者等の保護観察期間又は更生緊急保護期間の満了日を支援期間の満了日とする。

8 支援事業の協力依頼及び内容

支援事業は、支援対象者等の生活環境、本人の希望、能力、適性等を勘案し、責任者が中心となって、以下の要領で行う。

(1) (略)

(2) 保護観察対象者等に対する支援事業の協力依頼及び内容

ア 支援事業の協力依頼

保護観察対象者等に対する就労支援の協力依頼は、保護観察所長から、「支援対象者」の場合は、保護観察所所在地安定所の長に対して、また「準支援対象者」の場合は、就職活動地安定所の長に対して行われる。

当該協力依頼は、保護観察所の職員から、就労支援の協力依頼書及び連絡票が、担当安定所の責任者等に送付されることによって行われることとなるが、具体的な手順は、以下のとおり。

(ア) 保護観察所の職員から、「就労支援協力依頼書」（別添9）、「支援対象者総括票」及び「支援対象者個人票A」からなる連絡票（別添10）が、個人情報を提供することに対する支援対象者等の同意を得た上、担当安定所の責任者等に送付される。

この場合、個人票Aの「就職についての希望欄」は可能な範囲で記入するものとして差し支えなく、また個人票Aの1枚目については求職申込書そのものへの記入に代えることとして差し支えない。

(イ) 保護観察対象者等である「準支援対象者」については、「支援対象者総括票」の刑名刑期（保護処分名）欄及び「支援対象者個人票A」の備考欄に「前歴等非開示希望」と記載する。

(ウ) 上記(ア)の連絡票が送付された後、責任者等は、保護観察所の職員と、電話等を利用して、支援対象者等についての情報交換を行うとともに、連絡票については、「支援対象者」と「準支援対象者」を別々に管理・保管する。

なお、保護観察所長が就労支援の協力依頼を行う安定所長、連絡票の送付時期等については、協議会において事前に確認又は調整する。

イ 「支援対象者」との面接等

就労支援チームは、個別の面接、メニュー選定ケース会議の開催等により、「支援対象者」の生活環境等を把握するとともに、本人の希望、能力、適性等を勘案し、適切な支援メニューを選定することとなるが、具体的には以下のとおり。

就労支援チームは、保護観察所長から安定所長に対し就労支援の協力依頼があった場合、原則として、当該保護観察所所在地安定所において「支援対象者」との面接を実施し、アンケート等も活用して、「支援対象者」の希望、就労意欲等を聴取する。特に、「支援対象者」が、求人者に対する犯罪等の前歴についての情報開示に同意（未成年者にあつては、本人及び保護者が同意）していることを確認する。

なお、就労支援チームが支援対象者等に対して面接等を行うに当たっては、特に初回面接における対応が重要であることを認識し、本人に対して支援事業のメリットを十分に理解させた上で、支援を受けて就職活動を積極的に行うことができるよう就労意欲の喚起に努める。

面接の結果、責任者が上記3(3)の要件を満たさないと判断する者については、保護観察官と協議の上、支援事業の対象としないことができる。

就労支援チームは、面接終了後、メニュー選定ケース会議を開催し、下記オ①の支援メニューについては、原則として、全ての「支援対象者」に対して選定し、②から⑨までの支援メニューについては、その中から「支援対象者」にふさわしいものを選定する。

支援メニューの選定に当たっては、責任者の意見を尊重し、選定した支援メニューについては、「支援対象者個人票B」（別添8の別紙）に記載するとともに、支援開始後においては、支援を行う安定所の職員は、随時、就労支援チームの構成員である保護観察官と協議し、支援メニューの追加等の見直しを行う。

ウ 支援対象者等への連絡

当該支援対象者に対する支援メニューを決定した場合、支援対象者等との面接を実施した責任者は、当該支援メニューを実際に行う安定所に対し、支援対象者等名、支援メニューその他必要事項を連絡した後、支援対象者等に対し、当該安定所に来所すべき日時を知らせるとともに、その旨を当該安定所に連絡する。ただし、支援メニューの選定をした就労支援チームが設置されている安定所と支援を行う安定所が同一の場合は、この限りでない。

エ 求職の受理

支援メニューを行う安定所の担当者は、支援対象者等が来所して求職の申込みをしたときは、これを受理する。

オ 「支援対象者」に対する支援の方法及び内容

① 担当者制による職業相談・職業紹介

原則として、すべての「支援対象者」に対し、安定所の専門援助部門において担当者制による職業相談・職業紹介を実施する。

具体的には、安定所の職員は、当該「支援対象者」の希望を十分に聴取して早期就職のための計画を策定した後、予約制などを活用して支援のための時間を十分確保した上で、必要に応じ、保護観察官、担当保護司、更生保護法人の職員等と連携しつつ、下記 i から xv までの事項を中心として、「支援対象者」ごとに、求人開拓から就職に至る一貫した就職支援をきめ細かく実施する。求人情報の提供については、保護観察官、担当保護司及び下記(3)の特例の適用を受ける更生保護法人の職員からの求めに応じ、それぞれの担当の安定所がそれらの担当者を通じて、本人の希望条件に適合した求人情報の提供を行うことも可能とする。

また、紹介する求人については、「支援対象者」の希望、能力、適性等を考慮し、常用雇用のみではなく、パート雇用も含め自立することができる職業を幅広く選定する。

i 支援事業の説明

ii 管内の求人状況及び雇用情勢の説明

iii 個人票に基づく「支援対象者」の状況の再確認

iv 安定所の活用方法の説明

v 求職活動に当たっての心構えの確立や不安の解消

・ 労働の意義の理解

・ 自己の能力の把握

vi 就職にかかる希望・ニーズ（業種、雇用形態、就労時期等）の詳細な把握

vii 受講すべきセミナー等の選定

viii これまでのキャリアの棚卸しの支援

ix 履歴書・職務経歴書の作成指導

x 「支援対象者」のニーズにあった求人の提示と応募する求人の決定の支援

x i 応募先企業に関する情報の収集方法の教示

x ii 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削

x iii 特定の求人に応募するための面接シミュレーション

x iv 応募が不調に終わった場合の理由の特定と今後の対応の検討

xv 「支援対象者」に対する下記⑧の身元保証システムの活用及び事業主に対する当該制度の説明による採用等への不安の軽減

② 職場体験講習の実施

就職に不安を有する「支援対象者」のうち、実際の職場環境や業務を体験させ、就労への適応を図ることにより、就職に結びつく可能性の高い者に対しては、職場体験講習の受講を推薦し、その活用を図る。職場体験講習の受講推薦に当たっては、平成18年3月31日付け職発第0331039号「刑務所出所者等就労支援事業（委託事業）の実施について」別添1「刑務所出所者等就労支援事業に係る職場体験講習実施要領」による。

なお、「支援対象者」の中には、就労経験に乏しい者が多いと見込まれることから、職場体験講習中も、安定所の職員又はナビゲーターは、保護観察官又は担当保護司と連携して、職場体験講習受入事業所を訪問するなど、職場の理解促進、不安の除去について配慮する。

③ トライアル雇用の実施

直ちに常用雇用による就職は困難であり、その職業経験、技術、知識等から判断して、就職の実現には一定期間のトライアル雇用を経ることが適当である「支援対象者」に対しては、トライアル雇用を実施する。トライアル雇用の実施に当たっては、トライアル雇用事業実施要領による。

なお、「支援対象者」は就労経験が少ない者が多いと見込まれることから、トライアル雇用期間中も、安定所の職員又はナビゲーターは、保護観察官又は担当保護司と連携して、「支援対象者」又は雇用主に対して電話等による定期的な連絡を行うことでトライアル雇用の状況を把握し、必要に応じ、「支援対象者」又は雇用主から相談を受けたり、「支援対象者」に助言するなどの支援を行う。

④ セミナー及び事業所見学会の実施

求職活動の経験、就労経験が乏しい「支援対象者」に対しては、就職活動のノウハウの習得や事業所の実態に係る理解の促進を図ることを目的として、求職活動を支援するセミナー又は事業所見学会を実施する。セミナー及び事業所見学会の実施に当たっては、平成18年3月31日付け職発第0331039号「刑務所出所者等就労支援事業（委託事業）の実施について」別添3「刑務所出所者等就労支援事業に係るセミナー及び事業所見学会実施要領」による。

⑤ 公共職業訓練の受講あっせん

就労を実現するためには、職業能力が不足し能力開発が必要と判断される「支援対象者」に対しては、求職活動期間のなるべく早期に受講のあっせんを行うよう努める。公共職業訓練の受講指示及び受講推薦並びに支援指示の手続きは、「職業訓練受講指示要領」及び「職業訓練受講推薦要領」並びに「求職者支援制度業務取扱要領」によることとし、また、公共職業訓練の受講を修了予定又は修了した「支援対象者」の職業相談・職業紹介は、「職業訓練修了者等職業紹介業務取扱要領」による。

なお、受講あっせんに当たっては、求職者の意思を尊重しつつ、求職者の適性、能力及び職業経験、各訓練コースの内容及び水準、地域の労働力需要等を総合的に勘案し、当該求職者にとって就職に結びつく可能性の高いコースを選択する。

また、公共職業訓練コースに関しては都道府県職業能力開発主管部局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（都道府県センター）と十分連携して情報を収集するとともに、キャリア・コンサルティング（求職者がその適性、能力、職業経験等に応じて自ら職業設計を行い、そのために必要となる職業能力を行うことができるよう、具体的な職業訓練等に関して行う相談）を実施する。

⑥ 求職者支援訓練の活用

「支援対象者」のうち、就労に必要な基本的な知識・能力が十分でないなど、その職業能力の開発が必要であると認められる者に対しては、求職活動期間のできるだけ早い段階で求職者支援訓練の受講も視野に入れたキャリア・コンサルティングを実施し、労働の意思・能力等、求職者支援制度の対象者（特定求職者）の要件を満たす者に対しては、希望することとなった職業訓練コースを選定できるよう援助する。

求職者支援訓練の実施に当たっては、平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発

0901第5号「求職者支援制度の実施について」による。

なお、希望する職業訓練コースの選定に当たっては、求職者支援制度担当者と十分に協議を行い、受講者の適性、就労状況及び職業能力等を把握するなど、支援対象者が常用雇用に移行できるよう配慮した勧奨を行う。

⑦ 職業転換給付金制度の活用

安定所は、「支援対象者」の生活の安定を図りつつ再就職を促進するために必要であると判断する場合には、雇用対策法第18条に基づき支給される職業転換給付金を活用して就職を支援する。職業転換給付金の手続きは、「就職促進手当支給要領」、「訓練手当支給要領」、「広域求職活動費支給要領」、「移転費支給要領」及び「職場適応訓練実施要領」による。

⑧ 身元保証システムの活用

安定所は、「支援対象者」の就職あっせんに当たって、身元保証システムを活用することにより就労時のトラブルなどの雇用主の不安を解消し就労が促進されると判断する場合には、「支援対象者」に対して身元保証システムを活用するよう説明し、併せて、安定所の所在地を管轄する保護観察所に連絡する。身元保証システムの実施手続きについては、別途法務省が定める実施要領による。

⑨ 職場適応・定着支援

安定所の職員又はナビゲーターは、就職した「支援対象者」のうち、長期間就労経験がない者、就労経験が乏しい者その他の職場への適応・定着が困難な者に対し、早期に職場に適応・定着することができるように、「支援対象者」又は雇用主に対して、電話等による定期的な連絡を行うことで、職場への適応・定着状況を把握し、必要に応じ、保護観察官又は担当保護司と連携しつつ、「支援対象者」又は雇用主から相談を受けたり、「支援対象者」に助言するなどの支援を行う。

また、支援期間終了後であっても、当該雇用者又は事業主から職場適応・定着等について相談等があった場合には、積極的に対応する。

なお、職場適応・定着支援を行う場合には、「支援対象者」のプライバシーの保護に特に配慮する。

カ 準支援対象者に対する支援の方法及び内容

「準支援対象者」に対する支援については、上記オ①の担当者制による職業相談・職業紹介、④のセミナー及び事業所見学会の実施、⑤の公共職業訓練の受講あっせん、⑥の求職者支援訓練の活用及び⑦の職業転換給付金制度の活用とする。この場合において、「支援対象者」とあるのは「準支援対象者」と読み替えるものとする。

なお、上記オ①xvについて、「準支援対象者」に対しては身元保証システムが活用できないことに留意し、また、上記オ④のセミナー及び事業所見学会の実施については、セミナー講師や事業所見学会に係る事業主が、参加者の氏名等個人情報の提供を求めない場合に限るものとする。

キ 協力雇用主を対象とした求人開拓等

責任者又はナビゲーターは、更生保護機関及び矯正施設と連携しつつ、協力雇用主を対象として、求人（トライアル雇用の求人を含む。）及び職場体験講習実施事業所等の開拓を行う。なお、このことは、支援対象者等に対する職業紹介先は、協力雇用主のうち安定所に求人申し込みをしたものが中心となるものの、それに限定されるという趣旨ではないことに留意する。

協力雇用主の名簿については、「協力雇用主名簿」（別添11）により、安定所の所在地を管轄する保護観察所から提供を受けるものとする。

ク 安定所による支援事業以外の支援

安定所は、上記オ及びカのほか、助成金制度の利用、就職面接会への参加、就職支援セミナーの受講等、支援対象者等及び事業主が利用可能な就職支援の方法がある場合には、これらについても活用する。

ケ 安定所の職員から保護観察所の職員への連絡等

支援対象者等に対する支援事業を終了する場合又は支援対象者等の支援メニューの取組状況に問題が生じた場合には、安定所の職員は保護観察所の職員に連絡し、「就労支援終了報告書」（別添８）により、支援事業の終了の報告を行い、又は問題の協議及び解決を図るものとする。

また、支援対象者等の応募が不調に終わった場合には、その原因を分析し、必要に応じ、支援メニューを見直すなど、適切なフォローアップを行う。

(3) (略)

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(1)-イ-③ 支援対象者等が来所していない場合の対応について実施要領に明示されていないことから、その状況等を安定所が保護観察所に連絡しておらず、保護観察所が支援対象者等に対し必要な指導等を行うこともなく、来所しないまま就労支援が終了している例

調査対象機関名	内 容
札幌保護観察所、札幌公共職業安定所	<p>札幌公共職業安定所では、支援対象者等に対する就労支援の開始に当たり、就労支援チームによる面接を行い、支援対象者等に希望する職種等が決まっていな い場合は、決まり次第、連絡等をするよう指示している。</p> <p>しかし、平成 23 年度及び 24 年度には、次のとおり、支援対象者等からその後の連絡等がなく、札幌公共職業安定所が就労支援を行っていないものがみられた。</p> <p>① 札幌公共職業安定所では、平成 24 年 2 月 28 日の就労支援チームによる面接の際、支援対象者 A は、希望する職種等が決まっていなかったため、決まり次第、連絡等するよう指示をしたが、その後連絡等がなく、一度も求人情報を提供せずに、保護観察期間の満了とともに就労支援が終了していた。</p> <p>② 札幌公共職業安定所では、平成 24 年 1 月 11 日の就労支援チームによる面接の際、支援対象者 B は、就労経験に乏しく職歴が判然としない状況であったため、まず、履歴書を作成し、提出するよう指示をしたが、その後連絡等がなく、保護観察期間の満了とともに就労支援が終了していた。</p> <p>③ 札幌公共職業安定所では、平成 23 年 12 月 20 日の就労支援チームによる面接の際、支援対象者 C が転職を希望したため、希望する職種等に応じた求人情報を提供したが、その後転職の相談の連絡等がなく、就労支援を行っていなかった。</p> <p>なお、当該支援対象者は、保護観察期間中の平成 24 年 4 月 30 日に、再犯により身柄拘束となっており、就労支援が終了していた。</p> <p>また、札幌保護観察所では、札幌公共職業安定所から上記の状況について連絡がないため、これら支援対象者に対して、必要な指導等が行われていなかった。</p> <p>このような状況について、札幌公共職業安定所では、支援対象者等から連絡等がない場合の対処方法については、札幌保護観察所との間で取決めはないため、個別の事案に応じて対応しているとしているが、就労支援は飽くまでも本人の意思に基づいて行われるものであるため、安定所から支援対象者等に対し連絡等を強く指導することはできないとしている。</p>
山形保護観察所、山形公共職業安定所	<p>山形公共職業安定所は、支援対象者 D の就職活動予定地を管轄する鶴岡公共職業安定所に対しても協力を要請しつつ、平成 24 年 6 月 28 日から就労支援を開始したが、同安定所の求職管理情報等には、就労支援の開始日以降、当該支援対象者が来所した記録はなく（注）、同日以降に就労支援を行っていなかった。</p> <p>また、山形公共職業安定所は、当該支援対象者が来所していない状況を山形保護観察所に対して連絡していなかった。</p> <p>このため、山形保護観察所は、当該支援対象者が安定所に来所していない状況を把握しておらず、安定所へ出向くことなど必要な指導等を行っていなかった。</p> <p>このように、当該支援対象者は、希望していた昼間勤務の就労先を確保できずに、夜間勤務のアルバイトのまま保護観察期間の満了とともに就労支援が終了した。</p> <p>（注）安定所では、支援対象者等が窓口を利用し、担当職員による職業相談等を受けた場合に求職管理情報に就職活動状況が記録される。このため、例えば、支援対象者等が窓口には来所せず、安定所内に設置されている求人情報検索端末を稼働して求人情報を閲覧するだけでは求職管理情報には記録されない。</p>

<p>広島保護観察所、広島公共職業安定所</p>	<p>広島公共職業安定所は、平成 23 年 2 月 10 日から支援対象者 E に対する就労支援を開始したが、広島公共職業安定所の求職管理情報等には、当該支援対象者が同年 3 月 3 日に職業相談を行った以降に窓口に来所した記録はなく、同日以降に就労支援を行っていない。</p> <p>また、広島公共職業安定所は、当該支援対象者が来所していない状況を広島保護観察所に対して連絡していなかった。</p> <p>一方、当該支援対象者は、平成 23 年 3 月 3 日以降、広島公共職業安定所に来所していない状況であるものの、入所していた更生保護施設や広島保護観察所に対し、同日以降も広島公共職業安定所の就職支援ナビゲーター（注）の助言の下、就職活動をしている等虚偽の報告をしていた。</p> <p>（注）就職支援ナビゲーターとは、実施要領に基づき、刑務所出所者等に対する就労支援を行うため、安定所に配置された非常勤職員である。</p> <p>このため、更生保護施設では、当該支援対象者が広島公共職業安定所の就職支援ナビゲーターを訪問し就職活動を行っているものと誤認しており、また、平成 23 年 4 月 27 日、当該支援対象者との定期面談のため更生保護施設を訪問した広島保護観察所でも、同様に就職活動を行っているものと誤認していた。</p> <p>この結果、広島保護観察所から当該支援対象者に対し、安定所へ出向くなど必要な指導等は行われず、保護観察期間の満了とともに就労支援が終了し、当該支援対象者は、無職の状態が続き、生活保護を受給するに至っている。</p>
<p>高松保護観察所、高松公共職業安定所</p>	<p>高松保護観察所は、平成 22 年 8 月 23 日から支援対象者 F に対する就労支援を開始したが、高松公共職業安定所の求職管理情報等には、当該支援対象者が同年 11 月 30 日に職業相談・職業紹介（結果は不採用）を行った以降に来所した記録はなく、同日以降に就労支援を行っていない。</p> <p>また、高松公共職業安定所は、当該支援対象者が来所していない状況を高松保護観察所に対して連絡していなかった。</p> <p>このため、高松保護観察所は、当該支援対象者が安定所に来所していない状況を把握しておらず、安定所へ出向くことなど必要な指導等を行っていない。</p> <p>このように、当該支援対象者は、無職の状態のまま更生緊急保護期間の満了とともに就労支援が終了した。</p>
<p>福岡保護観察所、福岡中央公共職業安定所</p>	<p>福岡中央公共職業安定所は、平成 24 年 4 月 19 日から支援対象者 G に対する就労支援を開始したが、福岡中央公共職業安定所の求職管理情報等には、同年 4 月 17 日（注）に職業紹介（結果は不採用）を行った以降に来所した記録はなく、その後当該支援対象者と連絡がつかないこと等から、同日以降に就労支援を行っていない。</p> <p>（注）当該支援対象者は、福岡保護観察所から福岡中央公共職業安定所に対し正式な就労支援の協力依頼を行う前に、福岡中央公共職業安定所に来所し、トライアル雇用を活用した職業紹介を受けている。</p> <p>また、福岡中央公共職業安定所は、当該支援対象者が来所していない状況を福岡保護観察所に対して連絡していなかった。</p> <p>このため、福岡保護観察所は、当該支援対象者が自己開拓により平成 24 年 5 月から、内装工の見習いとして就職したことを把握しているが、同年 9 月の退職以降、当該支援対象者が安定所に来所していない状況を把握しておらず、安定所へ出向くことなど必要な指導等を行っていない。</p> <p>このように、当該支援対象者は、無職の状態のまま保護観察期間の満了とともに就労支援が終了した。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-④ 保護観察所と安定所が連携して、支援対象者等に安定所への来所を促す独自の取組を行っている例

調査対象機関名	内 容
津保護観察所、津公共職業安定所	<p>津保護観察所では、就職活動を行うことや仕事をするなど就労に関する特別遵守事項が課された保護観察対象者に対して、どのようにして就職活動を積極的に行わせるかが課題となっていた。</p> <p>このため、津保護観察所は、三重労働局の協力を得て、津公共職業安定所等との間で、平成 23 年 8 月から、保護観察対象者等である支援対象者等に対する「職業相談確認票」による取組を独自に開始している。</p> <p>本取組では、まず、支援対象者等は、安定所を訪問した際に確認票を窓口へ提出する。次に、安定所は、当該支援対象者等に行った就労支援の内容等を確認票に記入し、本人へ返却する。その後、支援対象者等は担当保護司との面談の際に確認票を提出し、就職活動状況の確認を受けるものである。</p> <p>津保護観察所では、本取組により、支援対象者等が、担当保護司から安定所への来所状況の確認を受けることは、就職活動の動機付けの効果があると分析している。</p> <p>また、津公共職業安定所においても、本取組により、支援対象者等の自覚の向上につながったとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-⑤ 就労意欲の高い支援対象者等に対して、保護観察期間が満了することから、保護観察所が更生緊急保護を適用し保護を継続したが、その旨を安定所に連絡する仕組みがないため、連絡しておらず、また、安定所が保護観察所に更生緊急保護を適用するよう依頼を行っていないことから、就労支援を支援期間満了まで継続することなく保護観察期間の満了とともに終了している例

調査対象機関名	内 容
山口保護観察所、山口公共職業安定所	<p>支援対象者Hは、支援期間が平成 24 年 1 月 26 日から同年 7 月 26 日までの 6 か月であったが、保護観察期間満了日である同年 5 月 14 日までの約 4 か月で就労支援が終了していた。この間、山口公共職業安定所の職業紹介により、同年 1 月下旬には、一時期、事業所に臨時採用されたものの、それ以降は、6 社の採用面接を受けたが不採用となっている。</p> <p>山口保護観察所は、当該支援対象者について、保護観察期間満了時に自己資金が不足し自立が困難であったことから、本人の希望を踏まえ、平成 24 年 5 月 15 日に更生緊急保護を適用し、同日は入所していた更生保護施設に、翌日からは他市の自立準備ホーム（注）に保護を委託した。</p> <p>（注）保護観察所は、「緊急的住居確保・自立支援対策実施要領」（平成 23 年 3 月 31 日付け法務省保更第 140 号法務省保護局長通達）に基づき、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託しており、この宿泊場所が「自立準備ホーム」と称されている。</p> <p>しかし、山口保護観察所は、当該支援対象者を他市の自立準備ホームに転居させたこともあって、その旨を山口公共職業安定所に連絡していなかったことから、同安定所では、就労支援を支援期間満了まで継続することなく保護観察期間の満</p>

	<p>了とともに終了していた。また、当該支援対象者の支援期間は、保護観察期間満了日後に約2か月残ることとなるものの、山口公共職業安定所は山口保護観察所に更生緊急保護を適用するよう依頼を行っていなかった。</p> <p>当該支援対象者は、約4か月の支援期間中に山口公共職業安定所の提示する求人に積極的に応募するなど就労意欲が高いとみられ、継続的な就労支援を行う必要があったと考えられる。</p> <p>その後、当該支援対象者は、就労支援を受けずに、入所している自立準備ホームの近隣の公共職業安定所に出向くなど独自に就職活動を継続したが、定職に就くことはできずに、更生緊急保護期間が満了した。</p>
<p>福岡保護観察所、福岡中央公共職業安定所</p>	<p>支援対象者Iは、支援期間が平成24年12月20日から25年6月20日までの6か月であったが、保護観察期間満了日である24年12月28日までの約1週間で就労支援が終了していた。この間、福岡中央公共職業安定所の職業紹介により、1社の採用面接を受けたが不採用となっている。</p> <p>福岡保護観察所では、当該支援対象者は、保護観察期間満了時に自己資金が不足し自立が困難であったことから、本人の希望を踏まえ、平成24年12月29日に更生緊急保護を適用し、入所していた更生保護施設に引き続き保護を委託した。</p> <p>しかし、福岡保護観察所は、その旨を福岡中央公共職業安定所に連絡していなかったことから、同安定所では、就労支援を支援期間満了まで継続することなく保護観察期間の満了とともに終了していた。また、当該支援対象者の支援期間は、保護観察期間満了日後に約5か月残ることとなるものの、福岡中央公共職業安定所は福岡保護観察所に更生緊急保護を適用するよう依頼を行っていなかった。</p> <p>その後、当該支援対象者は、就労支援を受けずに、福岡中央公共職業安定所で求人情報を閲覧し、独自に就職活動を続け、平成25年1月23日には、自己開拓した事業所に就労した。</p> <p>福岡保護観察所は、当該支援対象者は、自己開拓を希望していたが、継続的な就労支援を行うために、更生緊急保護を適用したことを福岡中央公共職業安定所に連絡する必要があったとしている。</p>
<p>大分保護観察所、大分公共職業安定所</p>	<p>支援対象者Jは、支援期間が平成22年6月23日から同年12月23日までの6か月であったが、保護観察期間満了日である同年7月15日までの約1か月間で就労支援が終了していた。この間、大分公共職業安定所の職業紹介により、3社の採用面接を受けたが不採用となっている。</p> <p>大分保護観察所では、当該支援対象者は、保護観察期間満了時に自己資金が不足し自立が困難であったことから、本人の希望を踏まえ、平成22年7月16日に更生緊急保護を適用し、入所していた更生保護施設に引き続き保護を委託した。</p> <p>しかし、大分保護観察所は、その旨を大分公共職業安定所に連絡していなかったことから、同安定所では、就労支援を支援期間満了まで継続することなく保護観察期間の満了とともに終了していた。また、当該支援対象者の支援期間は、保護観察期間満了日後に約5か月残ることとなるものの、大分公共職業安定所は大分保護観察所に更生緊急保護を適用するよう依頼を行っていなかった。</p> <p>当該支援対象者は、約1か月の支援期間中に大分公共職業安定所の提示する求人に積極的に応募するなど就労意欲が高いとみられ、継続的な就労支援を行う必要があったと考えられる。</p> <p>その後、当該支援対象者は、結果的に更生保護施設の紹介により就労したが、大分保護観察所と大分公共職業安定所が適切に連携することで、より効果的な就労支援を行うことができたと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-⑥ 保護観察所が安定所に、支援対象者等が自己開拓等により既に就労先を確保した旨を連絡していなかったため、安定所が必要のない求人情報を支援対象者等へ送付し続けている例

調査対象機関名	内 容
札幌保護観察所、札幌公共職業安定所	<p>札幌保護観察所は、保護観察対象者Kを就労支援事業の支援対象者に選定し、平成 24 年 6 月 8 日、札幌公共職業安定所に対し支援協力を依頼した（事業終了は同年 11 月 5 日）。これを受け、札幌公共職業安定所は、当該支援対象者に対し平成 24 年 6 月 14 日に面接を実施し、その後、同年 6 月 27 日から本人宛てに求人情報の送付を開始した。</p> <p>その後、当該支援対象者は、送付を受けた求人情報とは別途、独自の就職活動により就労先を自己開拓し、平成 24 年 8 月、以前勤務していた職場に就職が決定した。</p> <p>しかし、札幌保護観察所は、当該支援対象者が既に就労先を確保したことを札幌公共職業安定所に連絡していなかった。このため、札幌公共職業安定所では、当該支援対象者が就職したことを知らないまま、当該支援対象者の就職後も、就労支援事業終了間際の同年 10 月 29 日まで、本人宛てに必要なない求人情報の送付を続けていた。</p> <p>このように、札幌保護観察所と札幌公共職業安定所との間の連絡が不十分なために、本来必要のない業務が行われている状況がみられた。</p>

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>(2) 職業訓練の適正かつ効果的な実施</p> <p>職業訓練は、受刑者に対して、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させるものであり、次の三つの方法により実施されている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第94条第2項及び受刑者等の作業に関する訓令（平成18年5月23日付け法務省矯成訓第3327号。以下「作業訓令」という。）第9条）。</p> <p>① 全国の刑務所から訓練生を受け入れて行う「総合訓練」</p> <p>② 主に矯正管区管内の刑務所から訓練生を受け入れて行う「集合訓練」</p> <p>③ 自所に収容している受刑者を訓練生として行う「自庁訓練」</p> <p>刑務所は、受刑者に対して、訓練生の募集を行い、応募者の中から訓練生の選定基準を満たす者を選定している（作業訓令第11条）。</p> <p>また、総合訓練及び集合訓練の場合、訓練生が選定されるまでの手続は、おおむね次のとおりである。</p> <p>① 訓練を実施する刑務所が、他の刑務所に対し、訓練生の候補者の選定を要請する。</p> <p>② 要請を受けた刑務所が、訓練を実施する刑務所が定める訓練生の選定基準を満たす者を候補者として推薦する。</p> <p>③ 訓練を実施する刑務所が候補者を審査し、訓練生を選定する。</p> <p>なお、法務省では、行政事業レビュー公開プロセス（平成25年6月）において、「職業訓練が再犯防止に効果があるとの検証を行うこと、社会ニーズに合ったものに変更していくこと」等の指摘を受けたことから、今後、当該指摘への対応に取り組むこととしている。</p> <p>法務省は、平成24年度において、62刑務所（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づくPFI手法により運営されている4刑務所を除く。）で32種目の職業訓練を実施している。平成24年度においては、当該職業訓練の定員は4,789人であるが、受刑者5万9,988人（一日平均収容人員）（注）に対し、僅か8.0%にすぎない。さらに、当該定員4,789人に対して実際の受講者数は3,248人であり、定員充足率は約7割（67.8%）にとどまっているため、受刑者5万9,988人に対する実際の受講率は、僅か5.4%となっている。</p> <p>（注） 一日平均収容人員とは、日々収容されている受刑者の年間における累計を年間日数で除したものである。</p> <p>今回、20刑務所における平成22年度から24年度までの職業訓練の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>平成22年度から24年度まで3年間継続して実施されている職業訓練は、101科目であるが、このうち定員充足率が3年連続して7割未満と低調なものは、自庁訓練では42科目中13科目、集合訓練では45科目中12科目、総合訓練では14科目中5科目となっている。定員充足率が低調である理由について、訓練を実施する刑務所では、訓練生の選定基準に合致しない者が多いことなどを挙げているが、具体的な原因分析や</p>	<p>表1-(2)-①</p> <p>表1-(2)-① （再掲）</p> <p>表1-(2)-②</p> <p>表1-(2)-③</p> <p>表1-(2)-④</p> <p>表1-(2)-⑤</p>

<p>定員を充足させる取組等が十分に行われていない状況がみられた。</p> <p>また、定員充足率が低調である総合訓練及び集合訓練の中には、次のとおり、訓練を実施する刑務所における訓練生の選定が適切でないものがみられた。</p> <p>① 訓練を実施する刑務所が、訓練生の選定基準には明記されていない基準を選定の際に加え、候補者を不採用にしているもの（1刑務所2科目）</p> <p>② 訓練生の選定の際に、訓練を実施する刑務所が、訓練生を推薦した刑務所と協議することとはなっていないため、外形的な書類審査だけで訓練生を選定していることなどから、訓練生に選定される可能性がある候補者を不採用にしているもの（2刑務所2科目）</p> <p>一方で、総合訓練又は集合訓練の訓練を実施する刑務所が、推薦された候補者の全てを訓練生として選定している例もみられた（2刑務所5科目）。これらの科目は、平成22年度から24年度まで3年連続して定員充足率が85%以上となっているものがあるなど定員充足率が高くなっている。</p> <p>なお、訓練を実施する刑務所は、候補者を不採用にした場合、推薦した刑務所に対して不採用の理由を伝えることにはなっていない。このため、推薦した刑務所は、選定基準のどの要件に合致せず不採用となったのかの理由を十分には把握できず、今後も同様の推薦を繰り返す蓋然性が高い。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、法務省は、職業訓練を適正かつ効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 定員充足率が低調である職業訓練科目については、その原因を的確に把握・分析し、訓練科目や定員の見直しなど、所要の措置を適切に講ずること。</p> <p>② 総合訓練及び集合訓練を実施する刑務所は、訓練生候補者を推薦する刑務所との間で選定基準を適切に共有するとともに、訓練生の選定に際しては、書類審査に加え、必要に応じて実施刑務所と推薦刑務所との間で協議する仕組みを講ずること。</p> <p>また、総合訓練及び集合訓練を実施する刑務所が、訓練生候補者を不採用にした場合、推薦した刑務所に対し、その理由を教示し、業務の効率化を図ること。</p>	<p>表1-(2)-⑥</p> <p>表1-(2)-⑦</p> <p>表1-(2)-⑧</p>
---	---

表1-(2)-① 職業訓練に関する規程（抜粋）

○ 刑事収容施設法（平成17年法律第50号）

（作業の実施）

第94条 作業は、できる限り、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとする。

- 2 受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる必要がある場合において、相当と認めるときは、これらを目的とする訓練を作業として実施する。

○ 作業訓令（平成18年5月23日付け法務省矯成訓第3327号）

（職業訓練の方法）

第9条 職業訓練の方法は、次のとおりとする。

- (1) 総合訓練（刑事施設に現に収容されている受刑者に加え、当該刑事施設以外の刑事施設に収容されていた受刑者を移送により受け入れて行う専門職業訓練をいう。以下同じ。）
- (2) 集合訓練（刑事施設に現に収容されている受刑者に加え、主として、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の管轄区域内にある他の刑事施設（以下この条において「管内他施設」という。）に収容されていた受刑者を移送により受け入れて行う職業訓練をいう。以下同じ。）
- (3) 自庁訓練（刑事施設に現に収容されている受刑者に対し行う職業訓練をいう。以下同じ。）
- 2 総合訓練を行う刑事施設（以下この条において「総合訓練施設」という。）は、矯正局長が指定する。
- 3 総合訓練施設の長は、総合訓練を行う受刑者（以下この条において「総合訓練生」という。）を選定する場合には、他の刑事施設の長に対し、総合訓練生の候補者の選定を要請するものとする。
- 4 集合訓練を行う刑事施設（以下この条において「集合訓練施設」という。）の長は、集合訓練を行う受刑者（以下この条において「集合訓練生」という。）を選定する場合には、管内他施設の長に対し、集合訓練生の候補者の選定を要請するものとする。ただし、集合訓練生を確保するため必要があると認めるときは、管内他施設以外の刑事施設の長に対し、集合訓練生の候補者の選定を要請することができる。
- 5 前2項の要請を受けた刑事施設の長は、総合訓練生又は集合訓練生の候補者がいるときは、これを通知するものとする。
- 6 集合訓練施設の長は、管内他施設以外の刑事施設に収容されている受刑者を集合訓練生に選定する場合には、当該受刑者が収容されている刑事施設の長と協議するものとする。

（訓練生の選定基準）

第11条 刑事施設の長は、次の各号のいずれにも該当する受刑者の中から職業訓練を受ける者（以下「訓練生」という。）を選定するものとする。

- (1) 職業訓練を受けることを希望していること。
- (2) 残刑期が職業訓練に必要な期間を超えていること。
- (3) 職業訓練に堪えられる健康状態にあること。
- (4) 受刑態度が良好であり、改善更生の意欲が高いと認められること。
- (5) 適性検査の結果、職業訓練に必要な適性があると認められること。
- (6) 受験しようとする免許又は資格の受験資格を有していること（専門職業訓練を行う者に限る。）。

（注）下線は当省が付した。

表 1-(2)-② 法務省行政事業レビュー公開プロセス（平成 25 年 6 月）の取りまとめ結果（抜粋）

事業名	評価結果	取りまとめコメント
受刑者就労支援体制等の充実	事業内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練の効果の調査方法を検討して、再犯防止に効果があるとの検証を実施していくべきである。 ・ 職業訓練の種目が建設関連に偏っている傾向があるなど、今後、社会のニーズに合ったものに変更していくべきである。 ・ この事業の目標設定を更に明確にすべきである。

（注）法務省の資料による。

表 1-(2)-③ 平成 22 年度から 24 年度までにおける職業訓練の実施刑務所数、種目数、定員、受講者数及び受刑者の一日平均収容人員の推移

（単位：庁、種目、人、%）

年度	平成 22	23	24
実施刑務所数	59	60	62
種目数	30	31	32
定員 (①)	4,071	4,559	4,789
受講者数 (②)	2,616	3,101	3,248
定員充足率 (②/①)	64.3	68.0	67.8
受刑者の一日平均収容人員 (③)	64,998	62,432	59,988
受刑者の一日平均収容人員に対する定員の割合 (①/③)	6.3	7.3	8.0
受刑者の一日平均収容人員に対する受講者数の割合 (②/③)	4.0	5.0	5.4

（注） 1 法務省の資料を基に当省が作成した。

2 職業訓練の実施刑務所数、種目数、定員及び受講者数は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく P F I 手法により運営されている 4 刑務所を除いている。

3 「受刑者の一日平均収容人員」とは、日々収容されている受刑者の年間における累計を年間日数で除したものである。

表1-(2)-④ 定員充足率が平成22年度から24年度までの3年連続して7割未満と低調な職業訓練科目

(単位:人、%)

訓練方法	調査対象 刑務所名	訓練科目名	平成22年度			23年度			24年度		
			定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率
自庁訓練	札幌刑務所	建築塗装科	10	1	10.0	20	4	20.0	20	4	20.0
		建設機械科	5	2	40.0	5	2	40.0	5	3	60.0
		溶接科	20	7	35.0	20	4	20.0	20	4	20.0
		CAD技術科	20	5	25.0	20	7	35.0	20	10	50.0
	宮城刑務所	工芸科窯業課程	30	4	13.3	30	0	0	10	2	20.0
	青森刑務所	工芸科(木工)	16	3	18.8	16	5	31.3	16	6	37.5
		建築塗装訓練	20	4	20.0	20	4	20.0	20	6	30.0
	山形刑務所	革工芸科	10	5	50.0	10	4	40.0	10	3	30.0
	府中刑務所	情報処理技術科(端末操作基礎課程)	5	3	60.0	16	7	43.8	16	8	50.0
	福井刑務所	ホームヘルパー科	10	3	30.0	10	4	40.0	10	4	40.0
	松山刑務所	農業園芸科	10	6	60.0	10	6	60.0	5	3	60.0
		フォークリフト運転科	30	19	63.3	30	16	53.3	30	19	63.3
鹿児島刑務所	溶接科	21	7	33.3	21	4	19.0	21	9	42.9	
集合訓練	札幌刑務所	内装施工科	5	3	60.0	10	5	50.0	10	5	50.0
	府中刑務所	自動車整備科(2級)	10	3	30.0	10	1	10.0	10	2	20.0
		自動車整備科(3級)	10	5	50.0	10	6	60.0	10	3	30.0
		自動車整備科(板金塗装)	10	1	10.0	10	2	20.0	10	3	30.0
	黒羽刑務所	クリーニング科	25	7	28.0	50	15	30.0	50	6	12.0
		環境整備科	15	5	33.3	15	3	20.0	15	6	40.0
		農業園芸科(農業課程)	15	10	66.7	15	7	46.7	15	6	40.0
	三重刑務所	ビルハウスクリーニング科	20	10	50.0	20	6	30.0	20	5	25.0
	福井刑務所	内装施工科	20	7	35.0	20	5	25.0	20	3	15.0
	鹿児島刑務所	建設機械科	30	14	46.7	30	12	40.0	30	5	16.7
測量科		10	6	60.0	10	3	30.0	10	2	20.0	
農業園芸科		15	5	33.3	15	2	13.3	15	2	13.3	
総合訓練	山形刑務所	溶接科	20	8	40.0	20	3	15.0	20	3	15.0
		数値制御機械科	12	4	33.3	12	1	8.3	12	4	33.3
	福井刑務所	溶接科	20	4	20.0	20	7	35.0	20	6	30.0
		電気通信設備科	20	6	30.0	20	7	35.0	20	7	35.0
	配管科	10	4	40.0	-	-	-	10	3	30.0	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査した20刑務所において平成22年度から24年度まで3年間継続して実施されている職業訓練科目101科目うち、定員充足率が3年連続して7割未満と低調である自庁訓

練 42 科目中 13 科目、集合訓練 45 科目中 12 科目及び総合訓練 14 科目中 5 科目を記載している。

- 3 訓練科目を年度内に複数回実施している場合、定員及び受講者数はこれらの合計である。
- 4 宮城刑務所が自庁訓練として実施している「工芸科窯業課程」は、精神疾患を有する受刑者に対して、窯業製品の製作を通じた治療的作業を行わせることにより、社会適応能力の回復を目的とするものである。
- 5 府中刑務所が自庁訓練として実施している「情報処理技術科（端末操作基礎課程）」は、平成 23 年度までは「OA実務科」として実施していたものである。
- 6 福井刑務所が総合訓練として実施している「配管科」は、平成 23 年度は、応募者が確保できなかったため開講を見送っている。

表 1-(2)-⑤ 定員充足率が低調である職業訓練科目について、具体的な原因分析や定員を充足させる取組等が十分に行われていない例

調査対象 刑務所名	内 容																																																														
札幌刑務所	<p>札幌刑務所が自庁訓練として実施している溶接科は、下表のとおり、平成 23 年度及び 24 年度の 2 年連続して訓練生候補者の応募者数が訓練科目の定員を下回っており、定員充足率は、いずれの年度も 20.0%となっている。同様に自庁訓練として実施している建築塗装科は、下表のとおり、平成 24 年度には訓練生候補者の応募者数が訓練科目の定員を下回っており、定員充足率は 20.0%となっている。</p> <p>しかし、同刑務所では、訓練生候補者の応募者が訓練科目の定員を複数年度下回っていることについて具体的な原因分析や定員を充足させる取組を行っていない。</p> <p>表 平成 22 年度から 24 年度までの溶接科及び建築塗装科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">訓練科目名</th> <th colspan="4">平成 22 年度</th> <th colspan="4">23 年度</th> <th colspan="4">24 年度</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>受講者数</th> <th>定員充足率</th> <th>応募者数</th> <th>定員</th> <th>受講者数</th> <th>定員充足率</th> <th>応募者数</th> <th>定員</th> <th>受講者数</th> <th>定員充足率</th> <th>応募者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶接科</td> <td>20</td> <td>7</td> <td>35.0</td> <td>21 (7)</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>20.0</td> <td>17 (4)</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>20.0</td> <td>12 (4)</td> </tr> <tr> <td>建築塗装科</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>10.0</td> <td>17 (1)</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>20.0</td> <td>26 (4)</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>20.0</td> <td>12 (4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「応募者数」欄の () 内は、訓練生に選定された者の数である。 2 建築塗装科は平成 23 年度から年 2 回 (1 回当たり定員 10 人) 実施している。</p>												訓練科目名	平成 22 年度				23 年度				24 年度				定員	受講者数	定員充足率	応募者数	定員	受講者数	定員充足率	応募者数	定員	受講者数	定員充足率	応募者数	溶接科	20	7	35.0	21 (7)	20	4	20.0	17 (4)	20	4	20.0	12 (4)	建築塗装科	10	1	10.0	17 (1)	20	4	20.0	26 (4)	20	4	20.0	12 (4)
訓練科目名	平成 22 年度				23 年度				24 年度																																																						
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数	定員	受講者数	定員充足率	応募者数	定員	受講者数	定員充足率	応募者数																																																			
溶接科	20	7	35.0	21 (7)	20	4	20.0	17 (4)	20	4	20.0	12 (4)																																																			
建築塗装科	10	1	10.0	17 (1)	20	4	20.0	26 (4)	20	4	20.0	12 (4)																																																			
山形刑務所	<p>山形刑務所では、山形県内になめし革を扱う企業及び講師を依頼できる工房が所在していたことから、革工芸の技能習得及び就労の確保を図ることを目的として、平成 16 年 10 月に自庁訓練として革工芸科を開講している。</p> <p>革工芸科の前期実施分と後期実施分を合わせた定員充足率は、下表のとおり、平成 22 年度は 50.0%であったが、24 年度には 30.0%と年々低下している。特に、前期実施分については、平成 23 年度及び 24 年度の 2 年連続して受講者が全くない。</p> <p>同刑務所では、上記企業とは現在も刑務作業の取引を継続しており、訓練科目自体の廃止は行わず、自庁訓練として維持する必要があるとしているが、定員充足率が低調であることについて具体的な原因分析や定員を充足させる取組は行っていない。</p>																																																														

表 平成 22 年度から 24 年度までの革工芸科の定員、受講者数及び定員充足率の推移

(単位：人、%)

訓練科目名	平成 22 年度			23 年度			24 年度		
	定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率
革工芸科（前期実施分）	5	4	80.0	5	0	0	5	0	0
革工芸科（後期実施分）	5	1	20.0	5	4	80.0	5	3	60.0
計	10	5	50.0	10	4	40.0	10	3	30.0

福井刑務所

福井刑務所が集合訓練として実施している内装施工科は、表 1 のとおり、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年連続して訓練生候補者の応募者数が訓練科目の定員を下回っており、定員充足率は、平成 22 年度は 35.0%であるが、24 年度には 15.0%と年々低下している。

同刑務所では、収容者が約 300 人と他の刑務所と比較して少なく、A 指標受刑者（注）の場合、出所後安易に就職できると考えている者も多いことから、訓練生候補者を確保しにくいとしているが、具体的な原因分析や定員を充足させる取組は行われていない。

（注）1 受刑者の集団編成に関する訓令（平成 18 年法務省矯成訓第 3314 号）第 4 条の規定に基づき、犯罪傾向の進んでいない受刑者は、符号「A」の指標が指定され、「A 指標受刑者」と称されている。

2 福井刑務所は、A 指標受刑者を主として収容する刑務所である。

表 1 平成 22 年度から 24 年度までの内装施工科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移

(単位：人、%)

訓練科目名	平成 22 年度					23 年度					24 年度				
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数	
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁
内装施工科	20	7	35.0	6 (6)	6 (2)	20	5	25.0	3 (3)	4 (2)	20	3	15.0	4 (3)	4 (0)

（注）1 「応募者数」欄の（ ）内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。

2 平成 22 年度は、訓練生に選定された後に受講が取り消された者が 1 人いるため、訓練生数と受講者数は一致しない。

また、同刑務所が総合訓練として実施している配管科は、表 2 のとおり、平成 23 年度は、応募者を確保することができずに開講を見送っており、その後 24 年度も、定員充足率が 30.0%と低い状況である。

表2 平成22年度から24年度までの配管科の定員、受講者数、定員充足率の推移
(単位：人、%)

訓練科目名	平成22年度			23年度			24年度		
	定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率
配管科	10	4	40.0	—	—	—	10	3	30.0

(注) 当省の調査結果による。

表1-(2)-⑥ 訓練を実施する刑務所が、訓練生の選定基準には明記されていない基準を選定の際に加え、候補者を不採用にしている例

調査対象 刑務所名	内 容																																																																																		
鹿児島刑務所	<p>鹿児島刑務所が集合訓練として実施している建設機械科は、表1のとおり、定員充足率が低下傾向にあり、平成24年度は16.7%となっている。同じく、農業園芸科は、平成23年度及び24年度はいずれも13.3%となっている。同刑務所は、他の刑務所から建設機械科の訓練生候補者として平成22年度から24年度までの3年間で計45人の推薦を受けているが、このうち35人(77.8%)を不採用にしている。同じく、農業園芸科については、計13人の推薦を受けているが、このうち9人(69.2%)を不採用にしている。</p> <p>建設機械科及び農業園芸科は、準開放型として刑務所の外で訓練を行うため、表2のとおり、より厳しい訓練生の選定基準となっているが、さらに、鹿児島刑務所では、保安上の理由から訓練生候補者の出身地、過去の暴力団加入歴、過去の懲罰歴など選定基準には明記されていない基準も加え訓練生を選定しているとしている。</p> <p>表1 平成22年度から24年度までの建設機械科及び農業園芸科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移 (単位：人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">訓練科目名</th> <th colspan="5">平成22年度</th> <th colspan="5">23年度</th> <th colspan="5">24年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> </tr> <tr> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械科</td> <td>30</td> <td>14</td> <td>46.7</td> <td>13 (5)</td> <td>27 (9)</td> <td>30</td> <td>12</td> <td>40.0</td> <td>13 (5)</td> <td>20 (7)</td> <td>30</td> <td>5</td> <td>16.7</td> <td>19 (0)</td> <td>24 (5)</td> </tr> <tr> <td>農業園芸科</td> <td>15</td> <td>5</td> <td>33.3</td> <td>6 (3)</td> <td>12 (2)</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>13.3</td> <td>5 (1)</td> <td>6 (1)</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>13.3</td> <td>2 (0)</td> <td>11 (2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「応募者数」欄の()内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。</p>														訓練科目名	平成22年度					23年度					24年度					定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		他庁	自庁	他庁	自庁	他庁	自庁	建設機械科	30	14	46.7	13 (5)	27 (9)	30	12	40.0	13 (5)	20 (7)	30	5	16.7	19 (0)	24 (5)	農業園芸科	15	5	33.3	6 (3)	12 (2)	15	2	13.3	5 (1)	6 (1)	15	2	13.3	2 (0)	11 (2)
訓練科目名	平成22年度					23年度					24年度																																																																								
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数																																																																					
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁																																																																				
建設機械科	30	14	46.7	13 (5)	27 (9)	30	12	40.0	13 (5)	20 (7)	30	5	16.7	19 (0)	24 (5)																																																																				
農業園芸科	15	5	33.3	6 (3)	12 (2)	15	2	13.3	5 (1)	6 (1)	15	2	13.3	2 (0)	11 (2)																																																																				

表2 建設機械科及び農業園芸科の訓練生の選定基準

訓練科目名	選定基準
建設機械科	<p>① 属性・犯罪の傾向の進度がB（ただし、「m」又は「p」が付加されていない者）（注）</p> <p>② 職業訓練において取得した資格をもって釈放後の生計に役立てる意志を有する者</p> <p>③ CAPAS能力検査のIQ相当値が概ね85以上の者</p> <p>④ 本訓練終了後は、引き続き鹿児島刑務所農場区（構外）において処遇を行うこととなるので、次の農場区出業者選考基準に適合する者</p> <p>i) 訓練開始時において、残刑期が10月以上3年未満の者</p> <p>ii) 行状及び作業成績が良好な者で、かつ、農場区就業の意欲がある者</p> <p>iii) 農場区就業上、身体的な問題がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力及び労務能力が普通以上と認められる者 ・指詰、その他身体的障害により機械の操作、車両の運転に支障がない者 <p>iv) 精神的に異常がなく、かつ性格に著しい偏りが認められない者</p> <p>v) 保安上、処遇上特段の配慮を要しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利目的として常習的に麻薬、覚せい剤を取り扱ったことがない者、又はその疑いのない者 ・殺人、強盗、放火等凶悪な犯罪性を有しない者 ・強姦、わいせつ行為等性犯罪の常習者でない者 ・その他、危険、粗暴な行動傾向を有しない者 <p>vi) 暴力団に所属していない者</p> <p>vii) 仮釈放の見込みがあり、引受人がなくても更生保護施設への帰住見込みのある者</p> <p>viii) 逃走のおそれがない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逃走歴又は逃走未遂歴のない者 ・鹿児島刑務所周辺の地理に通じていない者 <p>⑤ 訓練受講希望者の免許等の条件について</p> <p>自動車運転免許証の未取得者は受講できるが、免許証の既得者は、次の条件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練期間中有効な自動車運転免許証を有し、訓練開始日に提示（領置中であれば可）できる者 ・大型特殊自動車運転免許証、車両系建設機械運転技能講習修了証及びフォークリフト運転技能講習の資格のいずれも有していない者 ・免許の欠格期間を経過した者は、平成〇年〇月〇日以降、取消処分者講習を受講していること ・自動車運転免許証の特定失効者については、鹿児島刑務所の更新手続が、〇月に予定されているので除外する。なお、自動車運転免許未取得者は、訓練編入後、大型特殊自動車運転免許試験の適性、学科及び技能の全てを受験する必要がある。 <p>⑥ 視力等</p> <p>i) 矯正視力が両眼で0.7以上、かつ、片眼でそれぞれ0.3以上あること</p> <p>ii) 赤色、青色及び黄色の識別ができること</p> <p>⑦ 大型特殊自動車運転免許の受験回数について</p> <p>i) 大型特殊自動車運転免許の受験回数は2回以内とし、2回目の受験に不合格であった場合は同訓練から除外する。なお、費用については、1回目を刑務所作業費で負担し、2回目は自費となるので、受験費用の負担能力のあること。</p> <p>ii) 技能講習受講は、当該訓練で大型特殊自動車運転免許を取得することが条件となるので注意すること。</p>
農業園芸科	<p>① 属性及び犯罪傾向の進度がBの者（ただし、「m」又は「p」が付加されていない者）（注）</p> <p>② 訓練開始時において1年6月以上の残刑期を有している者</p> <p>③ 学校教育法による中学校卒業後、又はこれと同等以上の学力を有すると認められ、概ねIQ80以上（あるいは職業能力としてこれと同等以上の能力）を有すると認められる者</p> <p>④ 受刑態度が良好であって、改善更生の意欲が高いと認められる者</p> <p>⑤ 研磨・切削作業等の機械操作ができる体力を有し、概ね50歳未満の者</p> <p>⑥ 両眼合わせて矯正視力が0.7以上で、赤色、青色及び黄色の識別ができる者</p> <p>⑦ 聴力、視力、運動機能に障害がなく、四肢が正常で健康な者及び腰痛、アレルギー（喘息や漆・草まけ等の皮膚疾患等）、高所恐怖症の症状がない者</p>

	<p>⑧ 釈放後、本訓練により習得した知識・技能を生かして生計を立てようとする 強固な意志を有する者</p> <p>⑨ 本訓練終了後は、引き続き鹿児島刑務所農場区（構外）において処遇を行う こととなるので、次の農場区出業者選定基準に適合する者</p> <p>i) 訓練開始時において、残刑期が3年未満の者</p> <p>ii) 行状及び作業成績が良好な者で、かつ、農場区就業の意欲がある者</p> <p>iii) 農場区就業上、身体的な問題がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力及び労務能力が普通以上と認められる者 ・指詰、その他身体的障害により機械の操作、車両の運転に支障がない者 <p>iv) 精神に異常がなく、かつ性格に著しい偏りが認められない者</p> <p>v) 保安上、処遇上特段の配慮を有しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利目的として常習的に麻薬、覚せい剤を取り扱ったことがない者、又はその疑いが無い者 ・殺人、強盗、放火等凶悪な犯罪性を有しない者 ・強姦、わいせつ行為等性犯罪の常習者でない者 ・その他、危険、粗暴な行動傾向を有しない者 <p>vi) 暴力団に所属していない者</p> <p>vii) 仮釈放の見込みがあり、引受人がなくても更生保護施設への帰住見込みのある者</p> <p>viii) 逃走のおそれがない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逃走歴又は逃走未遂歴のない者 ・鹿児島刑務所周辺の地理に通じていない者 <p>(注) 符号「m」は精神医療のために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要はないが、精神医療上の配慮を要する者、符号「p」は身体医療のために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要はないが、身体医療上の配慮を有する者である（「受刑者の集団編成に関する訓練の運用について」（平成18年5月23日付け法務省矯成第3315号法務省矯正局長依命通達）の7）。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表1-②-⑦ 訓練生の選定の際に、訓練を実施する刑務所が、訓練生を推薦した刑務所と協議することとはなっていないため、外形的な書類審査だけで訓練生を選定していることなどから、訓練生に選定される可能性がある候補者を不採用にしている例

調査対象 刑務所名	内 容																																																																				
府中刑務所	<p>府中刑務所が集合訓練として実施している自動車整備科（板金塗装）は、表1のとおり、平成22年度から24年度までの3年連続して定員充足率が30%以下と低調となっている。同刑務所は、他の刑務所から訓練生候補者として3年間で計6人の推薦を受けているが、うち4人（66.7%）を表2の訓練生の選定基準を満たしていないとして不採用にしている。</p> <p>府中刑務所は、他の刑務所が推薦した訓練生候補者は、訓練生候補者名簿及び当該訓練生候補者の処遇調査票（注）の写しを基に書類審査により訓練生の選定を行っているとしている。</p> <p>（注）処遇調査票とは、受刑者の心身の状況、犯罪傾向、保安上の留意事項等や矯正処遇の実施経過等を記録したものである（「受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について」（平成18年5月23日付け法務省矯正訓第3309号法務省矯正局長依命通達）の5）。</p> <p>表1 平成22年度から24年度までの自動車整備科（板金塗装）の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移</p> <p style="text-align: right;">（単位：人、％）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">訓練科 目名</th> <th colspan="5">平成22年度</th> <th colspan="5">23年度</th> <th colspan="5">24年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> </tr> <tr> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車整備科 （板金塗装）</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>10.0</td> <td>2 (1)</td> <td>11 (0)</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>20.0</td> <td>2 (0)</td> <td>19 (2)</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>30.0</td> <td>2 (1)</td> <td>14 (3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 「応募者数」欄の（ ）内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。</p> <p>2 平成24年度は、訓練生に選定された後に受講が取り消された者が1人いるため、訓練生数と受講者数は一致しない。</p> <p>表2 自動車整備科（板金塗装）の訓練生の選定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>処遇指標がB（注）の受刑者のうち、受刑者等の作業に関する訓令第11条の選定基準に該当し、かつ、以下の基準に該当するもの。</p> <p>ア 訓練期間中に仮釈放の見込みがない者</p> <p>イ 中学校卒業程度以上の学力がある者</p> <p>ウ 視力（矯正視力も可であるが色つき眼鏡不可）が両眼で0.5以上、色彩識別能力を有する者で聴力及び運動に障害がなく、四肢が正常で健康な者及び腰痛、アレルギー（喘息等）のない者</p> <p>エ <u>暴力団組織に所属しない者又は暴力団離脱援護措置が終了している者</u></p> <p>オ <u>シンナーの依存傾向のない者</u></p> <p>カ <u>募集時点において、おおむね6か月以上 向精神薬等（訓練に支障のある薬）を服用していない者</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 下線は当省が付した。</p> <p>2 受刑者の集団編成に関する訓令第4条の規定に基づき、犯罪傾向の進んでいる受刑者は、符号「B」の指標が指定されている。</p>														訓練科 目名	平成22年度					23年度					24年度					定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		他庁	自庁	他庁	自庁	他庁	自庁	自動車整備科 （板金塗装）	10	1	10.0	2 (1)	11 (0)	10	2	20.0	2 (0)	19 (2)	10	3	30.0	2 (1)	14 (3)	内 容	<p>処遇指標がB（注）の受刑者のうち、受刑者等の作業に関する訓令第11条の選定基準に該当し、かつ、以下の基準に該当するもの。</p> <p>ア 訓練期間中に仮釈放の見込みがない者</p> <p>イ 中学校卒業程度以上の学力がある者</p> <p>ウ 視力（矯正視力も可であるが色つき眼鏡不可）が両眼で0.5以上、色彩識別能力を有する者で聴力及び運動に障害がなく、四肢が正常で健康な者及び腰痛、アレルギー（喘息等）のない者</p> <p>エ <u>暴力団組織に所属しない者又は暴力団離脱援護措置が終了している者</u></p> <p>オ <u>シンナーの依存傾向のない者</u></p> <p>カ <u>募集時点において、おおむね6か月以上 向精神薬等（訓練に支障のある薬）を服用していない者</u></p>
訓練科 目名	平成22年度					23年度					24年度																																																										
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数																																																							
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁																																																						
自動車整備科 （板金塗装）	10	1	10.0	2 (1)	11 (0)	10	2	20.0	2 (0)	19 (2)	10	3	30.0	2 (1)	14 (3)																																																						
内 容																																																																					
<p>処遇指標がB（注）の受刑者のうち、受刑者等の作業に関する訓令第11条の選定基準に該当し、かつ、以下の基準に該当するもの。</p> <p>ア 訓練期間中に仮釈放の見込みがない者</p> <p>イ 中学校卒業程度以上の学力がある者</p> <p>ウ 視力（矯正視力も可であるが色つき眼鏡不可）が両眼で0.5以上、色彩識別能力を有する者で聴力及び運動に障害がなく、四肢が正常で健康な者及び腰痛、アレルギー（喘息等）のない者</p> <p>エ <u>暴力団組織に所属しない者又は暴力団離脱援護措置が終了している者</u></p> <p>オ <u>シンナーの依存傾向のない者</u></p> <p>カ <u>募集時点において、おおむね6か月以上 向精神薬等（訓練に支障のある薬）を服用していない者</u></p>																																																																					

しかし、当省が、不採用にされた4人について、府中刑務所が選定基準を満たしていないと判断した理由及び推薦した刑務所が選定基準を満たしていると判断した理由を調査したところ、表3のとおり、双方の理由は異なっている状況がみられた。

推薦した刑務所は、訓練生候補者と日常的に接しており、その者の心身等の状況を把握し、訓練生候補者として適切かどうかを理解していると考えられることから、訓練を実施する刑務所が推薦した刑務所と協議せず、外形的な書類審査だけで選定基準を満たしていないと判断することは不十分と考えられる。

表3 府中刑務所が訓練生候補者について選定基準を満たしていないと判断した理由等

訓練科目名	訓練生候補者(記号)	府中刑務所が選定基準を満たしていないと判断とした理由	推薦した刑務所が選定基準を満たしていると判断した理由
自動車整備科(板金塗装)	A	シンナー吸引歴があるため。	長期間シンナー吸引歴がなく、依存傾向はないと判断したため。
	B	不眠薬を投薬しているため。	不眠薬の程度が軽く改善していると判断したため。
	C	暴力団関係者と判断したため。	警察から暴力団離脱承認書を受領しており、暴力団関係者ではないため。
	D	①アレルギー(喘息等)を有すると判断したため。 ②訓練修了後に取得できる資格を既に取得しているため。	①喘息発作がなく軽度と判断したため。 ②訓練修了後に取得できる資格の一部を取得しているが、その他は未取得であり、応募が可能と判断したため。

札幌刑務所

札幌刑務所が集合訓練として実施している内装施工科は、表1のとおり、平成22年度から24年度までの3年連続して定員充足率が60.0%以下と低調となっている。同刑務所は、他の刑務所から内装施工科の訓練生候補者として3年間で計17人の推薦を受けているが、このうち13人(76.5%)を表2の選定基準を満たしていないとして不採用にしている。

札幌刑務所では、他の刑務所が推薦した訓練生候補者の多くを不採用にしている理由について、訓練生の中に反則行為を起こす者がいる場合、職業訓練全体に影響があることから、当該訓練生候補者の処遇調査票等を資料として訓練生候補者を決定する処遇審査会において、出席者の協議に基づき総合的に判断し決定する仕組みとしており、外形的な書類審査であるが慎重に訓練生を選定しているためであるとしている。

表1 平成22年度から24年度までの内装施工科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移

(単位:人、%)

訓練科目名	平成22年度				23年度				24年度						
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数	
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁
内装施工科	5	3	60.0	9 (2)	14 (1)	10	5	50.0	5 (1)	17 (4)	10	5	50.0	3 (1)	30 (4)

(注) 1 「応募者数」欄の()内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。

2 内装施工科は平成23年度から年2回実施(1回当たり定員5人)している。

表2 内装施工科の訓練生の選定基準	
内 容	
ア	職業訓練において習得した技能をもって、社会復帰後の就労を希望する者
イ	職業訓練の開始日において、当該職業訓練種目の最低限必要な訓練期間を超える 残刑期を有する者
ウ	行状が良好であって、改善更生の意欲が強固であると認められる者
エ	適性検査の実施の結果、その職業訓練に適する素質があると認められる者
オ	年齢は、おおむね60歳未満の者
カ	訓練の性質上、高所作業適格者であり、立業に耐えられる者
キ	暴力団組織に加入していない者（離脱を誓約している者も可）

(注) 当省の調査結果による。

表1-(2)-⑧ 訓練を実施する刑務所が、推薦された候補者の全てを訓練生として選定している例

調査対象 刑務所名	内 容																																																																																		
名古屋刑務所	<p>名古屋刑務所では、集合訓練として小型車両系建設機械科及び建築塗装科を実施している。</p> <p>小型車両系建設機械科は、下表のとおり、平成22年度から24年度までに他の刑務所から計8人の訓練生候補者の推薦を受けており、その全てを訓練生に選定している。同じく、建築塗装科は計9人の訓練生候補者の推薦を受けており、その全てを訓練生に選定している。</p> <p>小型車両系建設機械科は、平成22年度から24年までの3年連続して定員充足率が85%以上、建築塗装科は22年度及び24年度に定員充足率が80%以上と高い状況となっている。</p> <p>表 平成22年度から24年度までの小型車両系建設機械科及び建築塗装科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">訓練科目名</th> <th colspan="5">平成22年度</th> <th colspan="5">23年度</th> <th colspan="5">24年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> </tr> <tr> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型車両系建設機械科</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>100</td> <td>0 (0)</td> <td>56 (20)</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>85.0</td> <td>5 (5)</td> <td>67 (12)</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>90.0</td> <td>3 (3)</td> <td>74 (15)</td> </tr> <tr> <td>建築塗装科</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>100</td> <td>1 (1)</td> <td>42 (19)</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>60.0</td> <td>1 (1)</td> <td>51 (11)</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>80.0</td> <td>7 (7)</td> <td>42 (9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「応募者数」欄の()内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。</p>														訓練科目名	平成22年度					23年度					24年度					定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		他庁	自庁	他庁	自庁	他庁	自庁	小型車両系建設機械科	20	20	100	0 (0)	56 (20)	20	17	85.0	5 (5)	67 (12)	20	18	90.0	3 (3)	74 (15)	建築塗装科	20	20	100	1 (1)	42 (19)	20	12	60.0	1 (1)	51 (11)	20	16	80.0	7 (7)	42 (9)
訓練科目名	平成22年度					23年度					24年度																																																																								
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数																																																																					
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁																																																																				
小型車両系建設機械科	20	20	100	0 (0)	56 (20)	20	17	85.0	5 (5)	67 (12)	20	18	90.0	3 (3)	74 (15)																																																																				
建築塗装科	20	20	100	1 (1)	42 (19)	20	12	60.0	1 (1)	51 (11)	20	16	80.0	7 (7)	42 (9)																																																																				
松山刑務所	<p>松山刑務所では、総合訓練として理容科、数値制御機械科及び情報処理技術科を実施している。</p> <p>理容科は、下表のとおり、平成22年度から24年度までに他の刑務所から計7人の訓練</p>																																																																																		

生候補者の推薦を受けており、その全てを訓練生に選定している。同じく、数値制御機械科は計2人、情報処理技術科は計29人の訓練生候補者の推薦を受けており、その全てを訓練生に選定している。

数値制御機械科は、平成22年度から24年度までの3年連続して定員充足率が100%、情報処理技術科は、平成22年度及び23年度に定員充足率が95%以上、理容科は、平成22年度から24年度までの3年連続して定員充足率が70%以上と高い状況となっている。

表 平成22年度から24年度までの理容科、数値制御機械科及び情報処理技術科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移

(単位：人、%)

訓練科目名	平成22年度					23年度					24年度				
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数	
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁
理容科	10	7	70.0	2 (2)	5 (5)	10	7	70.0	1 (1)	10 (6)	8	8	100	4 (4)	4 (4)
数値制御機械科	10	10	100	1 (1)	9 (9)	10	10	100	1 (1)	9 (9)	10	10	100	0 (0)	10 (10)
情報処理技術科	20	19	95.0	8 (8)	16 (11)	20	20	100	12 (12)	20 (8)	20	13	65.0	9 (9)	17 (4)

(注) 1 「応募者数」欄の()内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。

2 理容科は平成24年度に定員数を10人から8人に変更している。

(注) 当省の調査結果による。

勸告	説明図表番号
<p>(3) 刑務所における各種就労支援の適正かつ効果的な実施による相乗効果の発揮</p>	
<p>ア 就労支援指導の適正かつ効果的な実施</p>	
<p>就労支援指導は、社会復帰後に就労した職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、受刑者に対し、就労に必要な基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）とマナー（あいさつ、身だしなみ、電話対応の仕方等）や職場における問題解決場面への対処方法等を習得させるものであり、矯正処遇の一つとして実施されている（刑事収容施設法第 103 条第 2 項及び「改善指導の標準プログラムについて」（平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 3350 号法務省矯正局長依命通達。以下「依命通達」という。）別紙 6）。</p>	表 1-(3)-ア-①
<p>刑務所出所者等の雇用に理解がある協力雇用主等（注）が、刑務所出所者等を雇用するに当たって、「社会人としての自覚」、「社会常識」等を重視していることから、就労支援指導は重要である。</p>	表 1-(3)-ア-②
<p>（注） 協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である。</p>	
<p>（就労支援指導の実施）</p>	
<p>就労支援指導は、i) 職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者、又は、ii) 釈放の見込日からおおむね 1 年以内で、稼働能力・就労意欲を有し、安定所による就労支援を受ける意志があり、刑務所の長が必要と認めた者（具体的には、就労支援事業の支援対象者など）を対象として実施することとされている（依命通達別紙 6）。また、これらの者には、「R 6」という処遇指標の指定（注）がなされ、指定された者は当該指導を受講する義務がある（受刑者の集団編成に関する訓令（平成 18 年法務省矯正成訓第 3314 号）第 4 条）。</p>	表 1-(3)-ア-① (再掲)
<p>（注） 受刑者には、当該受刑者に実施すべき矯正処遇の種類、内容等を示す処遇指標が指定され、このうち、就労支援指導を受講すべき受刑者に対しては、処遇指標「R 6」が指定される。</p>	表 1-(3)-ア-③
<p>（就労支援指導と職業訓練の一体的な実施）</p>	
<p>なお、就労支援指導について、職業訓練期間中に実施するのか、期間外に実施するのかについての特段の定めはない。</p>	
<p>また、総合訓練及び集合訓練の受講者に対して、訓練を実施する刑務所と訓練生を送り出した刑務所のどちらで就労支援指導を実施するかについても特段の定めはない。</p>	
<p>今回、20 刑務所における就労支援指導の実施状況を調査した結果、以下のとおり、抽出した 255 人中、15 刑務所 80 人（31.4%）は、本来、就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかった。</p>	表 1-(3)-ア-④
<p>① 自庁訓練の受講者 68 人中、10 刑務所 24 人（35.3%）</p>	
<p>② 総合訓練又は集合訓練の受講者 87 人中、11 刑務所 30 人（34.5%）</p>	
<p>③ 就労支援事業の支援対象者 100 人中、7 刑務所 26 人（26.0%）</p>	
<p>受講していなかった主な理由については、次のとおりである。</p>	
<p>① 就労支援指導が適正に行われていないことによるもの</p>	表 1-(3)-ア-⑤

<p>i) 処遇指標 R 6 の指定があるものの、就労支援指導の受講を辞退することを認めているものや、刑務所が就労支援指導の対象者を独自の基準で更に絞っているものなど誤った運用を行っているもの（5 刑務所 16 人）</p> <p>ii) 処遇指標 R 6 の指定がないものの、刑務所が独自に就労支援指導の対象者を限定する等の誤った運用を行っているもの（5 刑務所 24 人）や、就労支援指導を受講すべき者に対して処遇指標 R 6 の指定が漏れていたもの（6 刑務所 18 人）</p>	
<p>② 職業訓練と就労支援指導が一体的に実施されていないことによるもの</p>	<p>表 1-(3)-ア-⑤</p>
<p>i) 処遇指標 R 6 の指定があるものの、自庁訓練と同時期に就労支援指導が実施されず、就労支援指導を受講する機会を逸しており、仮釈放となっているもの（4 刑務所 8 人）</p>	<p>（再掲）</p>
<p>一方、自庁訓練の受講者で就労支援指導を受講した 14 刑務所 39 人のうち 35 人（89.7%）は、職業訓練と同時期に就労支援指導を受講していた。また、これら 14 刑務所のうち 1 刑務所では、内規により、自庁訓練の受講者に対して、職業訓練期間中に就労支援指導を実施することとしているため、自庁訓練の受講者は全て就労支援指導を受講しているとしている。</p>	<p>表 1-(3)-ア-⑥ 表 1-(3)-ア-⑦</p>
<p>ii) 処遇指標 R 6 の指定があるものの、総合訓練及び集合訓練の受講者に対して、訓練を実施する刑務所と訓練生を送り出した刑務所のどちらで就労支援指導を実施するかについての定めがないため、互いに就労支援指導の実施状況を確認せず、就労支援指導が実施されていると思込み、就労支援指導を受講させていないもの（3 刑務所 7 人）。なお、このうち 6 人は訓練を実施する刑務所で処遇指標 R 6 が指定されている。</p>	<p>表 1-(3)-ア-⑧</p>
<p>iii) 処遇指標 R 6 の指定があるものの、総合訓練又は集合訓練の訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されておらず、また、訓練生を送り出した刑務所においても、還送された後の残刑期が短いこと等から、就労支援指導の開始前に仮釈放となり、就労支援指導を受講する機会を逸しているもの（5 刑務所 7 人）。なお、これら 7 人は全て訓練を実施する刑務所で処遇指標 R 6 が指定されている。</p>	<p>表 1-(3)-ア-⑨</p>
<p>イ 重点的な就労支援の推進</p>	
<p>法務省では、平成 23 年度から、刑務所において、就労支援による効果が特に期待できる受刑者（以下「重点支援受刑者」という。）を選定し、刑務所内に配置されている就労支援スタッフ等による継続的な助言指導を中心に、職業訓練、就労支援指導、安定所による職業相談・職業紹介等を行う重点的な就労支援を実施している（「受刑者に対する重点的な就労支援の実施について」（平成 23 年 4 月 19 日付け法務省矯成第 2304 号法務省矯正局成人矯正課長通知））。</p>	<p>表 1-(3)-イ-①</p>
<p>当該支援開始に際し、まず、就労支援スタッフ等が、重点支援受刑者との初回面接の結果等を踏まえ、「就労支援計画書」を作成し、同計画書に沿って重点的かつ計画的な就労支援を行っていくこととされている。</p> <p>重点支援受刑者に対しては、職業訓練、就労支援指導及び就労支援事業を重点的</p>	

<p>に実施することとされている。しかし、今回、20 刑務所における平成 23 年度又は 24 年度の重点支援受刑者について 11 刑務所から 21 人抽出し、就労支援の実施状況を調査した結果、i) 職業訓練、就労支援指導及び就労支援事業のいずれかが未実施であるものが 9 刑務所 16 人 (76.2%)、ii) 職業訓練及び就労支援指導が双方ともに未実施であるものが 4 刑務所 8 人 (38.1%) いるなど、重点的な就労支援が十分に行われているとは言い難い状況がみられた。</p>	<p>表 1-(3)-イ-② 表 1-(3)-イ-③</p>
<p>また、これらのうち、2 刑務所 4 人 (19.0%) は、職業訓練や就労支援指導の受講を希望し、かつ、うち 2 人は処遇指標 R 6 の指定もなされているものの、各担当部門 (注) の連携や調整が不十分で計画的に就労支援を行うこととされていないなどのため、就労支援計画書にその具体的な受講計画が定められておらず、必要な就労支援が実施されていなかった。なお、これら 4 人のうち 2 人は、親族・知人の紹介により入所中に就職が決定しているが、残りの 2 人は安定所による職業紹介は行われず、無職のまま出所していた。</p>	<p>表 1-(3)-イ-④</p>
<p>(注) 刑務所内では、一般に、職業訓練は作業担当、就労支援指導は教育担当、就労支援事業や就労支援スタッフの業務に関することは分類担当が所掌している。</p>	
<p>【所見】</p>	
<p>したがって、法務省は、刑務所における各種就労支援の適正かつ効果的な実施による相乗効果を発揮させる観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 就労支援指導に係る処遇指標の指定の徹底など、当該指導の実施の適正化を図ること。</p>	
<p>また、職業訓練及び就労支援指導の対象者に対しては、原則として、職業訓練を実施する刑務所が訓練期間中に就労支援指導を実施すること。</p>	
<p>さらに、例外的に、職業訓練を実施する刑務所が訓練期間中に当該指導を実施できない場合の対応方策を適切に講ずることにより、就労支援指導を確実に実施すること。</p>	
<p>② 刑務所において、職業訓練、就労支援指導、就労支援事業等の担当部門間の連携の強化や調整の適正化を図り、重点支援受刑者に対して、計画的かつ重点的な就労支援を確実に実施すること。</p>	

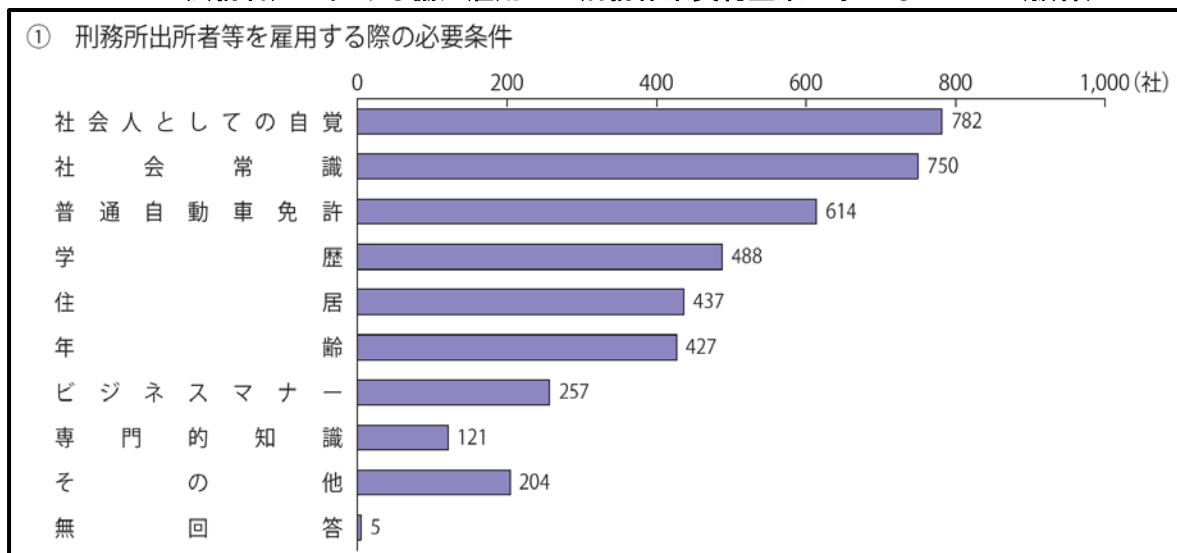
表 1-(3)-ア-① 就労支援指導に関する規程（抜粋）

<p>○ 刑事収容施設法（平成 17 年法律第 50 号） （改善指導）</p> <p>第 103 条 刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。</p> <p>2 <u>次に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し前項の指導を行うに当たっては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならない。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>その他法務省令で定める事情</u></p>														
<p>○ 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号） （法第 103 条第 2 項第 3 号に規定する法務省令で定める事情）</p> <p>第 64 条 法第 103 条第 2 項第 3 号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>職場における人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式が身に付いていないこと。</u></p>														
<p>○ 改善指導の標準プログラムについて（平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 3350 号法務省矯正局長依命通達）</p> <p>別紙 6 就労支援指導の標準プログラム</p> <p>1 指導の目標</p> <p><u>社会復帰後に就労した職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させること。</u></p> <p>2 対象者</p> <p>次に掲げる要件のいずれかに該当する受刑者とする。</p> <p>(1) <u>刑事施設における職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者</u></p> <p>(2) <u>次のアからエまでのいずれにも該当し、かつ、刑事施設の長が、就労支援指導をすることが必要であると認めた者</u></p> <p>ア <u>釈放の見込日からおおむね 1 年以内であること。</u></p> <p>イ <u>稼働能力を有すること。</u></p> <p>ウ <u>就労意欲を有すること。</u></p> <p>エ <u>公共職業安定所による就労支援を受ける意志があること。</u></p>														
<p>別表 就労支援指導カリキュラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指導内容</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オリエンテーション</td> <td>受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。</td> <td>・講義</td> </tr> <tr> <td>これまでの就労生活と自己の問題点</td> <td>これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。</td> <td>・講義 ・討議</td> </tr> <tr> <td>就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー</td> <td>職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じ</td> <td>・講義 ・演習 ・視聴覚教材の視聴</td> </tr> </tbody> </table>			項目	指導内容	方法	オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	・講義	これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	・講義 ・討議	就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じ	・講義 ・演習 ・視聴覚教材の視聴
項目	指導内容	方法												
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	・講義												
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	・講義 ・討議												
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じ	・講義 ・演習 ・視聴覚教材の視聴												

	て習得させる。	・ S S T
問題解決場面への対応	職場において、危機的な場面に陥った場合の対処方法について、S S Tを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法を考えさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義 ・ 演習 ・ 視聴覚教材の視聴 ・ S S T ・ 課題作成 ・ 意見発表 ・ 討議

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(3)-ア-② 「刑務所出所者等を雇用することに関するアンケート調査」(平成 23 年 5 月 法務省)における協力雇用主・刑務作業契約企業が求めるニーズ(抜粋)



(注) 1 法務省の資料による。

2 当該アンケートは、平成 23 年 5 月に法務省が、全国の保護観察所に協力雇用主として登録している企業及び全国の刑務所と刑務作業契約を締結している企業のうち 2,547 社を対象に実施し、1,025 社から回答を得たものである(回答率 40.2%)。

表 1-(3)-ア-③ 受刑者の集団編成に関する訓令(平成 18 年法務省矯正成訓第 3314 号)(抜粋)

(処遇指標の指定)

第 4 条 受刑者には、処遇指標（受刑者に実施すべき矯正処遇の種類及び内容並びに受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗を示す指標をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

2 処遇指標の区分及び符号は、別表のとおりとする。

3 処遇指標は、受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

別表 処遇指標の区分及び符号

1 矯正処遇の種類及び内容

種類	内容		符号
作業	一般作業		V 0
	職業訓練		V 1
改善指導	一般改善指導		R 0
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R 1
		暴力団離脱指導	R 2
		性犯罪再犯防止指導	R 3
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4
		交通安全指導	R 5
		就労支援指導	<u>R 6</u>
教科指導	補習教科指導		E 1
	特別教科指導		E 2

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(3)-ア-④ 自庁訓練の受講者、総合訓練又は集合訓練の受講者及び就労支援事業の支援対象者に対する就労支援指導の実施状況

(単位：人、%)

調査対象刑務所名	自庁訓練の受講者の抽出数①	うち就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかった者②	総合訓練又は集合訓練の受講者の抽出件数③	うち就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかった者④	就労支援事業の支援対象者の抽出件数⑤	うち就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかった者⑥
札幌刑務所	4	2	1	0	5	5
宮城刑務所	4	2	3	1	5	0
青森刑務所	4	1	6	3	5	3
山形刑務所	4	0	6	0	5	2
府中刑務所	4	4	6	4	5	0
黒羽刑務所	4	0	3	0	5	0
前橋刑務所	4	0	4	0	5	0
名古屋刑務所	4	0	3	3	5	0
三重刑務所	—	—	5	0	5	0
大阪刑務所	—	—	5	2	5	0
福井刑務所	4	0	6	4	5	0
滋賀刑務所	4	1	6	1	5	0
広島刑務所	—	—	6	0	5	0
山口刑務所	4	2	0	0	5	1
高松刑務所	4	2	3	3	5	0
松山刑務所	4	3	6	0	5	5
福岡刑務所	4	0	5	0	5	0
長崎刑務所	4	0	3	2	5	0
大分刑務所	4	3	6	3	5	5
鹿児島刑務所	4	4	4	4	5	5
小計	68	24 (35.3)	87	30 (34.5)	100	26 (26.0)
合計	抽出件数 (①+③+⑤)					255
	うち就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかったもの (②+④+⑥)					80 (31.4)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 自庁訓練の受講者は、調査した 20 刑務所のうち自庁訓練を実施していない等の 3 刑務所を除く 17 刑務所において、平成 23 年度に自庁訓練を受講した者から釈放(予定)日が早い順に 4 人を抽出した。抽出件数が 4 人に満たない場合、不足する分を平成 22 年度から同様の条件で抽出した。

3 総合訓練又は集合訓練の受講者は、調査した 20 刑務所において平成 23 年度に他の刑務所で総合訓練又は集合訓練を受講した者から釈放(予定)日が早い順に 6 人を抽出した。抽出件数が 6 人に満たない場合、平成 22 年度以前から可能な限り遡り同様の条件で抽出した。なお、札幌刑務所ほか 11 刑務所においては、当該抽出方法において該当する者がいない等のため、抽出件数が 6 人に満たない。

4 就労支援事業の支援対象者は、調査した 20 刑務所において平成 23 年度に就労支援事業の支援対象者に選定した者を釈放(予定)日が早い順に 5 人を抽出した。抽出件数が 5 人に満たない場合、不足する分を平成 22 年度から同様の条件で抽出した。

5 ()内は、各抽出件数に占める就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかったものの割合である。

表 1-(3)-ア-⑤ 職業訓練の受講者や就労支援事業の支援対象者のうち、就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかったものの理由

(単位：人)

区 分	該当刑務所数・名	人 数	内 訳		
			自 庁 訓 練 受 講 者	総 合 訓 練 又 は 集 合 訓 練 の 受 講 者	就 労 支 援 事 業 の 支 援 対 象 者
就労支援指導が適正に行われていないことによるもの①		58	16	16	26
うち処遇指標 R 6 の指定があるものの、運用が誤っているもの		16	5	10	1
就労支援指導の受講を辞退することを認めているもの	2 (府中、大分)	7	2	5	0
刑務所が就労支援指導の対象者を独自の基準で更に絞っているもの	1 (鹿児島)	4	1	3	0
就労支援指導を受講する機会はあったものの、刑務作業を優先させたもの	1 (高松)	2	0	2	0
理由不明	1 (山口)	3	2	0	1
うち処遇指標 R 6 の指定なし		42	11	6	25
刑務所が独自に就労支援指導の対象者を限定する等の誤った運用を行っているもの	5 (札幌、山形、松山、大分、鹿児島)	24	3	1	20
就労支援指導を受講すべき者に対して処遇指標 R 6 の指定が漏れていたもの	6 (宮城、青森、名古屋、大阪、高松、大分)	18	8	5	5
職業訓練と就労支援指導が一体的に実施されていないことによるもの (いずれも処遇指標 R 6 の指定あり) ②		22	8	14	0
職業訓練と同時期に就労支援指導が実施されず、就労支援指導を受講する機会を逸しており、仮釈放となっているもの	4 (札幌、府中、滋賀、松山)	8	8	0	0
訓練実施施設と訓練生送り出し施設が、互いに就労支援指導の実施状況を確認せず、就労支援指導が実施されていると思込み、就労支援指導を受講させていないもの	3 (名古屋、福井、滋賀)	7	0	7	0
訓練実施施設で就労支援指導が実施されておらず、また、訓練生送り出し施設においても、還送された後の残刑期が短いこと等から、就労支援指導の開始前に仮釈放となり、就労支援指導を受講する機会を逸しているもの	5 (宮城、青森、大阪、高松、長崎)	7	0	7	0
合 計 (①+②)	15 (札幌、宮城、青森、山形、府中、名古屋、大阪、福井、滋賀、山口、高松、松山、長崎、大分、鹿児島)	80	24	30	26

(注) 1 当省の調査結果による。

2 自庁訓練の受講者、総合訓練又は集合訓練の受講者及び就労支援事業の支援対象者の抽出方法は、表 1-(3)-ア-④の (注) 2、3 及び 4 参照。

3 「該当刑務所数・名」欄の合計は、該当刑務所の実数である。

表 1-(3)-ア-⑥ 自庁訓練の受講者に対する就労支援指導の実施時期の状況

(単位：人、%)

調査対象刑務所名	自庁訓練の受講者のうち就労支援指導を受講した者①	就労支援指導の実施時期	
		職業訓練と同時期②	職業訓練修了後③
札幌刑務所	2	2	0
青森刑務所	1	1	0
山形刑務所	4	4	0
黒羽刑務所	4	4	0
前橋刑務所	4	4	0
名古屋刑務所	4	4	0
福井刑務所	4	4	0
滋賀刑務所	3	1	2
山口刑務所	2	2	0
高松刑務所	2	1	1
松山刑務所	1	1	0
福岡刑務所	4	4	0
長崎刑務所	3	3	0
大分刑務所	1	0	1
計	39	35 (89.7)	4 (10.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 自庁訓練の受講者の抽出方法は、表 1-(3)-ア-④の(注) 2 参照。

3 () 内は、①に占める②又は③の割合である。

表 1-(3)-ア-⑦ 内規により、自庁訓練の受講者に対して、職業訓練期間中に就労支援指導を実施することとしている例

調査対象刑務所名	内 容																																			
名古屋刑務所	<p>名古屋刑務所では、就労支援指導の実施に係る内規により、自庁訓練の受講者に対して、職業訓練期間中に就労支援指導を実施することとしているため、自庁訓練の受講者は全て就労支援指導を受講しているとしている。</p> <p>同刑務所において平成 23 年度に自庁訓練を受講した者から 4 人を抽出し、就労支援指導の実施状況について調査したところ、下表のとおり、全ての自庁訓練の受講者に対して就労支援指導が実施されていた。</p> <p>表 自庁訓練の受講者に対する就労支援指導の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="379 645 1356 1440"> <thead> <tr> <th>氏名 (記号)</th> <th>職業訓練 の方法</th> <th>訓練科目 名</th> <th>職業訓練 の実施時期</th> <th>処遇指標 R 6 の指 定</th> <th>就労支援指導の 実施の有無</th> <th>釈放 状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>自庁訓練</td> <td>ビル設備 管理科</td> <td>平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日</td> <td>有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)</td> <td>有 (平成 23 年 8 月 22 日・23 日、10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 6 日)</td> <td>平成 24 年 6 月 20 日仮 釈放</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>自庁訓練</td> <td>ビル設備 管理科</td> <td>平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日</td> <td>有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)</td> <td>有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 28 日、4 月 20 日～25 日)</td> <td>平成 24 年 7 月 25 日仮 釈放</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>自庁訓練</td> <td>ビル設備 管理科</td> <td>平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日</td> <td>有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)</td> <td>有 (平成 23 年 6 月 20 日～30 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 20 日～25 日)</td> <td>平成 25 年 1 月 16 日仮 釈放</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>自庁訓練</td> <td>ビル設備 管理科</td> <td>平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日</td> <td>有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)</td> <td>有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～12 月 27 日、 平成 24 年 4 月 20 日～25 日、10 月 11 日～12 月 13 日)</td> <td>平成 25 年 5 月 8 日仮 釈放</td> </tr> </tbody> </table>	氏名 (記号)	職業訓練 の方法	訓練科目 名	職業訓練 の実施時期	処遇指標 R 6 の指 定	就労支援指導の 実施の有無	釈放 状況	A	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 8 月 22 日・23 日、10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 6 日)	平成 24 年 6 月 20 日仮 釈放	B	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 28 日、4 月 20 日～25 日)	平成 24 年 7 月 25 日仮 釈放	C	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 6 月 20 日～30 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 20 日～25 日)	平成 25 年 1 月 16 日仮 釈放	D	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～12 月 27 日、 平成 24 年 4 月 20 日～25 日、10 月 11 日～12 月 13 日)	平成 25 年 5 月 8 日仮 釈放
氏名 (記号)	職業訓練 の方法	訓練科目 名	職業訓練 の実施時期	処遇指標 R 6 の指 定	就労支援指導の 実施の有無	釈放 状況																														
A	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 8 月 22 日・23 日、10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 6 日)	平成 24 年 6 月 20 日仮 釈放																														
B	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 28 日、4 月 20 日～25 日)	平成 24 年 7 月 25 日仮 釈放																														
C	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 6 月 20 日～30 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 20 日～25 日)	平成 25 年 1 月 16 日仮 釈放																														
D	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～12 月 27 日、 平成 24 年 4 月 20 日～25 日、10 月 11 日～12 月 13 日)	平成 25 年 5 月 8 日仮 釈放																														

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-ア-⑧ 処遇指標 R 6 の指定があるものの、訓練を実施する刑務所と訓練生を送り出した刑務所のどちらで就労支援指導を実施するかについての定めがないため、互いに就労支援指導の実施状況を確認せず、就労支援指導が実施されていると思ひ込み、就労支援指導を受講させていない例

調査対象刑務所名	内 容																								
名古屋刑務所	<p>名古屋刑務所では、前述の表 1-(3)-ア-⑦のとおり、自庁訓練の受講者に対して、職業訓練期間中に就労支援指導を実施しているほか、集合訓練においても他の刑務所から訓練を受講するために同刑務所に移送された者を含めて実施しているとしている。</p> <p>一方、名古屋刑務所が平成 22 年度又は 23 年度に他の刑務所で総合訓練又は集合訓練を受講するために送り出した者 3 人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、このうち 2 人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導を受講していなかった。しかし、名古屋刑務所では、訓練を実施する刑務所における就労支援指導の実施状況を確認していなかったため、下表のとおり、名古屋刑務所でも就労支援指導を受講していなかった。</p> <p>表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="389 896 1362 1352"> <thead> <tr> <th>氏名 (記号)</th> <th>職業訓練の方法</th> <th>職業訓練の実施刑務所</th> <th>訓練科目名</th> <th>職業訓練の実施時期</th> <th>処遇指標 R 6 の指定</th> <th>就労支援指導の実施の有無</th> <th>釈放状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E</td> <td>総合訓練</td> <td>山口刑務所</td> <td>工芸科 (木工)</td> <td>平成 23 年 12 月 14 日～24 年 12 月 5 日</td> <td>有 (平成 23 年 11 月 30 日名古屋刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 25 年 5 月 22 日仮釈放</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>集合訓練</td> <td>金沢刑務所</td> <td>溶接科</td> <td>平成 23 年 2 月 1 日～同年 7 月 29 日</td> <td>有 (平成 23 年 8 月 1 日金沢刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 24 年 2 月 15 日仮釈放</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、調査した山口刑務所では、就労支援指導は、i) その後の就労支援事業と関連付けて実施することが望ましいこと、ii) 他の刑務所から訓練を受講するために移送された者に対して就労支援指導を実施する体制上の余裕がないことから、訓練生を送り出した刑務所において実施すべきではないかとしている。</p>	氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況	E	総合訓練	山口刑務所	工芸科 (木工)	平成 23 年 12 月 14 日～24 年 12 月 5 日	有 (平成 23 年 11 月 30 日名古屋刑務所)	無	平成 25 年 5 月 22 日仮釈放	F	集合訓練	金沢刑務所	溶接科	平成 23 年 2 月 1 日～同年 7 月 29 日	有 (平成 23 年 8 月 1 日金沢刑務所)	無	平成 24 年 2 月 15 日仮釈放
氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況																		
E	総合訓練	山口刑務所	工芸科 (木工)	平成 23 年 12 月 14 日～24 年 12 月 5 日	有 (平成 23 年 11 月 30 日名古屋刑務所)	無	平成 25 年 5 月 22 日仮釈放																		
F	集合訓練	金沢刑務所	溶接科	平成 23 年 2 月 1 日～同年 7 月 29 日	有 (平成 23 年 8 月 1 日金沢刑務所)	無	平成 24 年 2 月 15 日仮釈放																		
福井刑務所	<p>福井刑務所が平成 22 年度又は 23 年度に他の刑務所で総合訓練又は集合訓練を受講するために送り出した者 6 人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち 4 人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導を受講していなかった。</p> <p>表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="389 1765 1362 2022"> <thead> <tr> <th>氏名 (記号)</th> <th>職業訓練の方法</th> <th>職業訓練の実施刑務所</th> <th>訓練科目名</th> <th>職業訓練の実施時期</th> <th>処遇指標 R 6 の指定</th> <th>就労支援指導の実施の有無</th> <th>釈放状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G</td> <td>総合訓練</td> <td>川越少年刑務所</td> <td>C A D 技術科</td> <td>平成 23 年 4 月 7 日～同年 9 月 30 日</td> <td>有 (平成 23 年 4 月 7 日川越少年刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 24 年 2 月 9 日仮釈放</td> </tr> </tbody> </table>	氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況	G	総合訓練	川越少年刑務所	C A D 技術科	平成 23 年 4 月 7 日～同年 9 月 30 日	有 (平成 23 年 4 月 7 日川越少年刑務所)	無	平成 24 年 2 月 9 日仮釈放								
氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況																		
G	総合訓練	川越少年刑務所	C A D 技術科	平成 23 年 4 月 7 日～同年 9 月 30 日	有 (平成 23 年 4 月 7 日川越少年刑務所)	無	平成 24 年 2 月 9 日仮釈放																		

H	総合訓練	松山刑務所	情報処理技術科	平成23年4月20日～同年10月19日	有 (平成23年4月18日松山刑務所)	無	平成24年4月12日仮釈放
I	総合訓練	山口刑務所	建築科	平成23年2月23日～24年2月8日	有 (平成23年2月23日山口刑務所)	無	平成24年6月28日仮釈放
J	集合訓練	高松刑務所	工芸科 (木工工芸)	平成23年4月18日～24年4月24日	有 (平成23年4月18日高松刑務所)	無	平成25年8月1日仮釈放

福井刑務所は、総合訓練や集合訓練の受講者には、訓練を実施する刑務所が訓練に併せて就労支援指導を実施することが通例であるため、訓練を実施する刑務所で受講者に就労支援指導を実施しているはずであるとし、訓練を実施する刑務所から還送された際に就労支援指導の実施状況を確認していないとしている。このため、これら4人は、訓練を実施する刑務所での就労支援指導の実施状況が確認されておらず、また、福井刑務所でも就労支援指導を実施していなかった。

滋賀刑務所

滋賀刑務所が平成23年度に他の刑務所で総合訓練又は集合訓練を受講するために送り出した者6人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち1人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導を受講していなかった。

表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況

氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標R6の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況
K	集合訓練	奈良少年刑務所	内装施工科	平成23年4月7日～同年10月3日	有 (平成23年4月1日奈良少年刑務所)	無	平成24年10月25日仮釈放

滋賀刑務所は、総合訓練や集合訓練の受講者には、訓練を実施する刑務所が就労支援指導を実施する場合と、実施しない場合があるとし、総合訓練や集合訓練の受講者が訓練を実施する刑務所から還送された際に、訓練を実施する刑務所での就労支援指導の実施状況を確認し、実施されていない場合は、同刑務所で就労支援指導を実施するとしている。

しかし、受刑者Kは、訓練を実施する刑務所での就労支援指導の実施状況が確認されておらず、滋賀刑務所でも就労支援指導を実施していなかった。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-ア-⑨ 処遇指標 R 6 の指定があるものの、総合訓練又は集合訓練の訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されておらず、また、訓練生を送り出した刑務所においても、還送された後の残刑期が短いこと等から、就労支援指導の開始前に仮釈放となり、就労支援指導を受講する機会を逸している例

調査対象刑務所名	内 容																								
宮城刑務所	<p>宮城刑務所が平成 23 年度に他の刑務所で集合訓練を受講するために送り出した者 3 人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち 1 人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されていなかった。</p> <p>表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="389 607 1364 904"> <thead> <tr> <th>氏名 (記号)</th> <th>職業訓練の方法</th> <th>職業訓練の実施刑務所</th> <th>訓練科目名</th> <th>職業訓練の実施時期</th> <th>処遇指標 R 6 の指定</th> <th>就労支援指導の実施の有無</th> <th>釈放状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L</td> <td>集合訓練</td> <td>熊本刑務所</td> <td>内装施工科</td> <td>平成 24 年 3 月 14 日～同年 9 月 11 日</td> <td>有 (平成 24 年 3 月 13 日熊本刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 25 年 4 月 16 日仮釈放</td> </tr> </tbody> </table> <p>受刑者 L は、訓練を実施する刑務所から平成 24 年 10 月 4 日に宮城刑務所に還送されているが、同刑務所では、24 年度後期の就労支援指導のコースに編入させることができず、就労支援指導を受講する機会を逸したまま仮釈放となっていた。</p>	氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況	L	集合訓練	熊本刑務所	内装施工科	平成 24 年 3 月 14 日～同年 9 月 11 日	有 (平成 24 年 3 月 13 日熊本刑務所)	無	平成 25 年 4 月 16 日仮釈放								
氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況																		
L	集合訓練	熊本刑務所	内装施工科	平成 24 年 3 月 14 日～同年 9 月 11 日	有 (平成 24 年 3 月 13 日熊本刑務所)	無	平成 25 年 4 月 16 日仮釈放																		
青森刑務所	<p>青森刑務所が平成 22 年度又は 23 年度に他の刑務所で集合訓練を受講するために送り出した者 6 人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち 2 人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されていなかった。</p> <p>表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="389 1279 1364 1800"> <thead> <tr> <th>氏名 (記号)</th> <th>職業訓練の方法</th> <th>職業訓練の実施刑務所</th> <th>訓練科目名</th> <th>職業訓練の実施時期</th> <th>処遇指標 R 6 の指定</th> <th>就労支援指導の実施の有無</th> <th>釈放状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M</td> <td>集合訓練</td> <td>熊本刑務所</td> <td>ビル設備管理科</td> <td>平成 23 年 9 月 27 日～24 年 4 月 24 日</td> <td>有 (平成 23 年 9 月 29 日熊本刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 24 年 12 月 12 日仮釈放</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>集合訓練</td> <td>松本少年刑務所</td> <td>情報処理科</td> <td>平成 23 年 11 月 10 日～24 年 5 月 22 日</td> <td>有 (平成 23 年 11 月 28 日松本少年刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 24 年 12 月 19 日仮釈放</td> </tr> </tbody> </table> <p>青森刑務所は、就労支援指導は、グループを編成した上で集団講義形式により行うものであるため、受刑者 M 及び受刑者 N が訓練を実施する刑務所から還送された後に、既に編成されたグループに途中編入させることが難しく、同刑務所でも就労支援指導を実施できなかったとしている。</p>	氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況	M	集合訓練	熊本刑務所	ビル設備管理科	平成 23 年 9 月 27 日～24 年 4 月 24 日	有 (平成 23 年 9 月 29 日熊本刑務所)	無	平成 24 年 12 月 12 日仮釈放	N	集合訓練	松本少年刑務所	情報処理科	平成 23 年 11 月 10 日～24 年 5 月 22 日	有 (平成 23 年 11 月 28 日松本少年刑務所)	無	平成 24 年 12 月 19 日仮釈放
氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況																		
M	集合訓練	熊本刑務所	ビル設備管理科	平成 23 年 9 月 27 日～24 年 4 月 24 日	有 (平成 23 年 9 月 29 日熊本刑務所)	無	平成 24 年 12 月 12 日仮釈放																		
N	集合訓練	松本少年刑務所	情報処理科	平成 23 年 11 月 10 日～24 年 5 月 22 日	有 (平成 23 年 11 月 28 日松本少年刑務所)	無	平成 24 年 12 月 19 日仮釈放																		

大阪刑務所

大阪刑務所が平成22年度又は平成23年度に他の刑務所で集合訓練を受講するために送り出した者5人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち1人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されていなかった。

表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況

氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標R6の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況
O	集合訓練	熊本刑務所	ビル設備管理科	平成23年10月5日～24年2月21日	有 (平成23年9月29日熊本刑務所)	無	平成24年11月29日仮釈放

大阪刑務所は、受刑者Oが訓練を実施する刑務所から還送された後、同刑務所の就労支援指導の開始時には出所していたため、同刑務所でも就労支援指導を実施できなかったとしている。

高松刑務所

高松刑務所が平成21年度から23年度までに他の刑務所で集合訓練を受講するために送り出した者3人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち1人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されていなかった。

表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況

氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標R6の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況
P	集合訓練	高知刑務所	ビル設備管理科	平成22年12月2日～23年7月5日	有 (平成22年11月22日高知刑務所)	無	平成23年9月1日仮釈放

高松刑務所は、受刑者Pが訓練を実施する刑務所から平成23年8月9日に還送された後、仮釈放されるまでの期間が1か月程度しかなく、同刑務所でも就労支援指導を実施できなかったとしている。

長崎刑務所

長崎刑務所が平成23年度に他の刑務所で集合訓練を受講するために送り出した者3人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち2人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されていなかった。

表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況

氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標R6の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況
Q	集合訓練	高知刑務所	ビル管理科	平成23年12月2日～24年7月3日	有 (平成23年11月24日高知刑務所)	無	平成24年10月16日仮釈放

R	集合訓練	宮崎刑務所	農業園芸科	平成23年10月4日～24年9月28日	有 (平成23年9月29日宮崎刑務所)	無	平成24年11月13日仮釈放
---	------	-------	-------	---------------------	------------------------	---	----------------

長崎刑務所では、同刑務所の実施する就労支援指導のコースの期間中に、他の刑務所で訓練を受講した者も含め同刑務所に収容されている場合のみ指導の対象となし、受刑者Q及び受刑者Rにみられるように、他の刑務所での訓練期間中に仮釈放日が決定し、訓練を実施する刑務所から還送された後に就労支援指導を実施する刑期が残されていない場合は、指導を実施することが困難であるとしている。

このため、長崎刑務所は、他の刑務所で訓練を受講した者に対し、就労支援指導を漏れなく実施するためには、訓練を実施する刑務所で訓練と並行して指導を実施することが効果的ではないかとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-イ-① 「受刑者に対する重点的な就労支援の実施について」(平成 23 年 4 月 19 日付
け法務省矯成第 2304 号法務省矯正局成人矯正課長通知)(抜粋)

<p>1 目的</p> <p>就労支援による効果が特に期待できる受刑者に対し、下記 4 に定める就労支援スタッフ等による継続的な助言指導を中心に、職業訓練、特別改善指導の就労支援指導、公共職業安定所による職業相談・職業紹介、保護観察所との就労支援に関する情報の共有等を重点的に実施することにより、就労先確保の促進を図り、円滑に社会復帰させることを目的とする。</p> <p>2 対象者の選定基準</p> <p>次に掲げる要件の全てを満たす受刑者のうち、刑事施設の長が重点的な就労支援を行うことが必要かつ効果的と認める者とする。</p> <p>(1) <u>安定した帰住先の見込があること(自立更生促進センター、就業支援センター又は更生保護施設等への帰住が見込まれる者を含む。)</u></p> <p>(2) <u>具体的な就労の予定や見込がないこと</u></p> <p>(3) <u>稼働能力を有すること</u></p> <p>(4) <u>出所後、健全な就労生活を送る意欲が高いこと</u></p> <p>(5) <u>出所時の年齢がおおむね 65 歳以下であること</u></p> <p>(6) <u>中学校卒業以上の学歴を有すること</u></p> <p>(7) <u>公共職業安定所による就労支援を受ける意志があること</u></p> <p>(8) <u>重点的な就労支援を受ける期間がおおむね 1 年以上あると見込まれること</u></p> <p>3 対象者の選定方法</p> <p>(1) 刑事施設の長は、処遇施設における刑執行開始時調査の結果、上記 2 の基準に該当すると判断された受刑者を、処遇審査会の意見を聴いた上で対象者として選定する。</p> <p>(2) 刑事施設の長は、前項で選定されなかった者であっても、再調査等により、上記 2 の基準を満たしていることが判明した受刑者については、処遇審査会の意見を聴いた上で対象者に選定する。</p> <p>4 主たる担当者</p> <p>就労支援スタッフ又は保護業務担当職員若しくは所長が指名した者(以下「就労支援スタッフ等」という。)とする。</p> <p>5 支援内容</p> <p>(1) <u>就労支援スタッフ等は、当該受刑者に対し、選定時から出所時に至るまで、継続的に面接指導を実施し、職業レディネスの向上、今後の職業生活や能力開発に関する目標設定の援助、公共職業安定所による就労支援に対する動機付け、出所後の就労に関する助言指導等を行う。</u></p> <p>(2) 就労支援スタッフ等は、上記(1)の助言指導を行うに当たっては、公共職業安定所による就労支援、保護観察所から得た就労支援に関する情報等を活用しながら、刑事施設入所中に当該受刑者に出所後の具体的な就職活動の計画を立てさせるようにする。</p> <p>6 就労支援計画書</p> <p><u>就労支援スタッフ等は、当該受刑者について、初回面接の結果等を踏まえ、「就労支援計画書」(別紙様式)を作成する。同計画書は、処遇調査票に編てつする。</u></p> <p>7 支援計画の記録</p> <p>就労支援スタッフ等は、職業訓練担当者、特別改善指導の「就労支援指導」の担当者等と必要に応じて情報交換を行う。また、次に掲げる事項を処遇調査票の「処遇経過」又は「保護」欄に記録する。</p> <p>(1) 対象者に選定された日</p> <p>(2) 就労支援スタッフ等の面接指導日及びその概要</p> <p>(3) 職業訓練修了日及び取得資格名等</p> <p>(4) 特別改善指導の「就労支援指導」修了日及び特記事項(評価等)</p> <p>(5) 平成 20 年 6 月 13 日付け法務省保更第 548 号保護局長通達「刑務所出所者等に対する就労支援の推進について」記の 3 に定める保護観察所からの情報提供受理日及びその概要</p> <p>(6) 公共職業安定所による就労支援の実施日及びその概要</p>

(7) その他就労支援に関する事項

8・9 (略)

別添様式 就労支援計画書

施設名		作成年月日	
称呼番号		ふり がな 氏 名	
生年月日 (年 齢)		性 別	
入所年月日		刑期終了日	
最終学歴		免許・資格	
最終の職業 (就業期間)			
上記以外の経験した主な仕事 (就業期間)			
就職についての希望			
受刑中に受講を希望する職業訓練、講座等			
参考情報 (身体上の留意点など)			
施設内における支援計画			

※ 「施設内における支援計画」欄には、職業訓練の受講時期・種目、特別改善指導 (就労支援指導) の受講時期、就労支援スタッフ等による面接指導の頻度・内容等を記載する。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(3)-イ-② 調査した 20 刑務所における重点支援助刑者の選定実績及び当省の抽出件数
(単位：人)

調査対象刑務所名	重点支援助刑者の選定実績		計	うち当省の抽出件数
	平成 23 年度	24 年度		
札幌刑務所	2	0	2	1
宮城刑務所	0	0	0	0
青森刑務所	0	2	2	0
山形刑務所	2	0	2	2
府中刑務所	2	1	3	2
黒羽刑務所	5	22	27	2
前橋刑務所	0	0	0	0
名古屋刑務所	2	1	3	3
三重刑務所	6	24	30	0
大阪刑務所	1	1	2	2
福井刑務所	17	16	33	0
滋賀刑務所	1	0	1	1
広島刑務所	1	0	1	1
山口刑務所	0	3	3	0
高松刑務所	0	0	0	0
松山刑務所	1	2	3	2
福岡刑務所	0	5	5	3
長崎刑務所	2	0	2	2
大分刑務所	0	1	1	0
鹿児島刑務所	0	1	1	0
計	42	79	121	21

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成 23 年度は、23 年 4 月 19 日以降の選定実績である。
 3 抽出方法は次のとおりである。
 調査した 20 刑務所において、重点支援助刑者に選定した日が早い者（1 刑務所当たり 0～3 人。合計 38 人）から、当省調査時点で重点的な就労支援を受けるのに必要な刑期を残している者 17 人を除いた 21 人を抽出した。

表 1-(3)-イ-③ 当省が抽出した 21 人に対する職業訓練、就労支援指導及び就労支援事業の実施状況

調査対象刑務所名	氏名 (記号)	職業訓練の実施状況	就労支援指導の実施状況	就労支援事業の実施状況
札幌刑務所	A	不明	○	×
山形刑務所	B	○	○	○
	C	○	○	○
府中刑務所	D	×	×	○
	E	×	×	○
黒羽刑務所	F	○	○	×
	G	—	○	×
名古屋刑務所	H	×	×	—
	I	×	×	—
	J	○	○	×

大阪刑務所	K	○	×	○
	L	—	×	○
滋賀刑務所	M	—	○	×
広島刑務所	N	○	○	×
松山刑務所	O	×	×	○
	P	×	×	○
福岡刑務所	Q	○	○	○
	R	○	○	○
	S	○	○	○
長崎刑務所	T	×	×	○
	U	×	×	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練、就労支援指導及び就労支援事業のいずれかが未実施であるもの：9刑務所16人（76.2%） ・職業訓練及び就労支援指導の双方ともに未実施であるもの：4刑務所8人（38.1%） 		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 重点支援助刑者が、就職を希望する職種に関連する免許・資格を既に所有していること等から職業訓練の受講を希望しなかったものは、「職業訓練の実施状況」欄を「—」としている。

3 重点支援助刑者が、親族・知人の紹介により入所中に就職が決定したことから、就労支援事業の支援対象者に選定されなかったものは、「就労支援事業の実施状況」欄を「—」としている。

表1-(3)-イ-④ 重点支援助刑者の就労支援計画書に職業訓練や就労支援指導の具体的な受講計画が定められておらず、必要な就労支援が実施されていない例

調査対象刑務所名	内容																						
府中刑務所	<p>府中刑務所で平成23年度に選定された重点支援助刑者2人及び24年度に選定された重点支援助刑者1人から、当省調査時点で重点的な就労支援を受けるのに必要な刑期を残している1人を除いた2人について、就労支援計画書をみると、いずれの者も職業訓練又は就労支援指導の受講を希望しているが、職業訓練や就労支援指導の具体的な受講計画が定められておらず、必要な就労支援が実施されていなかった。</p> <p>なお、当該2人については、安定所による職業紹介は行われず、入所中に就職は決定していなかった。</p> <p>表 重点支援助刑者に対する就労支援の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名(記号)</th> <th>重点支援助刑者に選定された日</th> <th>就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況</th> <th>職業訓練の実施状況</th> <th>就労支援指導の実施状況</th> <th>就労支援事業の実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D</td> <td>平成23年9月</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>平成23年10月</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 本表の重点支援助刑者は、表1-(3)-イ-③の重点支援助刑者と同一である。</p>					氏名(記号)	重点支援助刑者に選定された日	就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況	職業訓練の実施状況	就労支援指導の実施状況	就労支援事業の実施状況	D	平成23年9月	○	×	×	○	E	平成23年10月	○	×	×	○
氏名(記号)	重点支援助刑者に選定された日	就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況	職業訓練の実施状況	就労支援指導の実施状況	就労支援事業の実施状況																		
D	平成23年9月	○	×	×	○																		
E	平成23年10月	○	×	×	○																		

	<p>① 受刑者D 受刑者Dの平成23年9月8日に作成された就労支援計画書をみると、Dが受講を希望する職業訓練として、「情報処理（パソコン）基礎」、「小型建設機械科」と記載されているが、同計画書の支援計画欄には、当該希望を踏まえた職業訓練の具体的な受講計画は定められておらず、職業訓練は実施されていなかった。 情報処理技術科や小型建設機械科は、府中刑務所が自庁訓練として開設しているものであるが、平成23年度及び24年度の定員充足率は、情報処理技術科が43.8%及び50.0%、小型建設機械科が85.0%及び55.0%と余裕があることから、Dが受講できた可能性がある。 また、就労支援指導についても具体的な受講計画は定められておらず、就労支援指導は実施されていなかった。</p> <p>② 受刑者E 受刑者Eの平成23年10月5日に作成された就労支援計画書をみると、Eが受講を希望する講座として、「就労支援指導（R6）」と記載されており、これを踏まえて、同計画書の支援計画欄には、「就労支援指導（R6）。受講時期は早期の実施」と記載されているが、これ以上の具体的な受講計画は定められておらず、就労支援指導は実施されていなかった。 また、職業訓練についても具体的な受講計画は定められておらず、職業訓練は実施されていなかった。</p> <p>このような状況となっている原因の一つとして、府中刑務所が、重点的な就労支援を行うに当たって、就労支援の主たる担当部門、職業訓練の担当部門及び就労支援指導の担当部門の連携や調整が不十分であることが考えられる。</p>																		
名古屋刑務所	<p>名古屋刑務所で平成23年度に選定された重点支援受刑者2人及び24年度に選定された重点支援受刑者1人について、就労支援計画書をみると、23年度に選定された2人は、職業訓練の受講を希望しており、また、2人の処遇調査票をみると、重点支援受刑者に選定された日と同日に処遇指標R6が記載されているが、職業訓練や就労支援指導の具体的な受講計画が定められておらず、必要な就労支援が実施されていなかった。</p> <p>表 重点支援受刑者に対する就労支援の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="389 1384 1362 1682"> <thead> <tr> <th>氏名 (記号)</th> <th>重点支援受刑者に選定された日</th> <th>就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況</th> <th>職業訓練の実施状況</th> <th>就労支援指導の実施状況</th> <th>就労支援事業の実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H</td> <td>平成23年12月21日</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>平成23年12月21日</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表の重点支援受刑者は、表1-(3)-イ-③の重点支援受刑者と同一である。 2 名古屋刑務所は、受刑者H及び受刑者Iは、親族・知人の紹介により入所中に就職が決定したことから、就労支援事業の支援対象者に選定しなかったとしている。</p> <p>① 受刑者H 受刑者Hの平成24年1月5日に作成された就労支援計画書をみると、Hが受講を希望する職業訓練として、「料理に関すること、調理師免許等」と記載されていた。調理科については、例えば、黒羽刑務所が集合訓練（注）として実施しているが、犯罪傾向が進んでいないA指標の者を対象としており、H</p>	氏名 (記号)	重点支援受刑者に選定された日	就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況	職業訓練の実施状況	就労支援指導の実施状況	就労支援事業の実施状況	H	平成23年12月21日	○	×	×	—	I	平成23年12月21日	○	×	×	—
氏名 (記号)	重点支援受刑者に選定された日	就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況	職業訓練の実施状況	就労支援指導の実施状況	就労支援事業の実施状況														
H	平成23年12月21日	○	×	×	—														
I	平成23年12月21日	○	×	×	—														

はB指標であることから対象にはならない。このような状況の中、本人の希望を踏まえどのように対応すべきかの検討状況等は支援計画欄には記載されていない。

(注) 黒羽刑務所が実施する調理科は集合訓練であるが、矯正管区管内の刑務所だけでなく、名古屋刑務所等の矯正管区管外の刑務所に対しても訓練生の募集を行っている。

また、Hの処遇調査票をみると、重点支接受刑者に選定された日と同日に処遇指標R 6が記載されているが、同計画書の支援計画欄には、就労支援指導の具体的な受講計画は定められておらず、就労支援指導は実施されていない。

② 受刑者 I

受刑者 I の平成 24 年 1 月 5 日に作成された就労支援計画書をみると、I が受講を希望する職業訓練として、「小型建設機械科等の訓練」と記載されているが、同計画書の支援計画欄には、当該希望を踏まえた職業訓練の具体的な受講計画は定められておらず、職業訓練は実施されていない。

名古屋刑務所では、集合訓練として小型車両系建設機械科を開設しているが、平成 23 年度及び 24 年度においては、定員充足率は 85.0%及び 90.0%と余裕があることから、I が受講できた可能性がある。

また、I の処遇調査票をみると、受刑者 H と同様に、重点支接受刑者に選定された日と同日に処遇指標 R 6 が記載されているが、同計画書の支援計画欄には、就労支援指導の具体的な受講計画は定められておらず、就労支援指導は実施されていない。

名古屋刑務所では、重点支接受刑者に対する就労支援は、主たる担当部門である分類審議室に配置されている就労支援スタッフが助言指導を行うことに終始しており、職業訓練を担当する作業部門や、就労支援指導を担当する教育部門との連携や調整が不十分であったとしており、重点支接受刑者を選定した段階から計画的に就労支援を実施していく必要があったとしている。

(注) 当省の調査結果による。

2 刑務所出所者等の住居等の確保

勸告	説明図表番号
<p>刑務所出所者等の帰住先となる住居の確保、あるいは福祉的な支援が必要な高齢者・障害者に対する「特別調整」の適正かつ円滑な実施は、再犯を防止し、円滑な社会復帰を促進する上で極めて重要である。</p>	
<p>(1) 住居確保の推進</p>	
<p>平成 16 年から 20 年までの 5 年間に於いて、前回出所時に適当な帰住先がなかった再入所者の約 6 割は出所後 1 年未満で再犯に至っている。このように適当な帰住先がない者は短期間で再犯に至る傾向が顕著である現状からすると、再犯防止のためには刑務所出所者等の住居の確保を中心とした生活環境を整えることは極めて重要である。</p>	表 2-(1)-①
<p>このため、法務省では、刑務所等に収容中の段階から、出所後の帰住先の確保等、適切な生活環境をあらかじめ整えるための措置（以下「生活環境の調整」という。）を講じている（更生保護法第 82 条）。これにより多くの者が家族や知人等の元で社会復帰に取り組むこととなるが、頼るべき親族や知人等がいらないなど適当な帰住先が見つからない者に対しては、後述する民間の更生保護施設が大きな役割を担っているほか、国が運営する自立更生促進センターにもその役割が期待されている。</p>	表 2-(1)-②
<p>また、「創造戦略」においても、行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、生活環境の調整を充実強化するとともに、国が運営する自立更生促進センターへの確実な受入れの促進、更生保護施設の受入機能の強化等を図ることが掲げられている。</p>	表 2-(1)-③
<p>ア 更生保護施設における受入れの促進</p>	
<p>更生保護施設は、保護観察所から委託を受けて、出所後に適当な住居がなかったり、頼るべき親族や知人等がいらないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給するほか、生活指導や就労指導、福祉に関する支援、あるいは刑務所出所者等の特性に応じた処遇等を行い、その円滑な社会復帰を支援する法務大臣認可の民間施設である。</p>	表 2-(1)-ア-①
<p>なお、「矯正統計」では、平成 24 年に満期釈放された 1 万 2,763 人のうち、出所の際に適当な帰住先がないと思われる者は 6,489 人（50.8%）となっており、一方で、満期釈放者を対象とした更生緊急保護の受皿となり得る全国 104 の更生保護施設の収容定員の総計が 2,400 人程度（平成 25 年 4 月 1 日現在）しかないことなどを踏まえると、適当な帰住先を持たない刑務所出所者等の社会内における受皿に余裕があるとは言えない状況である。</p>	表 2-(1)-ア-②
<p>また、「平成 24 年版犯罪白書」では、収容期間中に帰住先を確保できていないなどの不安を抱えたまま出所に至っている者が相当数いる状況がうかがえるとされている。</p>	表 2-(1)-ア-③
<p>生活環境の調整の結果は、保護観察所により「帰住可」、「調整継続」又は「帰住不可」の意見が付され、受刑者等が入所している刑務所等を通じて本人に通知される。しかし、刑務所等においては、「帰住不可」と通知された者に対しては、帰住予定地を変更するよう働きかけを行っているものもあるものの、制度上、そのような働きかけを必ず行うこととはされていない。</p>	

「帰住不可」と通知された者に対して、刑務所等がその時点で諦めず、保護観察所と連携して働きかけを実施することにより、例えば更生保護施設等の新たな帰住予定地を設定し、次の生活環境の調整につなげていくことは、出所後の帰住先確保のために必要不可欠な取組と考えられる。

① 前述のとおり、適当な帰住先を持たない刑務所出所者等の社会内における受皿が限られていることを踏まえると、更生保護施設を一層活用していくことが必要不可欠である。

今回、全国 103（収容業務を休止している 1 施設を除く。）の更生保護施設の年間収容保護率（注）を調査した結果、全国平均は、76.4%（平成 22 年度）、79.8%（平成 23 年度）及び 79.4%（平成 24 年度）であり、年間収容保護率がこれら各年度の全国平均を下回る施設は、それぞれ 42 施設、43 施設及び 47 施設であった。なお、これらの中には、20%台と極めて低調な施設もみられた。また、調査した 20 更生保護施設を所管する 20 保護観察所の中には、更生保護施設の収容実績が低調となっている原因を的確に把握していないのがみられた。

さらに、調査した 20 更生保護施設のうち、年間収容保護率が低調な施設の中には、保護観察所による指導・支援が必ずしも十分でない中、施設の処遇能力への不安などから、相部屋を個室としてのみ使用するなど施設本来の目的や機能を十分に果たせていないのがみられた。

一方で、調査した 20 更生保護施設の中には、保護観察所の指導・支援の下、社会福祉士等のスタッフを充実させることにより、処遇能力を向上させ、相部屋を積極的に活用するよう調整を図った結果、年間収容保護率を向上させている施設もみられた。

このように、更生保護施設の受入機能の強化等を適切に推進し、収容保護率の向上を図っていくことが必要と考えられる。

（注）更生保護施設において、1 年間に受け入れた者の延人員を、その期間内に収容可能な人員で除したものである。

② 今回、20 刑務所において、生活環境の調整の結果、平成 24 年に保護観察所から「帰住不可」の通知があった受刑者 200 人を抽出し、これらの者に対する帰住予定地の変更に係る刑務所の働きかけの実施状況を調査した結果、37 人（18.5%）に対しては働きかけが行われておらず、このうち自ら新たな帰住予定地を設定した者は 11 人とどまっていた。

一方で、帰住予定地の変更に係る働きかけを行った 163 人（81.5%）のうち、新たな帰住予定地を設定した者は 110 人となっていた。

このように、刑務所が帰住予定地の変更に係る働きかけを行った結果、多くの受刑者が新たな帰住予定地を設定し、次の生活環境の調整につながっていた。

イ 自立更生促進センターにおける受入れの促進

自立更生促進センター（就業支援センターを含む。以下、これらを併せて「センター」という。）は、親族等や民間の更生保護施設等では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を、保護観察所に併設した宿泊施

表 2-(1)-ア-④

表 2-(1)-ア-⑤

表 2-(1)-ア-⑥

表 2-(1)-ア-⑦

表 2-(1)-ア-⑧

設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的とした国立の更生保護施設である。

平成25年4月1日現在、北九州自立更生促進センター及び福島自立更生促進センター並びに沼田町就業支援センター及び茨城就業支援センターの4センターが設置・運営されている。

法務省は、薬物使用等の特定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して、その傾向を改善するために、専門的知見に基づき開発された処遇プログラムによる処遇を実施している。

各センターは、それぞれの特色に応じた処遇プログラム等を、入所者を対象とした処遇のデータ等に基づき新たに開発し、その効果を検証するとともに、民間の更生保護施設等においても活用できるよう、これらを普及させる役割も担っている。

今回、4センターにおける年間収容保護率、処遇プログラムの開発状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 平成24年度における4センターの年間収容保護率の平均は、33.7%と低調となっていた。各センターは、この主な原因として、入所希望者が少ないことなどを挙げている。

しかし、前述のとおり、適当な帰住先を持たない刑務所出所者等の社会内における受皿が限られていることや国が運営するセンターの果たすべき役割を踏まえると、地域住民の理解と協力の下、センターへの受入れを促進することが重要であると考えられる。

このため、親族等や更生保護施設等への生活環境の調整の結果、「帰住不可」の通知があった受刑者等に対して、刑務所等が保護観察所と連携して、センターへの帰住予定地の変更の働きかけを適切に行うことが必要である。また、その際、保護観察所から刑務所等に対して、センターにおける処遇の特徴や役割など、受刑者等への働きかけに資する情報の提供が重要であると考えられる。

② 各センターにおける処遇プログラム等の開発及び普及の状況については、新たな処遇プログラム等の開発の努力はなされているものの、①のとおり、入所者数が低調であることから、これらの効果の検証に資する実証データ等が十分に蓄積されておらず、また、更生保護施設等への普及にまで至っていない状況がみられた。

表2-(1)-イ-①

表2-(1)-イ-②

表2-(1)-イ-③

表2-(1)-イ-④

【所見】

したがって、法務省は、刑務所出所者等の更生保護施設における受入れを促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 保護観察所は、収容実績が低調な更生保護施設について、その原因を的確に把握・分析し、それらを踏まえ、当該施設の受入機能の強化等の取組を適切に推進し、収容保護率の向上を図ること。

② 生活環境の調整の結果、「帰住不可」の通知があった受刑者等に対して、帰住予定地の変更（変更先として更生保護施設等を含む。）の働きかけを刑務所等が保護観察所と

連携して適切に行う仕組みを設けること。

また、法務省は、国が運営する各センターの果たすべき役割を十分に発揮するとともに、地域住民の理解と協力の下、各センターにおける受入れを促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 親族等や更生保護施設等への生活環境の調整の結果、「帰住不可」の通知があった受刑者等に対して、各センターへの帰住予定地の変更の働きかけを刑務所等が保護観察所と連携して適切に行う仕組みを設けること。

また、各センターを管轄する保護観察所は、当該センターにおける処遇の特徴や役割など、受刑者等への働きかけに資する情報を適切に刑務所等に提供すること。

② 各センターにおいて、効果の検証に資する十分な実証データ等に基づき、新たな処遇プログラム等を開発し、更生保護施設等への普及を着実に推進すること。

表 2-1)-① 「犯罪白書」における適当な帰住先がない者の再犯傾向等に関する記述

○ 平成 21 年版犯罪白書（法務省）＜抜粋＞

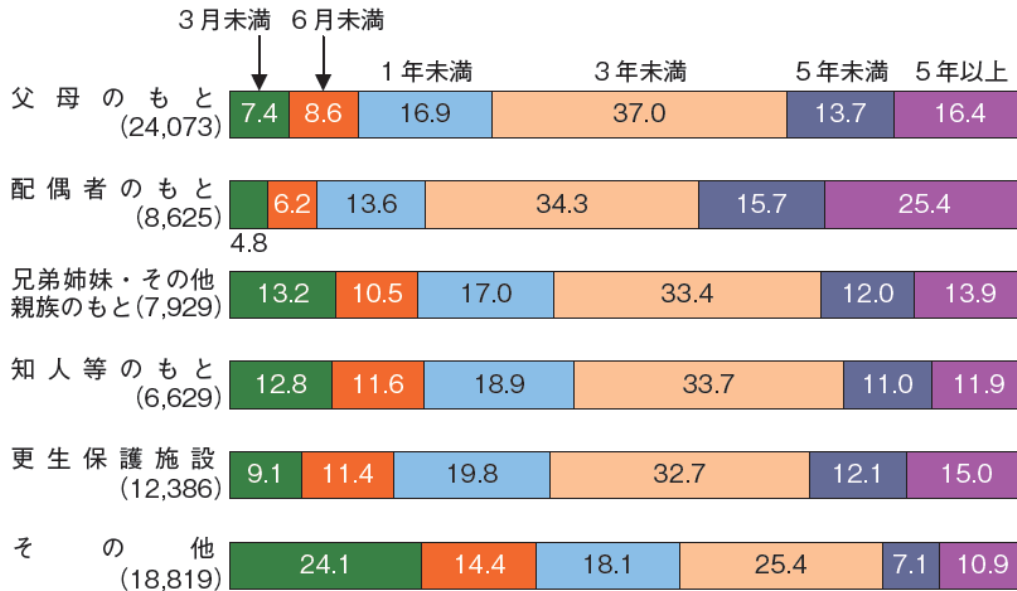
第 7 編 再犯防止施策の充実

第 2 章 最近の再犯者の動向等

第 3 節 矯正

7-2-3-11 図 再入者の再犯期間別構成比（前刑帰住先別）

（平成 16 年～20 年の累計）



入所受刑者（平成 16 年～20 年の累計）のうち、再入者について、前回出所した際の帰住先別に再犯期間別構成比を見ると（略）帰住先が「その他」の者で再入所したものは、24.1%が 3 月未満で、38.5%が 6 月未満で、56.6%が 1 年未満で再犯に及んでおり、相対的に短期間で再犯に至る傾向が顕著である。他方、更生保護施設が帰住先となった者は、縁故者に恵まれず、その意味で改善更生のための条件が良好でない者が比較的多いと考えられるが、これらの者は、再入所に至る場合でも、帰住先が「その他」の者と比べると、再犯期間は比較的長い。

（注）1 下線は当省が付した。

2 「再入者」は、刑事施設の入所度数が 2 度以上の入所受刑者であって、前刑出所前の犯罪により再入所した者以外のものをいう。

3 「再犯期間」は、前刑出所日から今回の入所に係る罪を犯した日までの期間をいう。

4 「知人等のもと」は、雇用主のもと及び社会福祉施設を含む。

5 「更生保護施設」は、就業支援センター及び自立更生促進センターを含む。

6 「その他」は、帰住先が暴力団関係者のもとである者、不明の者等である。

7 () 内は、実人員である。

表 2-1)-② 生活環境の調整に関する規程（抜粋）

○ 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）

（収容中の者に対する生活環境の調整）

第 82 条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成 20 年法務省令第 28 号）

（収容中の者に対する生活環境の調整の方法）

第 112 条 保護観察所の長は、法第 82 条及び売春防止法第 24 条第 1 項の規定による生活環境の調整においては、これらの規定に掲げる者（以下「生活環境調整対象者」という。）が釈放された後に、健全な生活態度を保持し、自立した生活を営むことについて、必要となるものが確保でき、かつ、これを妨げるものがない生活環境が備わるよう、次に掲げる事項に関する必要な調整を行うものとする。

- 一 生活環境調整対象者の 釈放後の住居を確保すること。
- 二 生活環境調整対象者に係る 引受人を確保すること。
- 三 生活環境調整対象者の釈放後の改善更生を助けることについて、引受人以外の生活環境調整対象者の家族その他の関係人の理解及び協力を求めること。

四 ～ 七 (略)

2 (略)

3 保護観察所の長は、第 1 項の規定による調整を行うに当たり、必要があると認めるときは、生活環境調整対象者が収容されている矯正施設の長に対し、当該生活環境調整対象者の帰住予定地、釈放後の生活の計画等に関し、参考となる資料又は情報の提供、当該生活環境調整対象者に対する助言その他必要な協力を求めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-1)-③ 「世界一安全な日本」創造戦略（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）（抜粋）

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

(2) 協力雇用主、更生保護施設等への支援強化を含む住居と就労の確保による社会復帰支援の充実

① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常生活指導を強化する。また、協力雇用主や住居確保支援の取組を行う民間団体と連携した就労と結び付く住居の安定的な確保策について検討する。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-1)-ア-① 更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）における更生保護施設に係る規定（抜粋）

(定義)

第 2 条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

一 保護観察に付されている者

二 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者

三 ～ 六 (略)

七 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（第一号に該当する者を除く。次号において同じ。）

八 ・ 九 (略)

3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第 2 項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。

5 この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。

6 この法律において「更生保護法人」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定め

るところにより設立された法人をいう。

7 この法律において「更生保護施設」とは、被保護者の改善更生に必要な保護を行う施設のうち、被保護者を宿泊させることを目的とする建物及びそのための設備を有するものをいう。

(国の措置等)

第3条 国は、更生保護事業が保護観察、更生緊急保護その他の国の責任において行う改善更生の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能を果たすものであることにかんがみ、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置を講ずるものとする。

2 (略)

3 更生保護事業を営む者は、その事業を実施するに当たり、被保護者の人権に配慮するとともに、国が行う改善更生の措置及び社会福祉、医療、保健、労働その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、並びに地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(継続保護事業の認可)

第45条 国及び地方公共団体以外の者で継続保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 継続保護事業の内容
- 四 被保護者に対する処遇の方法
- 五 更生保護施設の規模及び構造並びにその使用の権原
- 六・七 (略)

(補助)

第58条 国は、更生保護法人に対し、法務大臣が財務大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、その営む更生保護事業に要する費用につき、補助することができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-ア-② 平成 22 年から 24 年までにおける満期釈放者の帰住先

(単位：人、%)

区 分	満期釈放者数	帰住先								
		父母	配偶者	兄弟姉妹	その他親族	知人	雇主	社会福祉施設	更生保護施設等	その他
平成 22 年	14,975 (100)	3,203 (21.4)	1,339 (8.9)	821 (5.5)	537 (3.6)	1,143 (7.6)	149 (1.0)	115 (0.8)	553 (3.7)	7,115 (47.5)
23 年	13,938 (100)	2,984 (21.4)	1,078 (7.7)	761 (5.5)	447 (3.2)	1,142 (8.2)	121 (0.9)	211 (1.5)	577 (4.1)	6,617 (47.5)
24 年	12,763 (100)	2,521 (19.8)	979 (7.7)	599 (4.7)	393 (3.1)	937 (7.3)	108 (0.8)	231 (1.8)	506 (4.0)	6,489 (50.8)
合計	41,676 (100)	8,708 (20.9)	3,396 (8.1)	2,181 (5.2)	1,377 (3.3)	3,222 (7.7)	378 (0.9)	557 (1.3)	1,636 (3.9)	20,221 (48.5)

(注) 1 矯正統計を基に当省が作成した。

2 各欄の上段は人数、下段の()書きは、各年における満期釈放者全体に占める割合(小数点第2位を四捨五入)である。

3 帰住先「その他」は、帰住先が不明、刑終了後引き続き被告人として勾留、帰住先が暴力団関係者のもと、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第64条第2項の規定による入国管理局への身柄引渡し等である。

表 2-(1)-ア-③ 「犯罪白書」における受刑者の出所後の住居に関する意識等に係る記述

○ 平成 24 年版犯罪白書（法務省）＜抜粋＞

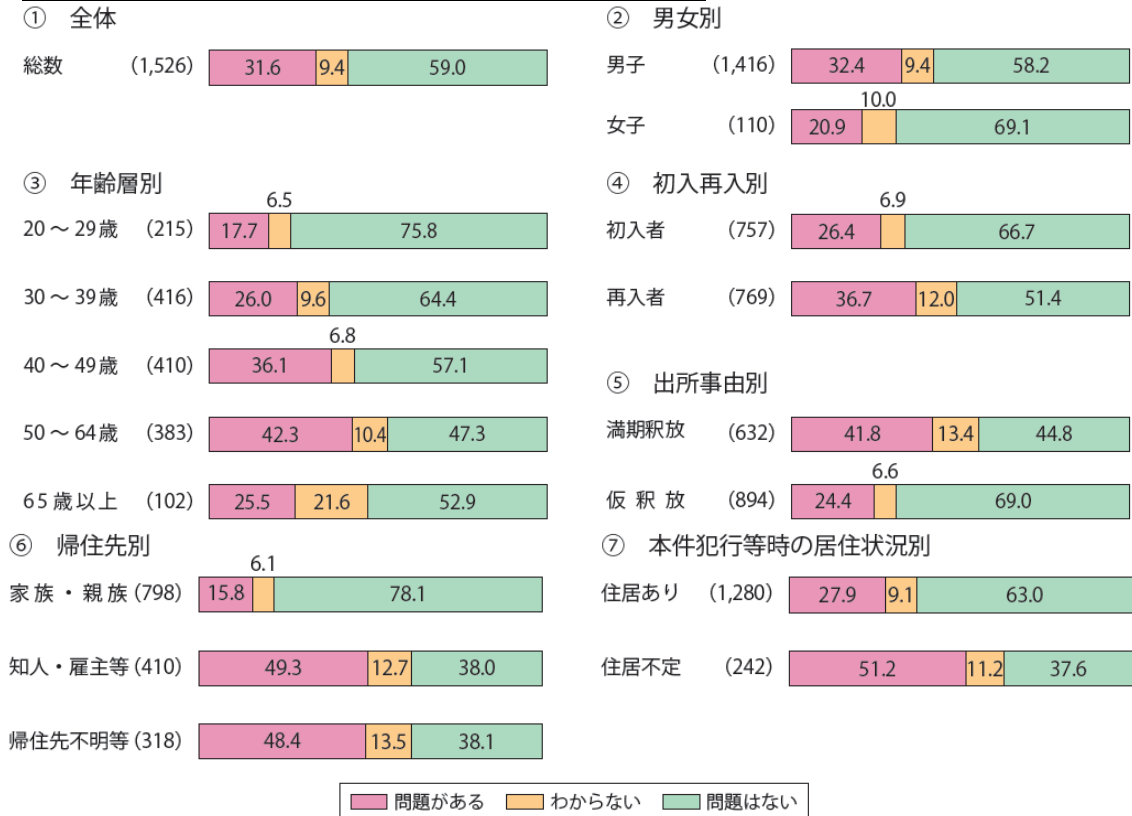
第 7 編 刑務所出所者等の社会復帰支援

第 3 章 保護司及び受刑者・少年院在院者に対する意識調査

第 2 節 受刑者調査及び在院者調査

受刑者調査及び在院者調査は、刑事施設を出所する前の受刑者及び少年院を出院する前の少年を対象とし、受刑者・在院者の入所・入院前 1～2 年の間（「本件犯行等前」といい、それぞれの入所・入院の原因となった犯行・非行を「本件犯行等」という。）における就労、住居その他の問題とこれらへの対応状況及び出所・出院後に調査対象者が直面すると考えられる課題と必要な支援内容等について、多肢選択の質問から構成された自記式の質問紙調査

7-3-2-9 図 刑事施設出所後の住居に関する問題認識



出所後の安定した住居確保に当たって解決すべき問題の有無を質問し、その結果を示したのが 7-3-2-3-9 図である。（略）初入者より再入者、仮釈放者より満期釈放者で「問題がある」の比率が高く（同図④及び⑤）（略）本件犯行等時に住居不定であった者の半数強が「問題がある」としており（同図⑦）、出所者自身の問題意識からも、本件犯行等前に安定した住居を確保する上で問題があった者は、服役期間中に問題が解決せずに出所に至っている場合が少なくないことがうかがわれる。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 この受刑者調査の対象者は、平成 24 年 3 月 1 日から 31 日までに全国の刑事施設から出所する受刑者 2,306 人のうち、調査票への回答に同意した受刑者 1,729 人（回収率 75.0%、回答者の平均年齢 44.2 歳）である。

3 重複回答及び無回答の者を除く。

4 ③は、出所時の年齢による。

5 ⑥の「知人・雇主等」は知人、雇主、社会福祉施設及び更生保護施設等である。

6 ⑥の「帰住先不明等」は、帰住先が不明、帰住先が暴力団のもと、刑終了後引き続き被告人として勾留、入国管理局への身柄引渡し等である。

7 ⑦は、来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。

8 () 内は回答数である。

表 2-(1)-ア-④ 平成 22 年度から 24 年度までにおける全国の更生保護施設の年間收容保護率の状況

(単位：施設、%)

区分 收容保護率	平成 22 年度		23 年度		24 年度	
	施設数	施設数合計に 占める割合	施設数	施設数合計に 占める割合	施設数	施設数合計に 占める割合
30.0%未満	1	1.0 (1.0)	0	0.0 (0.0)	1	1.0 (1.0)
30.0～39.9%以下	2 (3)	1.9 (2.9)	1 (1)	1.0 (1.0)	1 (2)	1.0 (1.9)
40.0～49.9%以下	2 (5)	1.9 (4.9)	2 (3)	1.9 (2.9)	3 (5)	2.9 (4.9)
50.0～59.9%以下	11 (16)	10.7 (15.5)	7 (10)	6.8 (9.7)	10 (15)	9.7 (14.6)
60.0～69.9%以下	15 (31)	14.6 (30.1)	15 (25)	14.6 (24.3)	13 (28)	12.6 (27.2)
70.0～79.9%以下	22 (53)	21.4 (51.5)	18 (43)	17.5 (41.7)	20 (48)	19.4 (46.6)
80.0～89.9%以下	29 (82)	28.2 (79.6)	31 (74)	30.1 (71.8)	25 (73)	24.3 (70.9)
90.0%以上	21 (103)	20.4 (100)	29 (103)	28.2 (100)	30 (103)	29.1 (100)
合計	103	100	103	100	103	100
年間收容保護率の 全国平均	76.4		79.8		79.4	
全国平均を下回る 施設	42		43		47	

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 年間收容保護率とは、更生保護施設において1年間に受け入れた者の延人員をその期間内に收容可能な人員で除したものである。

3 平成 22 年度から 24 年度までの間の更生保護施設数は、全国で 104 であるが、このうち 1 施設が收容業務を休止しているため、当該 1 施設は対象外とした。

4 () 内は、「施設数」及び「施設合計に占める割合」のそれぞれの累積値を示す。

5 「施設数合計に占める割合」は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

表 2-(1)-ア-⑤ 更生保護施設の收容実績が低調となっている原因を的確に把握していない保護観察所の例

調査対象 保護観察所名	内 容
大分保護観察所	大分保護観察所は、調査対象とした更生保護施設の收容実績が 60%台と全国平均を下回っている理由について更生緊急保護を申し出る者が少なかったことなどを挙げているが、詳細な原因分析は行っていないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-ア-⑥ 年間収容保護率が低調となっている更生保護施設に対する保護観察所の指導・支援が行われていない例

調査対象 保護観察所名	内 容								
長崎保護観察所	<p>長崎保護観察所管内の調査対象更生保護施設の平成 22 年度から 24 年度までにおける年間収容保護率は下表のとおりとなっている。</p> <p>表 調査対象更生保護施設の年間収容保護率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間収容保護率 (%)</td> <td>70.1</td> <td>48.9</td> <td>68.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>調査対象更生保護施設は、その収容定員を 20 人としているが、居室が 15 室しかないため、入所者が 15 人を超える場合は 2 人で 1 室を使用することとなり、この場合、入所者間のトラブルが起こりやすく、結果的にいずれかの入所者が退所することになりかねないことから、15 人を超える入所者の確保については、慎重にならざるを得ないとしている。</p> <p>このような現状にあるものの、同施設を所管する長崎保護観察所は、指導・支援などの必要な措置を十分に講じておらず、このことが、低調な収容実績で推移している要因の一つである考えられる。</p>	区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	年間収容保護率 (%)	70.1	48.9	68.9
区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度						
年間収容保護率 (%)	70.1	48.9	68.9						

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-ア-⑦ 刑務所出所者等の受入体制の強化・整備を図ったことにより、収容実績を向上させている更生保護施設の例

調査対象 保護観察所名	内 容								
山口保護観察所	<p>山口保護観察所管内の更生保護施設である山口更生保護会の平成 22 年度から 24 年度までにおける年間収容保護率は下表のとおりとなっている。</p> <p>表 山口更生保護会の年間収容保護率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間収容保護率 (%)</td> <td>80.9</td> <td>95.2</td> <td>91.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>山口更生保護会は、従来から、施設内におけるトラブル予防のため、二人用の相部屋を個室として運用しており、また、福祉や医療等の特別な支援が必要な刑務所出所者等の受入れを控えていたことから、収容保護率を向上させられずにいた。</p> <p>平成 21 年 4 月から制度化された特別処遇 (注) の実施に伴い、山口更生保護会は社会福祉士を採用し、高齢である、又は障害を有する刑務所出所者等を受け入れることができる指定更生保護施設の指定を受けた。このような処遇体制の強化を踏まえ、相部屋を積極的に活用することとし、それに加え、山口保護観察所が、集団生活になじまないと思われる者についても積極的に受け入れるよう調整を行った結果、収容保護率を向上させている。</p> <p>(注) 刑務所出所者等のうち、高齢者又は障害を有するものであって、社会福祉事業を行う施設等に居住できる見込みはあるものの、直ちに当該施設に居住できないため、一時的に更生保護施設で保護する措置</p>	区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	年間収容保護率 (%)	80.9	95.2	91.6
区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度						
年間収容保護率 (%)	80.9	95.2	91.6						
鹿児島保護観察所	<p>鹿児島保護観察所管内の更生保護施設である草牟田寮の平成 22 年度から 24 年度までにおける年間収容保護率は下表のとおりとなっている。</p>								

表 草牟田寮の年間収容保護率の推移			
区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度
年間収容保護率 (%)	77.9	89.9	109.2

(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。

草牟田寮は、平成 21 年度から制度化された特別処遇の実施に伴い、その対象者となる高齢である、又は障害を有する刑務所出所者等の受入れを行うため、入所者の心理的なケアを担当する職員を配置するなどの受入体制の整備を行った。それを踏まえ、鹿児島保護観察所は、罪名にとらわれることなく積極的な受入れの調整を行ったことにより、収容保護率を向上させている。

(注) 当省の調査結果による。





表 2-(1)-ア-⑧ 調査対象 20 刑務所において抽出した「帰住不可」の通知があった 200 人への帰住予定地の変更に係る働きかけの実施状況 (平成 24 年)

(単位：人、%)

区 分	人数	割合
「帰住不可」の通知のあった者 (抽出)	200	100
働きかけあり	163	81.5
うち、帰住予定地を変更したもの	110	55.0
うち、帰住予定地を変更しなかったもの	53	26.5
働きかけなし	37	18.5
うち、帰住予定地を変更したもの	11	5.5
うち、帰住予定地を変更しなかったもの	26	13.0

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-イ-① 自立更生促進センター及び就業支援センターの概要

自立更生促進センター	
<p>◎ 北九州自立更生促進センター(北九州市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成21年6月に開所 ○成人男子14人の定員(仮釈放者) ○問題性に応じた重点的・専門的な処遇を実施(原則3か月) 	<p>◎ 福島自立更生促進センター(福島市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成22年8月に開所 ○成人男子20人の定員(仮釈放者) ○問題性に応じた重点的・専門的な処遇を実施(原則3か月) 
就業支援センター	
<p>◎ 沼田町就業支援センター(北海道沼田町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成19年10月に開所 ○男子12人の定員 ・主に少年院仮退院者 ○農業訓練を実施(約1年) ・町営の実習農場に委託 	<p>◎ 茨城就業支援センター(茨城県ひたちなか市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成21年9月に開所 ○成人男子12人の定員 ・将来農業に従事する意思のある仮釈放者及び満期釈放者等 ○農業訓練を実施(約6か月) ・厚生労働省から県内の農業者へ公共職業訓練として委託 

(注) 法務省の資料による。

表 2-(1)-イ-② 更生保護施設検討会報告(平成21年8月24日更生保護施設検討会)(抜粋)

<p>4 国立の更生保護施設の必要性と役割</p> <p>(1) 国立の更生保護施設の整備の必要性</p> <p>更生保護施設を、単に身寄りがなく住居もない刑務所出所者等を対象とするのではなく、矯正施設から社会復帰までの一貫性のある計画的な処遇の中での重要な処遇段階を担う施設として位置づけた場合に求められる諸機能は、<u>その全てを民間の更生保護施設だけで担うことは困難</u>である。(中略)官と民とが、それぞれの特性に基づき機能ごとに分担すべき役割を明確化した上で、<u>国が担うべきものについては、国立の更生保護施設の整備を進める必要がある</u>。</p> <p><u>国においては、現行の自立更生促進センター構想(以下「センター構想」という。)を推進し、国の施設を拡充することが必要であると考えられる。</u></p> <p><u>センター構想とは、親族や親元等適当な帰る先がなく、かつ、民間の更生保護施設に入所できずに満期釈放となっている者を仮釈放させるなどして、これらの者の改善更生と自立を目的として、保護観察所に附設された宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密で専門的な指導監督や充実した就労支援を行うことを内容とするもの</u>である。<u>特定の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を行うものを狭義の「自立更生促進センター」とし、主として農業等の職業訓練を実施するものを「就業支援センター」として、それぞれ位置づけている。</u></p> <p>(2) 自立更生促進センターが果たすべき当面の役割</p> <p>ア 処遇困難者の受入れ</p> <p>本来、国のセンターは、<u>民間の更生保護施設での受入れが難しい者、あるいは、専門的な処遇の実施など強化された指導監督の実施によって初めて社会内での対応が可能となる、いわゆる処遇困難者の処遇を行うところに、担うべき役割と存在意義がある。</u>そこで、国はパイロット的な施設での実績を積み重ねることを通じ、特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 犯罪的傾向改善のための処遇プログラムの実施 ・ 積極的な就労支援 <p>といった機能を強化し、<u>センター構想に基づく施設の拡大に当たっては、本来対応すべき全ての</u></p>
--

対象者に対する処遇について責任を全うすることが必要と考える。

イ 先導的機能

また、センター構想のうち、就業支援センターは、(中略)主として特定の産業・職業へ送り出すための積極的就労支援を担うものである。これまで実施されておらず、直ちに民間で実施することが困難な機能については、まずは国が先導的に実施して、その有効性を検証し、実施・運営に係るノウハウを民間に継承することが求められる。

ウ 処遇開発機能(研究・研修機能)等

当面、国に求められるのは、センター構想を確実に推進することである。
運営に際しては、(中略)処遇技法に関する実務的な研究・開発や、その結果得られた実務的知見についての保護観察官、保護司、更生保護施設職員等に対する研修の実施についても検討すべきである。

今後は、(中略)保護観察対象者の多様な問題性・犯罪性に対応した科学的・効果的な処遇方法を開発し実施すること、そして、その効果を客観的に検証し知見を蓄積していくことが必要である。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 更生保護施設検討会とは、更生保護施設の充実強化等に向けた検討を行うことを目的として、法務省保護局長により平成19年8月から21年8月まで設けられた検討会である。

表 2-1)-イ-③ 自立更生促進センター及び就業支援センターにおける収容実績等

○北九州自立更生促進センター

・開所年（平成 21 年 6 月）から平成 24 年度末までの収容実績等

（単位：人、％）

区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	計
入所者数	14	26	27	24	91
年間収容延人員(a)	945	2,268	2,303	2,237	7,753
年間収容可能人員(b)	3,864	5,110	5,124	5,110	19,208
年間収容保護率(a/b)	24.5	44.4	44.9	43.8	40.4

○福島自立更生促進センター

・開所年（平成 22 年 8 月）から平成 24 年度末までの収容実績等

（単位：人、％）

区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	計
入所者数	6	9	12	27
年間収容延人員(a)	430	758	1,067	2,255
年間収容可能人員(b)	4,240	5,500	7,300	17,040
年間収容保護率(a/b)	10.1	13.8	14.6	13.2

○沼田町就業支援センター

・開所年（平成 19 年 10 月）から平成 24 年度末までの収容実績等

（単位：人、％）

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	計
入所者数	4	4	10	10	10	7	45
年間収容延人員(a)	353	1,365	1,288	1,813	1,622	1,218	7,659
年間収容可能人員(b)	2,160	4,380	4,380	4,380	4,392	4,380	24,072
年間収容保護率(a/b)	16.3	31.2	29.4	41.4	36.9	27.8	31.8

○茨城就業支援センター

・開所年（平成 21 年 9 月）から平成 24 年度末までの収容実績等

（単位：人、％）

区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	計
入所者数	6	20	13	17	56
年間収容延人員(a)	665	2,601	2,771	2,620	8,657
年間収容可能人員(b)	2,352	4,380	4,392	4,380	15,504
年間収容保護率(a/b)	28.3	59.4	63.1	59.8	55.8

○平成 22 年度から 24 年度までにおける 4 センターの年度ごとの年間収容保護率

（単位：人、％）

区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度
年間収容延人員(a)	7,112	7,454	7,142
年間収容可能人員(b)	18,110	19,408	21,170
年間収容保護率(a/b)	39.3	38.4	33.7

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「入所者数」とは、各年度に新規入所した者の数を、「年間収容延人員」とは、センターにおいて 1 年間に受け入れた者に入所日数を乗じたものを、「年間収容可能人員」とは、センターの定員に収容可能な日数を乗じたものをそれぞれ示す。

3 福島自立更生促進センターは、東日本大震災により、平成 23 年 3 月 18 日から 6 月 30 日まで収容業務を停止している。

表2-(1)-イ-④ センターにおける処遇プログラム等の概要及び課題

調査対象機関名	処遇プログラム等	処遇プログラム等の概要	処遇プログラム等の現状と課題
北九州自立更生促進センター	薬物事犯の入所者に対する多機関連携による処遇	<p>薬物事犯者に対して、既存の覚せい剤事犯者処遇プログラムを実施するとともに医療や保健、福祉を始めとする関係機関と連携した処遇を実施するもの。</p> <p>保護観察官による簡易薬物検出検査の実施や北九州ダルクにおけるグループミーティング等を受講させる。また、センター退所後の自立を見据えた住居や就労の確保のため、地方公共団体や安定所と連携している。</p>	<p>関係機関と連携して、薬物の依存から回復させる訓練を集中的に実施することは重要だが、入所実績が少ない状況にある。また、処遇モデルとして全国に普及を検討する観点から、具体的な事例を蓄積していくことが必要と考えられる。</p>
福島自立更生促進センター	再犯防止プログラム	<p>本プログラムは、認知行動療法を基に設計しているが、特定の犯罪傾向に焦点を当てたものではなく、あらゆる罪種又は犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して実施し、再犯防止に役立てるもの。</p> <p>具体的には、本プログラムの受講意義を十分に理解させるとともに、犯罪行為を振り返らせ、罪を犯した理由や背景を考えさせる。そこから、問題点の克服や社会適合に必要な方法及び再犯防止計画を立てさせる。</p>	<p>個別処遇から集団処遇への応用など、見直しや工夫すべき点があるほか、本プログラムの効果の検証について、十分な事例の蓄積ができておらず、普及についての課題になっていると考えられる。</p>
沼田町就業支援センター	自立支援プログラム	<p>入所少年に対する懲罰的な措置による指導を強めるだけでは処遇効果に限界があることから、学習や治療といった観点を取り入れて行動パターンの変容を促すもの。</p> <p>入所少年の多くに、喫煙や金銭の浪費などの自立の妨げとなる問題行動がみられることから、金銭管理指導や生活目標の設定及び達成状況の確認等の指導及び退所後の生活計画を策定させている。</p>	<p>本プログラムは、旭川少年鑑別所の協力・助言を得ながら内容及び実施方法等について開発途上であり、プログラム全体を通しての試行を実施し、普及について検討が必要と考えられる。</p>
茨城就業支援センター	就農支援プラン	<p>刑務所出所者等が、農業法人や農家へ就職すること等を目的とし、農業の職業訓練を活用して保護観察官等が6か月単位で自立に向け指導するもの。</p>	<p>本プランの活用は、茨城就業支援センター内にとどまっている状況。どの程度就農に結び付いたかなどの効果検証を行い、内容の充実を図った上で、全国の保護観察所における活用について検討が必要と考えられる。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ダルクとは、薬物依存リハビリセンターのことで、薬物依存症の者が共同生活を送りながら、再使用の防止のための処遇を実施する施設である。

勸告	説明図表番号
<p>(2) 福祉的な支援が必要な高齢者・障害者に対する「特別調整」の適正かつ円滑な実施</p> <p>刑務所出所者等の中には、高齢又は障害により、自立が困難で身寄りがなく、福祉的な支援が必要でありながら、適切な支援を得ることができないまま出所している者が少なからず存在することが、平成 18 年に法務省が実施した特別調査等により明らかにされている。</p> <p>このため、法務省では、厚生労働省と連携して、平成 21 年 4 月から、刑務所等に収容されている者のうち、高齢であり、又は障害を有し、かつ適当な帰住先がない者について、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、「特別調整」を実施している。</p> <p>この取組の中心となるのは、厚生労働省の「地域生活定着促進事業」（平成 23 年度までは、「地域生活定着支援事業」）により整備された地域生活定着支援センター（以下「支援センター」という。）（注）であり、司法と福祉との多機関連携による支援が目指されている。</p> <p>また、「創造戦略」においても、福祉の支援が必要な受刑者等に対して、釈放後速やかに福祉サービスを受けることができ、帰住先の確保及び釈放後の地域への定着が促進されるよう、保護観察所と支援センターとの連携を推進すること等、「高齢又は障害により福祉の支援が必要な者に対する取組の推進」が掲げられている。</p> <p>（注） 国庫補助事業として実施されており、事業実施主体は都道府県又は業務委託された民間の法人・団体である。原則として各都道府県に 1 か所ずつ設置されている。</p>	<p>表 2-(2)-①</p> <p>表 2-(2)-②</p> <p>表 2-(2)-③</p>
<p>ア 特別調整対象者の適時・適切な選定</p> <p>特別調整により、支援センターが支援を開始するまでの手続は、おおむね次のとおりである。</p> <p>① 刑務所等において支援が必要と思われる候補者を保護観察所に通知する。通知を受けた保護観察所では、面接等により本人の意向等を確認し、特別調整対象者とするか否かを判断した上で、選定する。</p> <p>② 選定後、保護観察所は、特別調整対象者について、適切な福祉サービスが受けられるよう、刑務所等所在地の都道府県にある支援センターに協力を依頼し、支援センターが受入先等の調整を実施する。</p> <p>③ また、刑務所等所在地以外の都道府県に帰住を希望する特別調整対象者については、必要に応じ、刑務所等所在地の都道府県にある支援センターから、本人が希望する帰住地の都道府県にある支援センターへ調整を依頼する。</p> <p>なお、支援センターが市区町村の福祉関係部局や受入施設等と調整を行うための期間を十分に確保するため、保護観察所が特別調整対象者の選定を出所日の 6 か月以上前に行えるよう、刑務所等は候補者を速やかに選定し、保護観察所に通知することとされている。</p> <p>また、保護観察所は、支援センター、地方公共団体の福祉関係部局、更生保護施設、公共の衛生福祉に関する機関等との相互理解の促進及び連携体制を構築するため、刑務所等と連携して、これら関係機関等からなる「連絡協議会」を原則、各年度に 1 回開催することとされている。</p>	<p>表 2-(2)-ア-①</p> <p>表 2-(2)-ア-②</p> <p>表 2-(2)-ア-③</p>

<p>今回、20 刑務所、20 保護観察所及び 20 支援センターにおける、平成 24 年度の高齢者・障害者に対する福祉的な支援の実施状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 20 保護観察所が平成 24 年度に特別調整対象者に選定した 366 人のうち、143 人（39.1%）は、選定した時点で、出所日まで 6 か月以上の期間が確保されていなかった。この理由について、保護観察所では、その多くが、刑務所等から候補者の通知があった時点で既に出所日まで 6 か月以上の期間が確保されていなかったためとしている。また、この中には、調整期間が不足していたため、i) 出所日までに受入先が確保できなかったもの、ii) 特別調整対象者が希望する帰住地の都道府県にある支援センターに調整を断られたものなど、円滑な支援に支障が生じているものがみられた。</p>	<p>表 2-(2)-ア-④ 表 2-(2)-ア-⑤ 表 2-(2)-ア-⑥</p>
<p>② 20 保護観察所のうち 2 保護観察所において、刑務所から候補者の通知があった時点で既に出所日まで 6 か月以上の期間が確保されていなかったことを理由に、特別調整対象者に選定していないものがみられた。また、選定されなかった者は出所日までに帰住先が確保できないまま、満期釈放となっていた。</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑦</p>
<p>③ 平成 23 年度においても、上記①及び②のような事例がみられたほか、保護観察所の不適切な事務処理が原因で調整期間が不足し、支援センターに協力を断られたものもみられた。</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑧</p>
<p>なお、保護観察所においては、刑務所等から候補者の通知を受理した後、保護観察所自らが特別調整対象者の選定に要する期間も当然必要である。今回、平成 24 年度に特別調整が終了した者を抽出し、20 保護観察所が選定に要した期間を調査した結果、個々の事情により異なるが、その平均期間は約 40 日であった。しかし、調査した 20 刑務所の中には、必ずしも保護観察所が選定に要する期間を考慮しているわけではないとしているものもあった。</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑨</p>
<p>特別調整対象者が釈放後円滑に福祉サービスを受けられるようにするためには、保護観察所が選定に要する期間や支援センターが調整に要する期間を十分に確保する必要がある。そのためには、刑務所等において、早期から選定手続を開始するとともに、関係機関と情報を共有し、連携を強化していくことが重要である。今回、20 保護観察所を調査した結果、刑務所等における候補者の選定段階から、刑務所等、保護観察所、支援センター、都道府県の福祉関係部局等の関係機関と選定会議を開催するなど、早期から情報共有を図ることで、特別調整対象者を適時・適切に選定し、円滑な支援につなげているものがみられた（札幌保護観察所、名古屋保護観察所、福井保護観察所）。</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑩</p>
<p>なお、関係機関との情報共有に当たっては、既に保護観察所が開催する「連絡協議会」が設けられていることから、これらの場の充実を図っていくことも有益と考えられる。</p>	<p>表 2-(2)-ア-③ (再掲)</p>
<p>イ 特別調整対象者との面接（面会）の適切な実施</p> <p>支援センターは、特別調整対象者に必要な福祉サービスの内容の確認や、福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、特別調整対象者と面接（面</p>	<p>表 2-(2)-イ-①</p>

会)又は通信を行うこととされている。

また、支援センターは、特別調整対象者が出所した後も、本人を受け入れた福祉施設等に対し、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うことなどから、入所中の面接(面会)は、出所後の円滑な支援のために重要なものとなっている。

調査した20支援センターのうち2支援センターでは、支援センターが実施する面接(面会)の重要性等についての刑務所の理解が不足していることから、特別調整対象者との面接(面会)が制限されており、円滑な支援に支障等が生じているとしている。

表2-(2)-イ-②

ウ 支援センターに対する福祉に関する情報の適切な提供

支援センターが特別調整対象者の受入先の調整等を行うに当たっては、あらかじめ年金受給資格、障害者手帳の有無、戸籍、住民票等、福祉に関する情報が必要となる。このため、あらかじめ刑務所等又は保護観察所において、これらの情報の確認・照会を行い、保護観察所が支援センターに協力依頼を行う際に、これらの情報が支援センターに過不足なく提供されることが、迅速かつ円滑な支援につながるものと考えられる。しかし、これらの情報の確認・照会を刑務所等と保護観察所のどちらが行うべきかの役割分担については、「高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた調整に係る質疑応答について」(平成25年4月25日付け法務省事務連絡)に断片的にしか記載されておらず、明確な根拠がない状況である。

表2-(2)-ウ-①

今回、20刑務所及び20保護観察所における福祉に関する情報の確認・照会状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 20刑務所及び20保護観察所における福祉に関する情報の確認・照会状況をみたところ、i)支援センターが行っているため、刑務所又は保護観察所では確認・照会を行っていないとするもの、ii)支援センターからの依頼があった場合には確認・照会を行っているとするものなど、その対応は区々となっていた。なお、調査した20支援センターのうち3支援センターでは、刑務所及び保護観察所において、福祉に関する情報の確認・照会が行われていないこと等から、調整業務に支障等があるとしている。

表2-(2)-ウ-②

② 20保護観察所のうち2保護観察所では、刑務所が入手した福祉に関する情報の原本又は写しが保護観察所へ送付されていないため、保護観察所で改めて入手し直していた。また、このうち1保護観察所では、原本又は写しを支援センターに対しても送付していなかった。

表2-(2)-ウ-③

表2-(2)-ウ-④

エ 特別調整対象者の保護上移送の適切な実施

受刑者を収容している刑務所等は、本人の帰住地が遠隔であり、単独で向かうことが困難である場合等、必要と認められる場合には、釈放前に、受刑者の移送を実施することとされており、特別調整対象者が、次の①から③までの事項全てに該当する場合は、入所中の刑務所等から帰住地に近接する刑務所等への移送(以下「保護上移送」という。)を検討することとされている。

表2-(2)-エ-①

① 生活環境の調整の結果、福祉施設等への帰住が確保されていること

- ② 本人の心身の状況、帰住先となる福祉施設等への交通手段等を考慮すると、帰住先となる福祉施設等に単独で向かうことに相当な困難が伴うと認められること
- ③ 出所時、支援センターの職員や帰住先となる福祉施設等の職員などの適当な者が本人を出迎えることができないこと

調査した 20 支援センターのうち 4 支援センターにおいて、次のとおり、刑務所等において特別調整対象者の保護上移送が実施されなかったため、出所後、直ちに福祉的な支援につなげるに当たっての支障等となっているものがみられた。

- ① 支援センター職員が帰住地まで送り届ける際、特別調整対象者が途中で失踪したもの
- ② 支援センター職員が刑務所から遠隔の帰住地まで特別調整対象者を送り届けなければならないため、途中で行方不明になる危険性があったとしているもの

これらの理由については、刑務所等が特別調整対象者の保護上移送を実施する条件の一つとして「出所時、支援センターの職員や帰住先となる福祉施設等の職員などの適当な者が本人を出迎えることができないこと」とされており、原則として刑務所等が特別調整対象者について保護上移送を行うこととされていないためと考えられる。

表 2-(2)-エ-②

【所見】

したがって、法務省は、福祉的な支援が必要な高齢者・障害者に対する「特別調整」の適正かつ円滑な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 刑務所等において、特別調整候補者の選定期期の早期化を図り、保護観察所が選定に要する期間を考慮した上で特別調整候補者を通知するなど、支援センターの調整期間を十分に確保するための実効的な方策を講ずること。

また、保護観察所が開催する「連絡協議会」の充実を図るなど、刑務所等における特別調整候補者の選定段階からの関係機関における情報共有及び連携の強化を一層図ること。

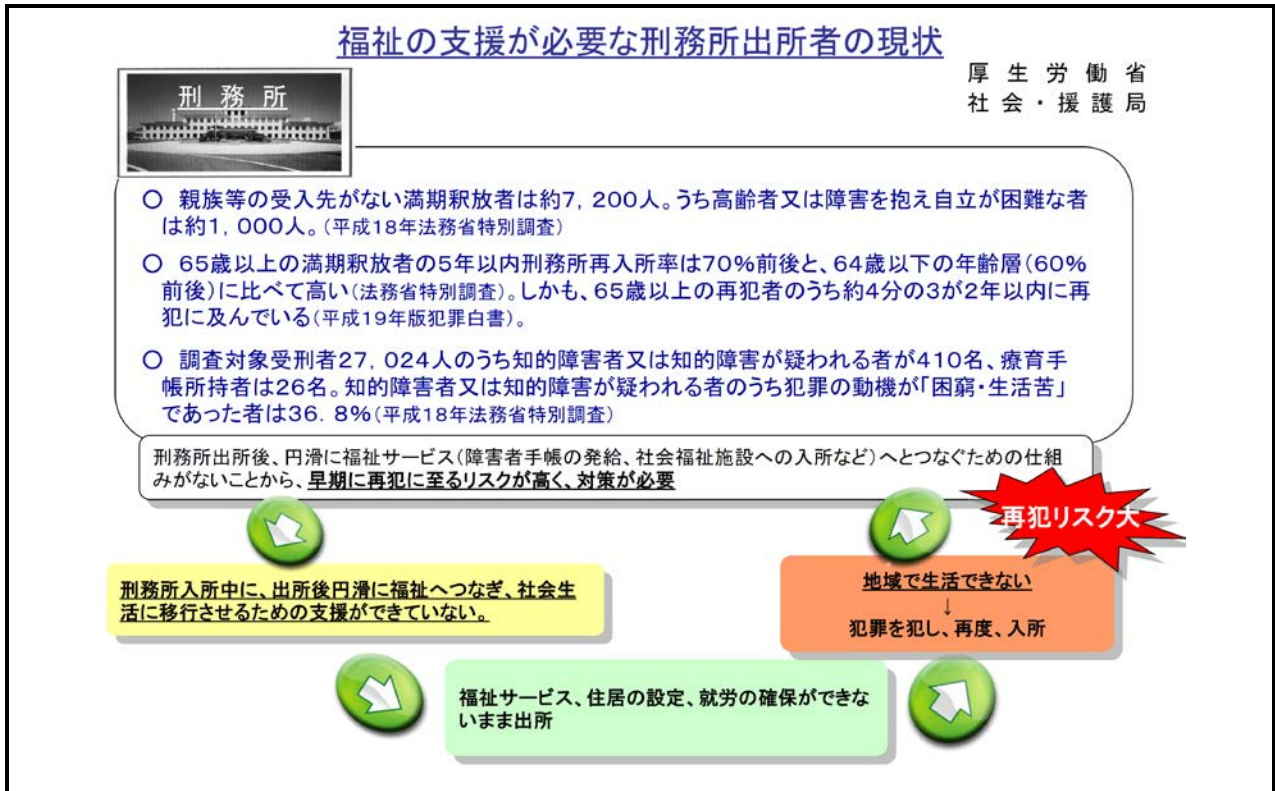
- ② 刑務所等において、支援センターから特別調整対象者との面接（面会）の要請があった場合には、刑務所等は、支援センターと事前に十分な調整を行った上、規律及び秩序の維持等の事情により実施できない場合を除き、面接（面会）の機会を十分かつ適切に確保すること。

- ③ 支援センターの特別調整事務の迅速かつ円滑な実施に資するよう、刑務所等における特別調整候補者の選定段階から、刑務所等、保護観察所及び支援センター間において、必要となる福祉に関する情報の確認・照会事務の役割分担を協議・決定する仕組みを講ずること。

また、事務処理の効率化の観点から、刑務所等又は保護観察所が入手した福祉に関する情報については、個人情報保護の観点から支障のない範囲において、原本又は写しを含め、保護観察所又は支援センターに適切に提供すること。

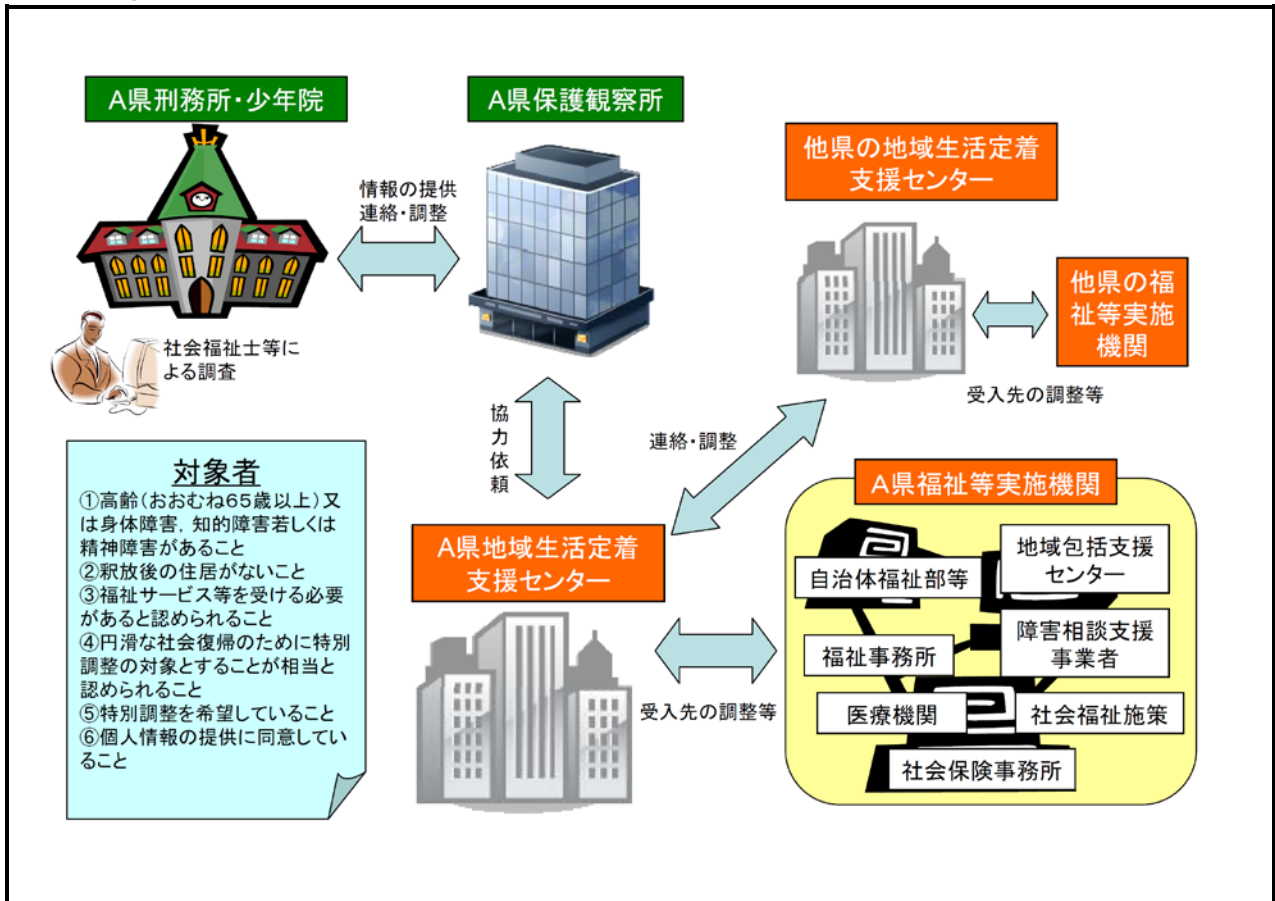
- ④ 刑務所等が実施する特別調整対象者の保護上移送については、関係通知等を見直し、出所後、直ちに福祉的な支援へとつなげる観点から、帰住地が遠隔地である場合は原則として保護上移送を実施すること。

表 2-(2)-① 福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状



(注) 厚生労働省の資料による。

表 2-(2)-② 特別調整の概念図



(注) 法務省の資料による。

表 2-(2)-③ 「世界一安全な日本」創造戦略」（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）（抜粋）

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

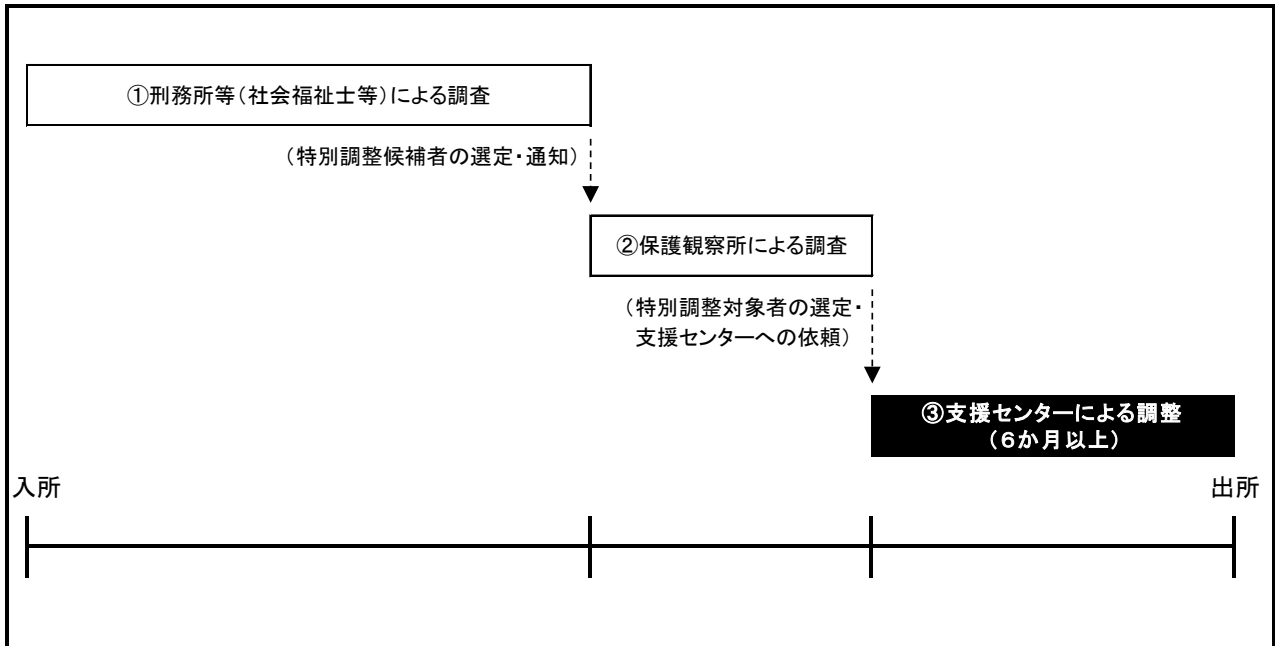
(1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化

③ 高齢又は障害により福祉の支援が必要な者に対する取組の推進

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な受刑者等が円滑に社会復帰するために、理学療法士や作業療法士等の刑事施設への配置及び専門的処遇プログラムの検討を行うとともに、福祉の支援が必要な受刑者等に対して、釈放後速やかに福祉サービスを受けることができ、また、帰住先の確保及び釈放後の地域への定着が促進されるよう、保護観察所と地域生活定着支援センターとの連携、弁護士等専門家の法的助言の活用等を推進する。また、福祉機関等との事前調整による充実した更生緊急保護を行い、その今後の在り方について検討する。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-ア-① 支援センターが支援を開始するまでの手続の流れ



(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-(2)-ア-② 特別調整対象者の選定手続に関する規程（抜粋）

○ 「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」（平成 21 年 4 月 17 日付け法務省保観第 244 号法務省矯正局長・法務省保護局長連名通達）の別添「実施要領」

第 1 目的

この要領は、被収容者のうち、高齢であるもの又は障害を有するものであって、かつ、適当な帰住予定地のないものに対する矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整について特別の手続（以下「特別調整」という。）等を定め、これらの者が、釈放された後速やかに公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による必要な介護、医療、年金その他の各種サービス（以下「福祉サービス等」という。）を受けられることができるようにし、もってその円滑な社会復帰を図ることを目的とする。

第 2 特別調整の対象

被収容者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 1 高齢（おおむね 65 歳以上をいう。以下同じ。）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- 2 釈放後の住居がないこと。
- 3 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- 4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- 5 特別調整の対象者となることを希望していること。
- 6 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

第 3 特別調整対象者の選定

1 新たに生活環境調整対象者となる者からの選定

- (1) 矯正施設の長は、被収容者について、心身の状況、福祉サービス等を受ける必要性等について、保有する情報の範囲内において調査し、過去に受けていた福祉サービス等の内容等をも参考にして、第 2 の 1 から 4 までに掲げる要件を満たすと認めたときは、その者に対して特別調整の趣旨、内容等について説明し、特別調整の対象の候補者（以下「特別調整候補者」という。）となることについての意向を確認するものとする。
- (2) 矯正施設の長は、(1)の意向確認の結果、その者が特別調整候補者となることを希望したときは、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成 20 年法務省令第 28 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項前段の規定による通知をするに当たり、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成 20 年法務省保観訓第 261 号大臣訓令。以下「事務規程」という。）第 8 条後段に該当するものとして、当該矯正施設の所在地を管轄する保護観察所（以下「所在地保護観察所」という。）の長及び当該矯正施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会（以下「所在地委員会」という。）に対し通知するものとし、この場合には、身上調査書(甲)（事務規程様式第 3 号）又は身上調査書(乙)（事務規程様式第 4 号）の参考事項欄に、その者を特別調整候補者に選定した旨及び(1)の調査結果の概要、その者の過去に受けていた福祉サービス等の内容等特別調整の円滑な運用に資する事項を記載するものとする。この場合において、帰住予定地欄には「〇〇保護観察所（所在地保護観察所名を記載）管内の社会福祉事業

を行う施設等」と、引受人の状況欄には「〇〇保護観察所（所在地保護観察所名を記載）管内の社会福祉事業を行う施設等の長」と記載するものとする。

- (3) (2)の通知を受けた所在地保護観察所の長は、当該通知に係る特別調整候補者について、収容中の生活環境調整事件に係る事務を開始する。
 - (4) 所在地保護観察所の長は、必要に応じて特別調整候補者と面接するなどして、特別調整候補者の心身の状況、福祉サービス等を受ける必要性等について必要な調査を行うものとする。
 - (5) 所在地保護観察所の長は、(4)の調査の結果、特別調整候補者が第2の1から5までに掲げる要件を満たしていると認めるときは、矯正施設の長に対し、同意書徴収依頼書（別紙様式1）により、当該特別調整候補者から特別調整の対象（以下「特別調整対象者」という。）となることについて同意書（別紙様式2）を徴するよう依頼するものとする。また、第2の1から5までに掲げる要件を満たしていると認めないときは、矯正施設の長に対し、特別調整対象者選定等通知書（別紙様式3）により、その旨を通知するものとする。
- (6)・(7)（略）
- 2 （略）

第4 特別調整対象者に対する生活環境の調整

1 所在地保護観察所における生活環境の調整

- (1) （略）
 - (2) 所在地保護観察所の長は、矯正施設、地方公共団体、地域生活定着支援センターその他公共の衛生福祉に関する機関と積極的に連絡・協議を行い、必要に応じて、会議を開催するなどして連携を図りつつ、生活環境の調整を行うよう努めるものとする。
 - (3) 地域生活定着支援センターとの連携
 - ア 所在地保護観察所の長は、特別調整対象者に対する生活環境の調整を行うに当たり、規則第112条第2項の規定に基づき、保護観察所の所在する都道府県に設置されている地域生活定着支援センターの長に対し、特別調整協力等依頼書（別紙様式4）により、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。
 - (ア) 特別調整対象者に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、特別調整対象者と面接又は通信すること。
 - (イ) (ア)の結果に基づき、福祉サービス等調整計画（矯正施設から釈放された後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整に関する計画をいう。以下同じ。）を作成し提出すること。
 - (ウ) 特別調整対象者が釈放後に福祉サービス等を受けることができるよう、他の地域生活定着支援センターの長、公共の衛生福祉に関する機関その他の者と協議を行うこと。
 - イ 所在地保護観察所の長は、アの協力を求めた後において、必要と認めるときは、地域生活定着支援センターの長に対し、特別調整対象者の身上関係の変動その他アの協力のために必要な情報を特別調整対象者状況通知書（別紙様式5）により通知するものとする。
 - ウ 所在地保護観察所の長は、地域生活定着支援センターの長が作成した福祉サービス等調整計画を踏まえて、必要に応じて、生活環境の調整の計画の見直しを行うものとする。
- (4)～(6)（略）
- （以下略）

○ 「**高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等における留意事項について**」(平成 23 年 3 月 30 日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官・法務省矯正局少年矯正課補佐官事務連絡)

1 特別調整候補者の選定期間について

特別調整対象者については、地域生活定着支援センターが公共の衛生福祉に関する機関等と調整を行うための期間を確保する必要があるため、保護観察所の長が特別調整対象者として選定する時点で、可能な限り、出所又は出院までの期間が6か月以上確保されるよう、特別調整候補者の選定期間について配慮すること。

○ 「**「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について**」(平成 21 年 5 月 27 日付け社援総発第 0527001 号、一部改正平成 24 年 4 月 12 日厚生労働省社会・援護局総務課長通知)の別添「**地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針**」

第1・第2 (略)

第3 センターの事業

1 事業の目的

センターの事業は、地域生活定着支援事業の趣旨にかんがみ、高齢であり、又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うものとする。

(1) 保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと (以下「コーディネート業務」という。)

(2) 上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと (以下「フォローアップ業務」という。)

(3) 懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者及び、その他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと (以下「相談支援業務」という。)

(4) その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

3 事業の一般原則

(1) 利用者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。

(2) 利用者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。

(3) 業務の遂行に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮するものとする。

(4) 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることにかんがみ、業務の遂行に当たっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報等を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に

漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、他の機関等に利用者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。

(5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

第4 業務の実施細目

1 入所者等に係る支援

(1) 特別調整対象者に係る支援

ア コーディネート業務

(ア) 所在地センターの長は、所在地保護観察所の長から、特別調整対象者に係る特別調整協力等依頼書（別紙参考様式）を受理したときは、速やかに担当の職員（以下「担当職員」という。）を指名の上、本人の意思、心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、本人に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、担当職員をして、本人と面接又は通信を行わせるものとする。

なお、本人に対する支援を円滑かつ効率的に行うため、特別調整協力等依頼書の記載内容に関して特に確認すべき点がある場合には、所在地保護観察所の長に対して、必要な情報の補足等を求めるものとする。

(イ) 所在地センターの長は、上記(ア)により特別調整対象者に対する支援に必要な情報を収集したときは、活用することが可能な社会資源の状況等を踏まえ、本人が矯正施設から退所した後、円滑に福祉サービス等を利用できるようにするための調整に関する計画（以下「福祉サービス等調整計画」という。）を作成し、それを福祉サービス等調整計画通知書（別紙1）により所在地保護観察所の長に提出するものとする。

(ウ) 所在地センターの長は、特別調整対象者に係る福祉サービス等調整計画を作成し、それを所在地保護観察所の長に提出したときは、同保護観察所と協働して、本人に必要と認められる福祉サービス等に係る申請の事前準備等を支援するとともに、併せて、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームその他社会福祉施設等の本人の受入れ先施設等を確保するため、必要な調整を行うものとする。本人が希望する住居地が他の都道府県にある場合には、支援業務協力依頼書（別紙2）により、帰住予定地センターの長に対して、受入れ先施設等の確保その他必要な支援についての対応を依頼するものとする。

(エ) 帰住予定地センターの長は、上記(ウ)により所在地センターの長から支援業務協力依頼書を受理したときは、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その結果を支援業務協力結果通知書（別紙3）により同センターの長に通知するものとする。

(オ) 所在地センターの長は、上記(ウ)の調整の経過、所在地保護観察所との協議等を踏まえ、必要があると認めるときは、福祉サービス等調整計画の見直しを行い、その都度、見直した計画を福祉サービス等調整計画通知書により同保護観察所の長に提出するものとする。

イ (略)

ウ フォローアップ業務

(ア) 上記アにより受入れ先施設等が確保された特別調整対象者が矯正施設から退所した後、同受入れ先施設等の利用を開始したときは、帰住予定地センターとして当該特別調整に係る支援を担当したセンターの長は、必要な期間、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うものとする。

(イ) センターの長は、上記の業務を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

(2) (略)

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-ア-③ 「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」(平成 21 年 4 月 1 日付け法務省保観第 206 号・社援発第 0401019 号法務省矯正局長・法務省保護局長・厚生労働省社会・援護局長連名通知)

1 目的

この通知は、親族等からの適切な援助が受けられず、高齢であるため又は障害等を有するために社会内で自立した生活を営むことが困難な受刑者、少年院在院者、保護観察対象者又は更生緊急保護の対象となる者（以下「自立困難な対象者」という。）に対し、釈放（少年院在院者にあつては、出院。以下同じ。）時の保護又は保護観察、生活環境の調整若しくは更生緊急保護の各措置（以下「各措置」という。）の実施に当たって、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等から介護、医療、年金その他の各種サービス（以下「福祉サービス等」という。）を受けることができるよう、平素から必要な情報交換を行うとともに、連携を確保することを目的とする。

2 連絡協議会の開催

保護観察所は、刑事施設及び少年院（以下「刑事施設等」という。）と連携し、地方公共団体の理解及び協力を得て、地域生活定着支援センター、地方公共団体の福祉関係部局等の参加を得た連絡協議会を開催する。

(1) 連絡協議会の趣旨

自立困難な対象者に対する釈放時の保護又は各措置の実施に当たり、必要な福祉サービス等が受けられるよう、刑事施設等及び保護観察所においては、従来から地方公共団体の福祉関係部局、公共の衛生福祉に関する機関等と個別事案に応じた連絡調整等を行っているところであるが、福祉サービス等を必要とする自立困難な対象者の円滑な地域生活定着支援における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、今後、これらの連絡調整等を一層円滑に進めるために、各関係機関が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う定期的な協議会を開催し、刑事施設等及び保護観察所と地域生活定着支援センター、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との相互理解の促進及び連携体制を構築するものとする。

(2) 構成機関

連絡協議会は都道府県単位で開催するものとし、構成機関は次に掲げるもののうちアからオまでの機関とするほか、必要に応じてカからケまでに掲げる機関についても、参加を求めるものとする。

- ア 刑事施設等
- イ 保護観察所
- ウ 地域生活定着支援センター
- エ 都道府県の福祉関係部局
- オ 保護観察所所在地及び更生保護施設所在地の市区福祉関係部局
- カ 前記オ以外の市区町村福祉関係部局
- キ 福祉事務所、保健所、精神保健福祉センターその他地方公共団体に置かれている機関
- ク 更生保護施設その他更生保護関係団体等
- ケ その他必要と認める機関

(3) 協議事項等

次に掲げる事項について、構成機関による説明、情報提供、具体的な課題についての協議等を行う。

- ア 福祉施策の動向について
- イ 刑事施設等の収容動向について
- ウ 更生保護制度の運用動向について
- エ 各種社会資源の所在及びその動向について
- オ 各機関が抱える課題又は困難事例への対応の在り方について

カ その他

(4) 連絡協議会の開催時期

連絡協議会は、定例の協議会として各年度ごとに1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(5) その他

連絡協議会において、協議等を行うに当たっては、扱う情報について特定の個人を識別できないようにするなど、個人情報保護の観点から特段の注意を払うこと。

3 日常的な連携

- (1) 刑事施設等及び保護観察所においては、自立困難な対象者に対する福祉サービス等に関して、これらを所管する地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との間で必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにし、福祉サービス等が必要なときに迅速・円滑な対応ができるように配慮すること。
- (2) 刑事施設等及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等においては、自立困難な対象者が必要な福祉サービス等を受けられるよう相互の連携の確保に努めること。
- (3) 保護観察所においては、更生保護施設において保護されている自立困難な対象者について、福祉サービス等が円滑になされるために、更生保護施設と同施設所在地の地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との相互連携が確保できるよう努めること。
- (4) 保護観察所においては、自立困難な対象者に対する福祉サービス等が開始された後において、必要があると認められるときは、刑事施設等、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等と連携して、当該福祉サービス等が円滑になされるために必要な連絡調整を行うよう努めること。
- (5) 都道府県の福祉関係部局においては、本連絡協議会の趣旨を御理解の上、積極的に連絡協議会に参加するとともに、必要に応じ、管内の市町村の福祉事務所等の関係機関との連絡調整を図ること。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-ア-④ 調査した 20 保護観察所における特別調整対象者の選定実績等（平成 24 年度）

（単位：人）

調査対象 保護観察所名	平成 24 年度に特別調整対象者 として選定した者の数	うち、選定した時点で出所日まで 6 か 月以上確保されていなかった者の数
札幌保護観察所	29	3
仙台保護観察所	3	2
青森保護観察所	13	9
山形保護観察所	11	5
東京保護観察所	37	11
宇都宮保護観察所	23	3
前橋保護観察所	16	10
名古屋保護観察所	34	15
津保護観察所	9	4
大阪保護観察所	10	8
福井保護観察所	6	2
大津保護観察所	8	0
広島保護観察所	39	17
山口保護観察所	8	4
高松保護観察所	12	3
松山保護観察所	7	3
福岡保護観察所	38	21
長崎保護観察所	27	7
大分保護観察所	17	3
鹿児島保護観察所	19	13
合計	366	143 (39.1%)

（注）当省の調査結果による。

（参考） 平成 24 年度に特別調整対象者に選定した者のうち、選定日から出所日
までの期間が 6 か月以上確保されていなかった者の期間別人数及び割合

選定日から出所日までの期間	人数	件数合計に占める割合 (%)
～ 30 日	5	3.5
31 日 ～ 60 日	12	8.4
61 日 ～ 90 日	19	13.3
91 日 ～ 120 日	36	25.2
121 日 ～ 150 日	40	28.0
151 日 ～ 180 日	31	21.7
合計	143	

（注）当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑤ 平成 24 年度に特別調整対象者に選定した者のうち、選定した時点で出所日まで 6 か月以上確保されていなかった理由

(単位：人)

選定した時点で出所までの期間が 6 か月以上確保されていなかった理由	件数
刑務所から候補者の通知があった時点で、既に出所日まで 6 か月以上確保されていなかったため	91
刑務所から候補者の通知があった時点で、出所日まで 6 か月に僅少（6 か月と 1 日等）であったため	17
保護観察所において、面接や選定手続に時間がかかったため	14
保護観察所において、あらかじめ刑務所や支援センターと支援方法等を協議していたため	13
その他（短期刑であったため等）	8
合 計	143

(注) 当省の調査結果による。

(参考) 調査した 20 刑務所における特別調整候補者の選定実績等（平成 24 年度）

(単位：人)

調査した 20 刑務所における特別調整候補者の選定実績等（平成 24 年度）		件数
刑務所が特別調整候補者として保護観察所に通知した者の数		315
保護観察所に通知した時点で出所日まで 6 か月以上確保されていなかった者の数		71
理由	刑務所において、本人の意向確認や資料作成等に時間がかかったため	34
	刑務所において、保護観察所から帰住不可等の通知を受けてから手続を開始したため	19
	その他（短期刑であった、保護観察所と協議していたため等）	18

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 2-(2)-ア-④には、今回調査対象としていない刑務所等からの候補者の通知により、保護観察所が特別調整対象者に選定した者等も含まれている。このため本表の 315 人と表 2-(2)-ア-④の 366 人とは、必ずしも一致しない。

表 2-(2)-ア-⑥ 平成 24 年度に特別調整対象者に選定した者のうち、選定した時点で出所日まで 6 か月以上確保されていないことから、円滑な支援に支障が生じている例

i) 出所日までに受入先が確保できなかった例

調査対象 機関名	内 容																			
鹿児島刑務所、鹿児島保護観察所、鹿児島県地域生活定着支援センター及び福岡県地域生活定着支援センター	<p>鹿児島保護観察所は、鹿児島刑務所から受刑者 A を特別調整候補者に選定した旨の通知を受理したが、当該通知があったのは出所日の約 3 か月前であった。また、同保護観察所においても調査等に約 2 か月半を要したため、特別調整対象者として選定し、鹿児島支援センターに協力依頼を行ったのが、出所日の 17 日前となった。</p> <p>その後、鹿児島支援センターは、本人が福岡県にある自宅への入居を希望していたことから、出所日の 2 日前に本人が希望する帰住地の都道府県にある福岡支援センターに協力を依頼したものの、調整期間が短かったことから、出所日までに本人が希望する自宅への入居を調整することができなかった。このため、A は、やむなく一旦、鹿児島県内の更生保護施設に入所した。福岡支援センターは、本人が更生保護施設に入所中に自宅への入居が可能かどうかの状況確認等を行い、最終的に自宅に入居するまでに約 3 か月を要するなど、円滑な福祉的支援に支障が生じていた。なお、本人は自宅への入居後に、生活保護の申請を行ったほか、医療機関に受診に行っている。</p> <p>鹿児島刑務所から鹿児島保護観察所への候補者の通知が遅れた理由について、同刑務所は、本人は歩行障害（杖歩行）があったものの、身体障害者手帳は有していなかったことから、社会福祉士等による初回面接までに時間を要したため等としている。</p> <p>また、鹿児島保護観察所は、特別調整対象者の選定に約 2 か月半を要した理由について、刑務所等から通知のあった候補者の資料を確認するほか、対象者の意向を確認するための面接や調査に時間を要したためとしている。</p> <p>最終的に受入先等の調整を担当した福岡支援センターでは、協力依頼が早く行われていれば、一時的に更生保護施設に入所させずに、刑務所出所後すぐに本人の希望する福岡県の自宅へ入居させることができたのではないかとしている。</p> <table border="1" data-bbox="354 1350 1423 1581"> <thead> <tr> <th data-bbox="354 1350 568 1417">①入所日</th> <th data-bbox="568 1350 796 1417">②候補者の通知日</th> <th data-bbox="796 1350 1043 1417">③対象者の選定日</th> <th data-bbox="1043 1350 1423 1417">④鹿児島保護観察所から鹿児島支援センターへの協力依頼日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1417 568 1462">H23. 11. 25</td> <td data-bbox="568 1417 796 1462">H24. 5. 22</td> <td data-bbox="796 1417 1043 1462">H24. 8. 7</td> <td data-bbox="1043 1417 1423 1462">H24. 8. 7</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="354 1462 796 1529">⑤鹿児島支援センターから福岡支援センターへの協力依頼日</td> <th data-bbox="796 1462 1043 1529">⑥出所日</th> <th data-bbox="1043 1462 1423 1529">⑦更生保護施設への入所期間</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="354 1529 796 1581">H24. 8. 22</td> <td data-bbox="796 1529 1043 1581">H24. 8. 24</td> <td data-bbox="1043 1529 1423 1581">H24. 8. 24～H24. 11. 14</td> </tr> </tbody> </table>				①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④鹿児島保護観察所から鹿児島支援センターへの協力依頼日	H23. 11. 25	H24. 5. 22	H24. 8. 7	H24. 8. 7	⑤鹿児島支援センターから福岡支援センターへの協力依頼日		⑥出所日	⑦更生保護施設への入所期間	H24. 8. 22		H24. 8. 24	H24. 8. 24～H24. 11. 14
①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④鹿児島保護観察所から鹿児島支援センターへの協力依頼日																	
H23. 11. 25	H24. 5. 22	H24. 8. 7	H24. 8. 7																	
⑤鹿児島支援センターから福岡支援センターへの協力依頼日		⑥出所日	⑦更生保護施設への入所期間																	
H24. 8. 22		H24. 8. 24	H24. 8. 24～H24. 11. 14																	

(注) 当省の調査結果による。

ii) 特別調整対象者が希望する帰住地の都道府県にある支援センターに調整を断られた例

調査対象 機関名	内 容																
青森刑務所、青森保護観察所及び青森県地域生活定着支援センター	<p>青森保護観察所は、青森刑務所から受刑者Bを特別調整候補者に選定した旨の通知を受理したが、当該通知があったのは出所日の約3か月前であった。また、同保護観察所においても調査等に約2か月を要したため、特別調整対象者として選定したものの、青森支援センターへの協力依頼日は、出所日の約1か月前となった。</p> <p>その後、青森支援センターは、本人が希望する帰住地の都道府県にある岩手支援センターへ協力依頼を行ったものの、調整期間が短かったことから、調整を断られた。このため、青森支援センターが青森県内で急遽、調整を行い、一時的な受入先として自立準備ホーム(※)を確保したが、最終的に有料老人ホームへ入所するまでに約3か月を要するなど、円滑な福祉的支援に支障が生じていた。</p> <p>青森刑務所から青森保護観察所への候補者の通知が遅れた理由について、同刑務所は、i) 本人は知的障害者であり、特別調整の意向確認に時間を要した、ii) 規律違反が多く、担当職員による面接の機会がなかったため等としている。</p> <p>また、青森保護観察所は、特別調整対象者の選定に約2か月を要した理由について、i) 本人の意向が把握しにくかった、ii) 刑務所内での反則行為が多いなどの状況があり、特別調整対象者とすることに慎重を期したため等としている。</p> <table border="1" data-bbox="352 965 1423 1178"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 965 711 1016">①入所日</th> <th data-bbox="711 965 1043 1016">②候補者の通知日</th> <th data-bbox="1043 965 1423 1016">③対象者の選定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1016 711 1066">H22. 6. 21</td> <td data-bbox="711 1016 1043 1066">H24. 7. 11</td> <td data-bbox="1043 1016 1423 1066">H24. 9. 19</td> </tr> <tr> <th data-bbox="352 1066 711 1128">④青森保護観察所から青森支援センターへの協力依頼日</th> <th data-bbox="711 1066 1043 1128">⑤出所日</th> <th data-bbox="1043 1066 1423 1128">⑥自立準備ホームへの入所期間</th> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1128 711 1178">H24. 9. 19</td> <td data-bbox="711 1128 1043 1178">H24. 10. 27</td> <td data-bbox="1043 1128 1423 1178">H24. 10. 27～H25. 1. 23</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 保護観察所は、「緊急的住居確保・自立支援対策実施要領」(平成23年3月31日付け法務省保更第140号法務省保護局長通達)に基づき、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者、宿泊場所の供与と自立のための生活指導(自立準備支援)のほか、必要に応じて食事の給与を委託しており、この宿泊場所が「自立準備ホーム」と称されている。</p>					①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	H22. 6. 21	H24. 7. 11	H24. 9. 19	④青森保護観察所から青森支援センターへの協力依頼日	⑤出所日	⑥自立準備ホームへの入所期間	H24. 9. 19	H24. 10. 27	H24. 10. 27～H25. 1. 23
①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日															
H22. 6. 21	H24. 7. 11	H24. 9. 19															
④青森保護観察所から青森支援センターへの協力依頼日	⑤出所日	⑥自立準備ホームへの入所期間															
H24. 9. 19	H24. 10. 27	H24. 10. 27～H25. 1. 23															
山形刑務所、山形保護観察所、山形県地域生活定着支援センター	<p>山形保護観察所は、山形刑務所から受刑者Cを特別調整候補者に選定した旨の通知を受理したが、当該通知があったのは出所日の約1か月前であった。このため、同保護観察所は、約2週間で、特別調整対象者として選定したが、山形支援センターへの協力依頼日は、出所日の17日前となった。</p> <p>山形支援センターは、本人が希望する帰住地の都道府県にある福島支援センターに協力依頼を行ったものの、調整期間が短かったことから、調整を断られた。このため、Cは、急遽、山形支援センターが自ら調整を行ったものの、受入先を確保できないまま、新たな引受人の元に送り届けるなどしており、円滑な福祉的支援に支障が生じていた。</p> <p>山形刑務所から山形保護観察所への候補者の通知が遅れた理由について、同刑務所は、本人の意向確認に時間がかかったためとしている。</p> <table border="1" data-bbox="352 1839 1423 1973"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1839 507 1928">①入所日</th> <th data-bbox="507 1839 719 1928">②候補者の通知日</th> <th data-bbox="719 1839 948 1928">③対象者の選定日</th> <th data-bbox="948 1839 1294 1928">④山形保護観察所から山形支援センターへの協力依頼日</th> <th data-bbox="1294 1839 1423 1928">⑤出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1928 507 1973">H23. 11. 28</td> <td data-bbox="507 1928 719 1973">H24. 8. 22</td> <td data-bbox="719 1928 948 1973">H24. 9. 3</td> <td data-bbox="948 1928 1294 1973">H24. 9. 3</td> <td data-bbox="1294 1928 1423 1973">H24. 9. 20</td> </tr> </tbody> </table>					①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④山形保護観察所から山形支援センターへの協力依頼日	⑤出所日	H23. 11. 28	H24. 8. 22	H24. 9. 3	H24. 9. 3	H24. 9. 20		
①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④山形保護観察所から山形支援センターへの協力依頼日	⑤出所日													
H23. 11. 28	H24. 8. 22	H24. 9. 3	H24. 9. 3	H24. 9. 20													

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑦ 刑務所から保護観察所へ候補者の通知があった時点で既に出所日まで6か月以上確保されていなかったことから、特別調整対象者に選定していない例

調査対象保護観察所名	内 容												
宇都宮保護観察所	<p>事例 1</p> <p>宇都宮保護観察所は、喜連川社会復帰促進センターから、生活環境の調整が整わなかったとして、受刑者Dを特別調整候補者とした通知を受理したものの、出所日までの調整期間が約4か月と短く、期間内の調整は困難であると判断し、特別調整対象者に選定しなかった。その後、Dについては、通常的生活環境の調整は行われず、出所日までに帰住先が確保できないまま満期釈放となった。</p> <table border="1" data-bbox="354 627 1428 721"> <thead> <tr> <th>①入所日</th> <th>②候補者の通知日</th> <th>③出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20. 3. 7</td> <td>H24. 10. 16</td> <td>H25. 2. 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>事例 2</p> <p>宇都宮保護観察所は、黒羽刑務所から、生活環境の調整が整わなかったとして、受刑者Eを特別調整候補者とした旨の通知を受理したものの、出所日までの調整期間が約3か月と短く、期間内の調整は困難であると判断し、特別調整対象者に選定しなかった。その後、Eについては、通常的生活環境の調整は行われず、出所日までに帰住先が確保できないまま満期釈放となった。</p> <table border="1" data-bbox="354 1034 1428 1128"> <thead> <tr> <th>①入所日</th> <th>②候補者の通知日</th> <th>③出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23. 12. 15</td> <td>H24. 9. 14</td> <td>H24. 12. 25</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、宇都宮保護観察所では、調整期間が十分に確保できない場合（調整期間が3か月以下の場合）は、支援センターと協議し、期間内の調整が困難と判断した場合は、対象者に選定しない場合があるとしている。</p>	①入所日	②候補者の通知日	③出所日	H20. 3. 7	H24. 10. 16	H25. 2. 20	①入所日	②候補者の通知日	③出所日	H23. 12. 15	H24. 9. 14	H24. 12. 25
①入所日	②候補者の通知日	③出所日											
H20. 3. 7	H24. 10. 16	H25. 2. 20											
①入所日	②候補者の通知日	③出所日											
H23. 12. 15	H24. 9. 14	H24. 12. 25											
広島保護観察所	<p>広島保護観察所は、広島刑務所から受刑者Fを特別調整候補者とした旨の通知を受理したものの、Fについては、出所日までの調整期間が約4か月半を切っていること、他県の支援センターへの協力依頼が必要であるが、支援センターにおける十分な調整期間が確保できないことを理由に、本人との面接や広島支援センターとの協議を行わないまま、同観察所独自の判断で、特別調整対象者に選定しなかった。その後、Fは、本人が希望する群馬県内の更生保護施設に帰住予定地を設定し、通常的生活環境の調整が行われたものの、不調に終わり、出所日までに帰住先が確保できないまま満期釈放となった。</p> <p>なお、広島保護観察所では、刑務所から通知のあった特別調整候補者のうち、広島県外へ帰住を希望している者で、かつ、支援センターの調整期間が原則として6か月以上確保されていない者については、対象者に選定しない場合があるとしている。</p> <table border="1" data-bbox="354 1769 1428 1863"> <thead> <tr> <th>①入所日</th> <th>②候補者の通知日</th> <th>③出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21. 2. 26</td> <td>H24. 10. 22</td> <td>H25. 3. 23</td> </tr> </tbody> </table>	①入所日	②候補者の通知日	③出所日	H21. 2. 26	H24. 10. 22	H25. 3. 23						
①入所日	②候補者の通知日	③出所日											
H21. 2. 26	H24. 10. 22	H25. 3. 23											

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑧ 平成 23 年度において、調整期間が不足していることから円滑な支援に支障が生じている例

調査対象 機関名	内 容														
青森刑務所、青森保護観察所及び青森県地域生活定着支援センター	<p>青森保護観察所は、青森刑務所から受刑者Gを特別調整候補者に選定した旨の通知を受理したが、当該通知は出所日の16日前であった。このため、同保護観察所は、すぐに、特別調整対象者として選定したものの、青森支援センターへの協力依頼日は、出所日の14日前となった。</p> <p>青森支援センターでは、調整期間が短く、出所日までに受入先となる福祉施設等を見つけることができなかつたため、Gは、やむなく出所と同時に一時的な受入先として自立準備ホームに入所しており、円滑な福祉的支援に支障が生じていた。</p> <p>青森刑務所から青森保護観察所への候補者の通知が遅れた理由について、同刑務所は、 i) 入所当初から病名不明の疾病により左眼が失明しており、右眼も0.1以下という状況であったものの、通常的生活環境の調整を実施しており、出所日の約4か月前に初めて右眼の視力もないことに気付いたことから急遽、社会福祉士等による面接を実施したため、 ii) 特別調整の意向を確認したところ、知人を引受先として希望していたが、出所日の約2か月前に知人を引受人とする申請を取り下げ、帰住先がなくなったためとしている。</p> <table border="1" data-bbox="354 925 1423 1048"> <thead> <tr> <th>①入所日</th> <th>②候補者の通知日</th> <th>③対象者の選定日</th> <th>④青森支援センターへの協力依頼日</th> <th>⑤出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22. 2. 15</td> <td>H23. 10. 12</td> <td>H23. 10. 14</td> <td>H23. 10. 14</td> <td>H23. 10. 28</td> </tr> </tbody> </table>					①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④青森支援センターへの協力依頼日	⑤出所日	H22. 2. 15	H23. 10. 12	H23. 10. 14	H23. 10. 14	H23. 10. 28
①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④青森支援センターへの協力依頼日	⑤出所日											
H22. 2. 15	H23. 10. 12	H23. 10. 14	H23. 10. 14	H23. 10. 28											
長崎保護観察所	<p>長崎保護観察所は、長崎刑務所から受刑者Hを特別調整候補者とした旨の通知を受理したものの、Hは、出所日までの残刑期が僅かで、長崎支援センターの支援が十分に得られないおそれが高いことから、特別調整対象者に選定しない旨の通知を長崎刑務所に送付した。その後、Hについては、通常的生活環境の調整も行われず、出所日までに帰住先が確保できないまま満期釈放となった。</p>														
松山保護観察所及び愛媛県地域生活定着支援センター	<p>松山保護観察所は、松山刑務所から受刑者Iを特別調整候補者に選定した旨の通知を受理したが、当該通知は出所日の約5か月前であった。その後、同保護観察所では、担当保護観察官への事務の引継ぎに不備があり、選定までに約4か月を要し、特別調整対象者として選定したものの、愛媛支援センターへの協力依頼日は出所日の約1か月前となった。また、愛媛支援センターに対し協力依頼を行ったものの、調整期間が短かつたことから、期間内の調整は困難であるとして、依頼を断られた。その後、Iについては、通常的生活環境の調整も行われず、出所日までに帰住先が確保できないまま満期釈放となった。</p> <p>なお、愛媛支援センターは、特別調整の協力依頼を受理してから特別調整対象者が出所するまでの期間が1か月未満の場合、調整が困難となることから、協力依頼を断ることがあるとしている。</p> <table border="1" data-bbox="354 1771 1423 1895"> <thead> <tr> <th>①入所日</th> <th>②候補者の通知日</th> <th>③対象者の選定日</th> <th>④愛媛支援センターへの協力依頼日</th> <th>④出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21. 11. 19</td> <td>H23. 3. 11</td> <td>H23. 7. 14</td> <td>H23. 7. 14</td> <td>H23. 8. 11</td> </tr> </tbody> </table>					①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④愛媛支援センターへの協力依頼日	④出所日	H21. 11. 19	H23. 3. 11	H23. 7. 14	H23. 7. 14	H23. 8. 11
①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④愛媛支援センターへの協力依頼日	④出所日											
H21. 11. 19	H23. 3. 11	H23. 7. 14	H23. 7. 14	H23. 8. 11											

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑨ 刑務所において、保護観察所が選定に要する期間を考慮していない例

調査対象 刑務所名	内 容
高松刑務所	高松刑務所では、高松保護観察所が特別調整対象者の選定に要する期間を承知しておらず、具体的に高松保護観察所が選定に要する期間を考慮した上で、候補者を通知しているわけではないとしている。
鹿児島刑務所	鹿児島刑務所では、鹿児島保護観察所が特別調整対象者の選定に要する期間を承知しておらず、具体的に鹿児島保護観察所が選定に要する期間を考慮した上で、候補者を通知しているわけではないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑩ 早期から関係機関で情報を共有し、円滑な支援を実施している例

調査対象保 護観察所名	内 容
札幌保護観 察所	<p>札幌保護観察所は、特別調整対象者の選定に先立ち、関係機関（札幌保護観察所、北海道地域生活定着支援札幌センター、札幌刑務所、札幌刑務支所、月形刑務所、北海道地方更生保護委員会）が参加する「特別調整第三者検討会」を毎月開催している。</p> <p>当該検討会では、札幌刑務所が事前に特別調整の要件に該当するとしてリストアップした者について、具体的な内容の検討、関係機関の助言等を経た上で、特別調整候補者に選定し、保護観察所へ通知している。</p> <p>札幌保護観察所では、当該検討会を開催している結果、関係機関に対し、事前に特別調整候補者の状況を周知し、支援センターにおける受入調整に影響が出ないような事務スケジュールを設定することが可能となることから、特別調整の円滑な実施に資するものになっているとしている。</p>
名古屋保護 観察所	<p>名古屋保護観察所は、特別調整対象者の選定に先立ち、「特別調整対象者選定会議実施要綱」を定め、関係機関（要綱上の構成員は、愛知県健康福祉部、愛知県内の刑務所等、愛知県地域生活定着支援センター及び名古屋保護観察所だが、このほか、指定更生保護施設、愛知県社会福祉会、医療機関も出席）が参加する「特別調整対象者選定会議」を2か月に1回開催している。</p> <p>当該選定会議では、名古屋刑務所が事前に特別調整の要件に該当するとして候補者名簿に掲載した者について、刑務所からの説明及び各出席機関の所掌事務の観点からの議論を踏まえ、特別調整候補者に選定している。選定会議の実施後は、愛知支援センターが、刑務所へ出向いて候補者と面接し、状況を確認し、その結果を保護観察所へ通知している。</p> <p>名古屋保護観察所では、当該選定会議を開催している結果、会議終了後に、愛知県、指定更生保護施設、社会福祉会、医療機関等との必要な打合せや調整業務の準備等を行うことが可能となることから、特別調整の円滑な実施に資するものになっているとしている。</p>
福井保護観 察所	<p>福井保護観察所は、特別調整対象者の選定に先立ち、福井刑務所及び福井県地域生活定着支援センターとともに「選定連絡会」を定期的で開催している。</p> <p>当該選定連絡会では、福井刑務所が事前に特別調整の要件に該当するとしてリストアップした者について、特別調整候補者とするものの是非や問題点を協議した上で特別調整候補者に選定し、保護観察所へ通知している。また、福井刑務所では、刑執行開始時から特別調整候補者の検討を開始しており、候補者となる可能性がある者については、出所の時期に関係なく、随時の選定連絡会を開催し、議題にするとしている。</p> <p>福井保護観察所では、当該選定連絡会を開催している結果、候補者の事前検討が開始でき、また、選定連絡会の場で関係機関と協議する機会があることから、特別調整の円滑な実施に資するものになっているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-イ-① 特別調整対象者との面接（面会）に関する規程（抜粋）

○ 「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」（平成 21 年 4 月 17 日付け法務省保観第 244 号法務省矯正局長・法務省保護局長連名通達）の別添「実施要領」

第 4 特別調整対象者に対する生活環境の調整

1 所在地保護観察所における生活環境の調整

(3) 地域生活定着支援センターとの連携

ア 所在地保護観察所の長は、特別調整対象者に対する生活環境の調整を行うに当たり、規則第 1 1 2 条第 2 項の規定に基づき、保護観察所の所在する都道府県に設置されている地域生活定着支援センターの長に対し、特別調整協力等依頼書（別紙様式 4）により、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。

(ア) 特別調整対象者に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるとに当たっての問題点等を把握するため、特別調整対象者と面接又は通信すること。

○ 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」（平成 20 年 4 月 23 日法務省令第 28 号）

（収容中の者に対する生活環境の調整の方法）

第 112 条 保護観察所の長は、法第 82 条及び売春防止法第 24 条第 1 項の規定による生活環境の調整においては、これらの規定に掲げる者（以下「生活環境調整対象者」という。）が釈放された後に、健全な生活態度を保持し、自立した生活を営むことについて、必要となるものが確保でき、かつ、これを妨げるものがない生活環境が備わるよう、次に掲げる事項に関する必要な調整を行うものとする。

一 生活環境調整対象者の釈放後の住居を確保すること。

二 生活環境調整対象者に係る引受人を確保すること。

三 生活環境調整対象者の釈放後の改善更生を助けることについて、引受人以外の生活環境調整対象者の家族その他の関係人の理解及び協力を求めること。

四 生活環境調整対象者の釈放後の就業先又は通学先を確保すること。

五 生活環境調整対象者の改善更生を妨げるおそれのある生活環境について、当該生活環境調整対象者が釈放された後に影響を受けないようにすること。

六 生活環境調整対象者が釈放された後に、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から必要な保護を受けることができるようにすること。

七 その他生活環境調整対象者が健全な生活態度を保持し、自立した生活を営むために必要な事項

2 前項の規定による調整は、生活環境調整対象者との面接又は通信その他の方法により、釈放後の生活の計画等を把握し、必要な助言等を行うとともに、引受人又は同項第三号に掲げる関係人と必要な協議をし、これらの者、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることにより、継続的に行うものとする。

3 保護観察所の長は、第 1 項の規定による調整を行うに当たり、必要があると認めるときは、生活環境調整対象者が収容されている矯正施設の長に対し、当該生活環境調整対象者の帰住予定地、釈放後の生活の計画等に関し、参考となる資料又は情報の提供、当該生活環境調整対象者に対する助言その他必要な協力を求めるものとする。

○ 「「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について」（平成 21 年 5 月 27 日 付け社援総発第 0527001 号、一部改正平成 24 年 4 月 12 日厚生労働省社会・援護局総務課長通知）の別添「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第 4 業務の実施細目

1 入所者等に係る支援

(1) 特別調整対象者に係る支援

ウ フォローアップ業務

(ア) 上記アにより 受入れ先施設等が確保された特別調整対象者が矯正施設から退所した後、同受入れ先施設等の利用を開始したときは、帰住予定地センターとして当該特別調整に係る支援を担当したセンターの長は、必要な期間、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うものとする。

(イ) センターの長は、上記の業務を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

○ 「高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた調整に係る質疑応答について」（平成 25 年 4 月 25 日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官・法務省矯正局少年矯正課補佐官事務連絡、平成 25 年 5 月 8 日付け法務省保護局観察課事務連絡）

Q 3-7 地域生活定着支援センターの職員が、矯正施設の対象者に面接を行う場合は、保護観察所の職員が同行する必要があるのか。

A 3-7 必ずしも保護観察所の職員の同行を要しない。ただし、保護観察所の職員が同行しない場合は、「面会」という扱いとなることに留意されたい。

なお、当該面会については回数制限を行わない（1 回としてカウントしない。）ものとする。

また、面会の場所についても、施設の事情や対象者の状況等を考慮し、適当と認められる場合には、仕切り室以外として差し支えない。

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）

（面会の相手方）

第 111 条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第 148 条第 3 項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

一 受刑者の親族

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、受刑者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（面会に関する制限）

第 114 条 刑事施設の長は、受刑者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一月につき二回を下回ってはならない。

（注）下線は当省が付した。

表 2-(2)-イ-② 特別調整対象者との面接（面会）が制限されているため、円滑な支援に支障等が生じている例

調査対象 機関名	内 容
山口県地域生活定着支援センター	<p>山口支援センターは、岩国刑務所から、特別調整対象者の意向確認等の情報収集は刑務所内の社会福祉士が実施することを理由に、特別調整対象者との面接回数を、1回から2回程度に制限されたことがあるとしている。</p> <p>山口支援センターは、岩国刑務所に要請する特別調整対象者との面接は、i) 出所後もフォローアップ業務が続く支援センターにとって、特別調整対象者及び受入先の福祉施設との信頼関係構築の上でも大変重要なものであること、ii) 特別調整対象者が他県の受入先施設に入所した場合、受入先施設などから、聞いていた情報と実際の人物像が違っている等の連絡を受けることもあり、本人との面接が多ければ適切な情報提供を行うことができること等から重要であるとしており、面接が制限されることにより、県内外にかかわらず、相手機関との信頼関係の低下につながるとしている。</p> <p>平成 24 年度においては、出所後に指定更生保護施設への入所が見込まれていた特別調整対象者について、本人の意向を確認する必要性が生じたため、面接の日程調整を岩国刑務所に要請したが拒否され、その後、本人への伝達や必要事項の情報収集は、刑務所内の社会福祉士を通じて実施せざるを得なかったなど、円滑な福祉的支援に支障が生じたことがあるとしている。</p> <p>なお、山口支援センターに特別調整の協力依頼を行っている山口保護観察所は、岩国刑務所が山口支援センターの要請する面接に制限を設けていることを承知していなかった。</p>
香川県地域生活定着支援センター	<p>香川支援センターでは、高松刑務所における特別調整対象者との面接が懲罰時には行うことができないとしている。このため、今後、円滑な福祉的支援に支障が生じる可能性もあるため、懲罰時でも支援センターによる面接を認めてほしいとしている。</p> <p>一方で、当省が調査した結果、支援センター職員が特別調整対象者に必要な福祉サービス等の内容を確認するために行う面接について、その重要性に鑑み、必要に応じて懲罰時でも一時執行停止の措置を行うなどして面接を認めている刑務所がみられた。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ウ-① 特別調整対象者の福祉に関する情報の確認・照会等に関する規定（抜粋）

○ 「高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた調整に係る質疑応答について」
（平成 25 年 4 月 25 日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官・法務省矯正局少年矯正課補佐官事務
連絡、平成 25 年 5 月 8 日付け法務省保護局観察課事務連絡）

Q 2-8 個人票を作成するに当たって、対象者本人から聞き取りを行うことができない項目について
は、他機関への照会を行う必要があるのか。

A 2-8 個人票を作成する時点において保有している情報の範囲内で作成して差し支えない。

ただし、保護観察所の長により特別調整候補者から特別調整対象者に選定された者について
は、対象者に関する 年金受給資格（障害基礎年金含む）等及び各種障害者手帳の有無等につ
いて、原則として矯正施設から、他機関に照会を行い、得られた情報について個人票に記
載すること。また、矯正施設において、戸籍及び住民票を取得していない場合は、保護観察
所から戸籍及び住民票について自治体に対する照会を行うこととするが、矯正施設と保護観
察所との協議により、各種照会の分担について適宜変更しても差し支えない。

なお、個人票については、速やかに保護観察所を経由して地域生活定着支援センターに送
付する必要があることに留意し、各種照会を実施すること。

Q 3-6 保護観察所が、地域生活定着支援センターに依頼を行う際、矯正施設から送付される個人
票を、保護観察所が「特別調整協力等依頼書」に添付することは可能か。

A 3-6 添付して差し支えない。

なお、この場合、保護観察所は単に個人票を添付するのみでなく、矯正施設から提供を受
けたり、特別調整候補者と面接をしたりして得た情報等のうち、特別調整を実施するに当た
って必要なものは、地域生活定着支援センターに情報提供すること。特別調整協力等依頼書
の送付後も同様である。特に、矯正施設において、戸籍及び住民票を取得していない場合、
保護観察所から戸籍及び住民票について自治体に対する照会を行い、地域生活定着支援セン
ターに情報提供すること。

別紙様式1 (支援対象者個人票)

別紙様式1

支援対象者個人票

施設名 (

記載日

氏名		性別		生年月日	
		歳			

支援を必要とする事由

--

福祉に関する情報

住民票所在地	(本人供述・照会)						
障害基礎年金	有・無	1級・2級・申請中		療育手帳等	有・無	等級	番号
身体障害者福祉手帳	有・無	等級	番号	精神障害者福祉手帳	有・無	等級	番号
障害程度認定区分				病名・障害部位等			
その他の福祉サービス (申請中, 受給中のもの)							
福祉施設への入所歴							
特記事項							

施設内の生活状態

知能	IQ= CAPAS・WAIS-Ⅲ・その他() 年 月実施						
衣類着脱	自力	要配慮	要介助	食事	一般	刻み食・かゆ食	要介助
入浴	自力	要配慮	要介助	洗面	自力	要配慮	要介助
排泄	自力	要配慮	要介助	移動	自力	要器具	要介助
作業能力	通常	養護工場	居室内	集団生活	通常	要配慮(雑居可)	要単独
対人関係	問題なし 問題あり()						
その他問題行動	問題なし 問題あり()						
特記事項							

入所前の就労状態

就労先(職種)	
就労期間	
年金, 社会保険等の加入状況	
免許・資格	

家庭状況, 教育歴

家族構成 (ジェノグラムにより簡略に記載する)	出身地				
	小中学校名(所在地)	小学校	()		
		中学校	()		
	特別支援学級の在籍の有無	有・無	時期		
親族の経済状態			生活保護実施	有(期間)	無

医療情報

身長	cm	体重	kg	視力	裸眼視力	矯正視力	聴力	右	左
喘息				てんかん					
アレルギー				皮膚疾患					
現在症	傷病名, 現在の服薬状況等								
既往症	傷病名, 年齢, 主な処置等								
その他の特記事項									

その他特記事項

--

(記載要領)

作成時点で把握していない事項については、「不明」、「照会中」として差し支えない。
 「支援を必要とする理由」には、事由(高齢、障害(知的、精神、身体))及びその概要を簡潔に記載する。
 「施設内の生活状況」での評価の目安は以下のとおりとし、必要に応じて特記事項欄を使用する。
 要配慮 設備面、処遇面での配慮を要する(衣料等で、一般の受刑者と異なるものを貸与されている場合を含む)
 要介助 人的な介助を要する
 「親族の経済状態」については、出所後、本人を支援することが可能な親族について記載する。
 「医療情報」については、感染症の検査(肝炎、性感染症等)を実施している者については、その結果を特記事項欄に記載する。

(注) 1 下線は当省が付した。

- 2 「別紙様式1(支援対象者個人票)」は、表2-(2)-ウ-①の「Q2-8」、「A2-8」、「Q3-6」、「A3-6」内の「個人票」のことを指す。

表 2-2(2)-ウ-② 福祉に関する情報の確認・照会状況

調査対象 刑務所名	① 住民票	② 戸籍 謄本	③ 戸籍の 附票	④ 年金 記録	⑤ 障 害 の有 無 手帳	確認・照会を実施していない理由等	調査対象 保護観察所名	① 住民票	② 戸籍 謄本	③ 戸籍の 附票	④ 年金 記録	⑤ 障 害 の有 無 手帳	確認・照会を実施していない理由等
札幌刑務所	○	○	○	×	○	支援センターが確認・照会を行っているため(④)	札幌保護観察所	○	○	○	×	×	刑務所又は支援センターが確認・照会を行っているため(④・⑤)
宮城刑務所	○	○	○	○	○		仙台保護観察所	○	○	○	○	○	
青森刑務所	×	×	×	×	×	保護観察所又は支援センターが確認・照会を行っているため(①～⑤)	青森保護観察所	×	○	○	○	○	戸籍の附票で対応しているため(①)
山形刑務所	○	○	○	×	×	支援センターが確認・照会を行っているため(④・⑤)	山形保護観察所	○	○	○	×	×	支援センターが確認・照会を行っているため(④・⑤)
府中刑務所	×	○	○	○	×	戸籍の附票で対応しているため(①)、本人への聴取り等で対応しているため(⑤)	東京保護観察所	×	○	○	×	×	戸籍の附票で対応しているため(①)、支援センターから依頼がないため(④・⑤)
黒羽刑務所	×	○	○	○	○	戸籍の附票で対応しているため(①)	宇都宮保護観察所	○	○	○	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(④・⑤)
前橋刑務所	×	○	○	○	○	戸籍の附票で対応しているため(①)	前橋保護観察所	○	○	○	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(④・⑤)
名古屋刑務所	△	×	×	△	△	保護観察所が入手しているため(②・③)	名古屋保護観察所	×	○	○	×	×	戸籍の附票で対応しているため(①)、刑務所が確認・照会を行っているため(④・⑤)
三重刑務所	○	○	○	○	○		津保護観察所	×	×	×	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(①～⑤)
大阪刑務所	○	○	○	○	○		大阪保護観察所	×	○	○	×	×	戸籍の附票で対応しているため(①)、刑務所が確認・照会を行っているため(④・⑤)
福井刑務所	△	△	△	△	△		福井保護観察所	○	○	○	×	×	支援センターから依頼がないため(④・⑤)
滋賀刑務所	○	○	○	○	×	支援センターが確認・照会を行っているため(⑤)	大津保護観察所	×	×	×	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(①～⑤)
広島刑務所	○	○	○	○	○		広島保護観察所	○	○	○	○	○	
山口刑務所	○	○	○	○	○		山口保護観察所	×	×	×	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(①～⑤)
高松刑務所	×	○	○	○	○	支援センターから依頼がないため(①)	高松保護観察所	○	○	×	×	×	支援センターから依頼がないため(③・④)、刑務所が確認・照会を行っているため(⑤)
松山刑務所	×	○	○	○	×	戸籍の附票で対応しているため(①)、本人への聴取り等で対応しているため(⑤)	松山保護観察所	×	○	○	○	×	支援センターから依頼がないため(①)、刑務所が確認・照会を行っているため(⑤)
福岡刑務所	○	○	○	○	○		福岡保護観察所	×	×	×	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(①～⑤)
長崎刑務所	△	△	△	△	×	支援センターが本人又は親族から直接入手しているため(⑤)	長崎保護観察所	×	×	×	×	×	刑務所又は支援センターが確認・照会を行っているため(①～⑤)
大分刑務所	×	×	×	×	×	本人への聴取り等で対応しているため(①～⑤)	大分保護観察所	×	○	○	×	×	戸籍の附票で対応しているため(①) 支援センターが確認・照会を行っているため(④・⑤)
鹿児島刑務所	×	○	○	○	○	戸籍の附票で対応しているため(①)	鹿児島保護観察所	○	○	○	○	○	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 特別調整対象者の福祉に関する情報について、市町村等の関係機関に確認・照会を実施している場合は「○」、実施していない場合は「×」、支援センターから依頼があった場合に確認・照会を実施している場合は「△」としている。

表 2-(2)-ウ-③ 刑務所及び保護観察所において福祉に関する情報の確認・照会が行われていないこと等から、調整業務に支障が生じているなどの例

調査対象 機関名	内 容
札幌刑務所、札幌保護観察所及び北海道地域生活定着支援札幌センター	<p>札幌刑務所及び札幌保護観察所では、特別調整対象者に係る年金記録の確認・照会を実施しておらず、その理由として、札幌支援センターが確認・照会を行っているためとしている。</p> <p>一方、札幌支援センターからは、次のとおり調整業務に支障が生じているなどの意見が聴かれた。</p> <p>① 年金情報等の福祉に関する情報は、本人談や支援対象者個人票の項目に記載されたもののみではなく、根拠となる書類情報が必要である。また、当該情報に基づいて支援を組み立てることが、適切な支援につなげるために重要となる。</p> <p>② 札幌支援センターの運営母体は民間であり、年金記録等の書類の取得には時間がかかるため、刑務所又は保護観察所などの公的機関があらかじめ取得してくれれば、特別調整の事務を円滑に実施することが可能となる。</p>
長崎刑務所、長崎保護観察所及び長崎県地域生活定着支援センター	<p>長崎刑務所及び長崎保護観察所では、住民票等について、長崎支援センターから依頼があった場合に限り、関係機関に確認・照会を実施しているとしている。</p> <p>一方、長崎支援センターからは次のとおり調整業務に支障が生じているなどの意見が聴かれた。</p> <p>① 住民票については、ほぼ全ての特別調整対象者に必要となる情報であることから、保護観察所からの協力依頼がある時点で添付されていれば、特別調整の事務を円滑に実施することが可能となる。</p> <p>② 刑務所に福祉に関する情報の照会を依頼する際、佐世保刑務所であれば口頭での照会に応じてもらえ、特別調整対象者との面接の際に提出してもらえるが、一方、長崎刑務所では文書による照会を求められており、回答まで約1か月の期間を要している等、刑務所によって取扱いが異なっている。</p> <p>③ 刑務所が関係機関に照会した情報は、保護観察所を経由して支援センターに回答があるため、時間がかかっている。そのため、例えば、刑務所から照会結果を直接得ることができれば時間を短縮することができ、特別調整の事務の円滑な実施が可能となる。</p>
大分刑務所、大分保護観察所及び大分県地域生活定着支援センター	<p>大分刑務所及び大分保護観察所では、年金記録及び障害者手帳の確認・照会を実施しておらず、その理由として、大分支援センターが確認・照会を行っているためとしている。</p> <p>一方、大分支援センターからは、次のとおり調整業務に支障が生じているなどの意見が聴かれた。</p> <p>○ 福祉に関する情報の中でも、年金記録については、特別調整対象者が刑務所出所後の生活を行っていく上で必要となる収入の有無（障害年金を含む。）を把握し、その状況に応じて、生活保護の各種扶助を受けるための手続を行うかどうかの判断を行うなど特別調整の事務を円滑に進めるために必要な資料である。</p> <p>しかし、現在、同支援センターで照会を行うなどして把握に努めているものの、特別調整対象者自身が年金記録に係る資料を請求して確認しなければならず、そのための書類、委任状等の記載を行うには、刑務所において手続が必要となる。また、このやり取りには、数箇月の時間を要することとなるため、特別調整の事務を円滑に実施するためには、あらかじめ刑務所又は保護観察所で年金記録の確認・取得を実施してほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ウ-④ 刑務所が入手した福祉に関する情報の原本又は写しが保護観察所へ送付されていないため、保護観察所で改めて入手し直している例

調査対象 機関名	内 容
前橋刑務所、前橋保護観察所及び群馬県地域生活定着支援センター	<p>前橋刑務所では、特別調整対象者の受入先の調整等に必要な資料として、戸籍の附票、戸籍謄本等を入手しているが、前橋保護観察所に対し、原本又は写しを送付していない。このため、前橋保護観察所は、自ら戸籍の附票及び戸籍謄本を市区町村に照会・請求し、入手している。</p> <p>また、前橋保護観察所においても、自らが入手した資料の原本又は写しを群馬支援センターに送付しておらず、別途、入手した資料の内容を図示するなど、加工した資料を群馬支援センターへ提供している。</p> <p>なお、群馬支援センターでは、戸籍等は生活保護など社会福祉制度を活用する上で必要となるものであり、原本の写しを協力依頼の際の添付資料として送付してほしいとしている。また、刑務所又は保護観察所が新たな資料を加工して作成するのではなく、原本又はその写しを支援センターに送付することで、支援センターの調整期間がより確保できるのではないかとしている。</p>
松山刑務所及び松山保護観察所	<p>松山刑務所は、特別調整対象者の受入先の調整等に必要な資料として、戸籍謄本及び戸籍の附票を入手しているが、松山保護観察所に対し、原本又は写しを送付していない。このため、松山保護観察所では、愛媛支援センターから依頼があった場合などは、自ら戸籍謄本等を市町村に照会・請求し、入手している。</p> <p>なお、松山刑務所では、戸籍謄本及び戸籍の附票の写しを松山保護観察所に送付していない理由について、i) 松山刑務所が策定した特別調整に関する実施要領に、戸籍謄本及び戸籍の附票の送付に係る規定がないこと、ii) 個人情報漏洩のおそれがあるため、としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-エ-① 特別調整対象者の保護上移送に関する規程（抜粋）

○ 「受刑者の移送について」（平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 3316 号法務省矯正局長依命通達）

1 移送方法の区分について

受刑者の移送は、その移送先、方法等に応じて、次のとおり区分すること。

(1) 管区外移送（受刑者を現に収容している刑事施設等（以下「移送元施設」という。）からその所在地を管轄する矯正管区（以下「移送元管区」という。）の管轄区域外の刑事施設等に当該受刑者を移送することをいう。以下同じ。）

ア 計画移送（矯正局長が定めるところにより計画的に実施する管区外移送をいう。以下同じ。）

イ 個別移送（協議等により個別に実施する管区外移送をいう。以下同じ。）

(ア) 局長認可移送（矯正局長の認可又は指示による個別移送をいう。以下同じ。）

(イ) 管区長協議移送（移送元管区の長と受刑者を移送する予定の刑事施設等の所在地を管轄する矯正管区（以下「移送先管区」という。）の長との間の協議による個別移送をいう。以下同じ。）

(ウ) 施設長協議移送（移送元施設の長と受刑者を移送する予定の刑事施設等（以下「移送先施設」という。）の長との間の協議による個別移送をいう。以下同じ。）

(2) 管区内移送（移送元施設から移送元管区の管轄区域内の刑事施設等に当該受刑者を移送することをいう。以下同じ。）

2～3 （略）

4 管区長協議移送について

(1) 移送の基準

下記アからカまでのいずれかに該当する者は、管区長協議移送を実施すること。

なお、下記アに該当する者の協議移送は別表 2 のとおりとする。

ア～エ （略）

オ 釈放時保護のため帰住地に近接する刑事施設への管区外移送をすることが必要がある者。ただし、下記 5 の(1)のオに該当する者を除く。

カ （略）

(2) （略）

5～6 （略）

○ 「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等における留意事項について」（平成 22 年 11 月 17 日付け法務省矯成第 7275 号法務省矯正局成人矯正課長・法務省矯正局少年矯正課長連名通知）（抜粋）

3 保護上移送について

刑事施設においては、特別調整対象者が、以下の(1)から(3)までの事項にすべて該当する場合、帰住地に近接する刑事施設への保護上移送の実施を検討すること。

なお、少年院においては、刑事施設における運用を参考にして、同対象者の保護上移送等の実施を検討すること。

(1) 生活環境の調整の結果、福祉施設等への帰住が確保されていること。

(2) 本人の心身の状況、帰住先となる福祉施設等への交通手段等を考慮すると、帰住先となる福祉施設等に単独で向かうことに相当な困難が伴うと認められること。

(3) 出所時、地域生活定着支援センターの職員や帰住先となる福祉施設等の職員などの適当な者が本人を出迎えることができないこと。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-エ-② 刑務所等において保護上移送が実施されなかったため、出所後、直ちに福祉的な支援につなげるに当たっての支障となっている例

i) 支援センター職員が帰住地まで送り届ける際、特別調整対象者が途中で失踪した例

調査対象機関名	内 容
大分県地域生活定着支援センター	<p>大分刑務所は、過去に精神的疾患の診断を受けていた特別調整対象者 A について、同所在所中には、まれにつじつまの合わない言動を行うことがあったものの、暴行する等の状況はみられなかったこと等から、保護上移送を行わなかった。</p> <p>このため、大分支援センターは、同人を駅まで迎えに行ったものの、同人は、乗車券を購入する前に勝手にタクシーに乗り込み失踪した。その後、確保した先においても、暴れる等したため、帰住地の支援センターに連れて行ったが、引き続き同人は暴れる等の状況であったことから、やむなく警察に通報することとなった。最終的に、関係者による協議の上、同人をあらかじめ調整していた帰住先ではなく、精神科病院に入院させることとなった。</p> <p>なお、大分支援センターでは、特別調整対象者は、基本的に自ら帰住先の確保が行えず、何らかの支援が必要とされることから、原則として、刑務所による保護上移送を実施してほしいとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

ii) 支援センター職員が刑務所から遠隔の帰住地まで特別調整対象者を送り届けなければならないため、途中で行方不明になる危険性があったとしている例等

調査対象機関名	内 容															
青森県地域生活定着支援センター	<p>青森支援センターは、刑務所において保護上移送が実施されなかったため、出所時に特別調整対象者を支援センター職員が迎えに行かなければならず、特別調整対象者を帰住先まで送り届ける間に行方不明になる危険性や福祉的な介助等の対応が必要となった例があるとしている。</p> <p>なお、青森支援センターは、特別調整対象者は、1人で交通機関を利用できない者がほとんどであり、特別調整対象者をより安全に帰住先に送る観点からも、特別調整対象者の帰住先への移動に際しては、原則として刑務所による保護上移送を実施してほしいとしている。</p> <p>表 保護上移送が実施されなかったため、支援センターの負担となった例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>支援センターによる送迎実績等</th> <th>対応した職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年 6 月 26 日</td> <td>青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、上野駅まで送り届けた例</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 9 月 15 日</td> <td>青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、岩手県奥州市まで送り届けた例</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月 26 日</td> <td>青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、東京駅まで送り届けた例</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月 27 日</td> <td>東京駅において、東京支援センターから対象者の引渡しを受け、八戸市まで送り届けた例</td> <td>2 人</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	支援センターによる送迎実績等	対応した職員数	平成 24 年 6 月 26 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、上野駅まで送り届けた例	1 人	平成 24 年 9 月 15 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、岩手県奥州市まで送り届けた例	2 人	平成 25 年 4 月 26 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、東京駅まで送り届けた例	2 人	平成 25 年 4 月 27 日	東京駅において、東京支援センターから対象者の引渡しを受け、八戸市まで送り届けた例	2 人
年月日	支援センターによる送迎実績等	対応した職員数														
平成 24 年 6 月 26 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、上野駅まで送り届けた例	1 人														
平成 24 年 9 月 15 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、岩手県奥州市まで送り届けた例	2 人														
平成 25 年 4 月 26 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、東京駅まで送り届けた例	2 人														
平成 25 年 4 月 27 日	東京駅において、東京支援センターから対象者の引渡しを受け、八戸市まで送り届けた例	2 人														
群馬県地域生活定着支援センター	<p>群馬支援センターは、刑務所において保護上移送が実施されなかったため、出所時に特別調整対象者を支援センター職員が迎えに行かなければならず、負担となった例があるとしている。なお、群馬支援センターでは、保護上移送を実施する刑務所等と実施しない刑務所等があり、保護上移送の実施について、統一的なルールや要領を定めてほしいとしている。</p>															

山口県地域生活定着支援センター	<p>山口支援センターは、山口刑務所から、特別調整対象者を保護上移送する必要がある場合には、あらかじめ特別調整対象者の出所日の1か月以上前に依頼してほしいとの説明を受けている。このため、県外の帰住を希望する特別調整対象者の受入先が出所日の1か月前までに決定できなかった場合には、支援センター職員や帰住先の福祉施設の職員等が帰住地まで送り届けるなど、負担となっているとしている。</p> <p>なお、山口支援センターは、特別調整対象者は、1人では交通機関を利用できない者も多く、帰住先が遠隔の場合は、所持金の少ない特別調整対象者をより安全かつ確実に帰住地まで送り届ける観点からも、原則として、刑務所による保護上移送を実施してほしいとしている。</p> <p>表 県外に帰住した特別調整対象者の移送等の状況</p> <table border="1" data-bbox="359 622 1406 943"> <tr> <td>山口支援センターが県外に帰住先を確保した者</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>(1) 刑務所が保護上移送を行った者</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>(2) 山口支援センター等が帰住地まで送り届けた者</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td> ① 保護上移送の必要がなかった者</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td> ② 帰住先の決定から出所日まで1か月以上あったが、刑務所に保護上移送を断られた者</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td> ③ 帰住先の決定から出所日まで1か月未満であった者</td> <td>3人</td> </tr> </table> <p>(注) 山口支援センターの開設日(平成21年7月1日)から調査日現在(平成25年6月4日)までの特別調整対象者の人数である。</p>	山口支援センターが県外に帰住先を確保した者	13人	(1) 刑務所が保護上移送を行った者	8人	(2) 山口支援センター等が帰住地まで送り届けた者	5人	① 保護上移送の必要がなかった者	1人	② 帰住先の決定から出所日まで1か月以上あったが、刑務所に保護上移送を断られた者	1人	③ 帰住先の決定から出所日まで1か月未満であった者	3人
山口支援センターが県外に帰住先を確保した者	13人												
(1) 刑務所が保護上移送を行った者	8人												
(2) 山口支援センター等が帰住地まで送り届けた者	5人												
① 保護上移送の必要がなかった者	1人												
② 帰住先の決定から出所日まで1か月以上あったが、刑務所に保護上移送を断られた者	1人												
③ 帰住先の決定から出所日まで1か月未満であった者	3人												

(注) 当省の調査結果による。

3 満期釈放者に対する指導・支援の充実

勸告	説明図表番号
<p>「平成 25 年版犯罪白書」によると、満期釈放者は、仮釈放者に比べ累積再入率（各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率）が相当に高く、より早期に再犯する傾向がある。一方、満期釈放者には、出所後、仮釈放者における保護観察のような継続的な社会内処遇の仕組みがない。</p> <p>このような状況から、満期釈放者に対しては、再犯防止のため、入所中の矯正指導や出所後の緊急的支援が一層重要であり、法務省では、満期釈放者に対する釈放前の指導や出所後緊急的に金品や宿泊場所の供与等の支援を行う更生緊急保護を実施している。</p> <p>また、「創造戦略」においても、満期釈放者に対する指導及び支援の充実強化が掲げられている。</p>	<p>表 3-①</p> <p>表 3-②</p>
<p>(1) 満期釈放者に対する指導の充実</p>	
<p>釈放前の受刑者に対しては、刑務所において、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与や釈放後の生活に関する指導等（以下、これらの指導等を「釈放前指導」という。）を矯正指導の一つとして行うこととされている（刑事収容施設法第 85 条第 1 項第 2 号）。釈放前指導は、法務省が定める標準カリキュラムに基づき、刑務所長が実践カリキュラムを定めて行うこととされ（刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令（平成 18 年法務省矯成訓第 3312 号）第 7 条第 2 項において準用する第 5 条第 2 項及び第 3 項）、期間は標準 2 週間であるが、延長又は短縮することができることとされている（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号）第 45 条第 1 項及び第 2 項）。</p> <p>なお、満期釈放者の場合、期間を短縮できる運用がなされているが、少なくとも 3 日を下回ってはならないこととされている（刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令第 6 条第 2 項）。</p>	<p>表 3-(1)-①</p>
<p>今回、20 刑務所における平成 25 年度の釈放前指導の実施状況等について調査した結果、標準カリキュラムでは、満期釈放者の特性を考慮した釈放前指導の具体的な指導内容等まで示されていないことから、次のとおり、満期釈放者に対する釈放前指導が不十分となっている状況がみられた。</p>	
<p>① 仮釈放者に対する釈放前指導は、20 刑務所全てにおいて 2 週間（14 日間）以上行うこととされているのに対し、満期釈放者に対する釈放前指導は、12 刑務所において 3 日間に短縮して行うこととされていた。</p>	<p>表 3-(1)-②</p>
<p>これら 12 刑務所の中には、「生活保護」、「健康保険」、「職業案内」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方」、「社会復帰の心構え」、「望ましい人生観、社会観」等、満期釈放者においても必要と考えられる指導事項が省略され、標準カリキュラムと比べ、指導内容が大きく簡略化されているのがみられた。</p>	<p>表 3-(1)-③</p>
<p>② これら 12 刑務所のうち、3 日間の指導時間の合計が僅か 3 時間弱で、1 日目は講義を行わず釈放のための手続のみで、残り 2 日間も 1 日 40 分ずつ指導事項に関するビデオ視聴のみを行い、釈放前指導が形骸化しているものが 1 刑務所みられた。</p>	<p>表 3-(1)-④</p>

<p>一方で、満期釈放者の円滑な社会復帰を促進することを目的として、満期釈放者に対する従来からの釈放前指導に加え、満期釈放が見込まれる時期（刑期終了の2か月前）に、一般的なビデオ視聴のみではなく、講義、講話、グループワーク及び個別面接など、仮釈放者に対する指導に近い指導方法を取り入れた5日間の指導（一般改善指導）を追加的に導入しているものが1刑務所みられた。</p> <p>このように、満期釈放者に対して、釈放前指導に加え、満期釈放が見込まれる時期から釈放を見据えた指導を行うことは、出所後における社会生活への円滑な移行を図る上で重要な取組であると考えられる。</p>	表 3-(1)-⑤
<p>(2) 満期釈放者に対する保護カードの適切な交付</p>	
<p>「矯正統計」によると、平成 22 年度から 24 年度までにおいては、満期釈放者のうちの約半数（3年間の平均は 48.5%である。）が、家族や知人、あるいは適切な施設等の適当な帰住先を持たない者である。</p>	表 3-(2)-①
<p>このような状況の中、保護観察所の長は、満期釈放者の申出に基づき、緊急に、金品や宿泊場所の供与等を行う更生緊急保護を行うこととされている（更生保護法第 85 条第 1 項及び第 86 条第 1 項）。</p>	表 3-(2)-②
<p>一方、刑務所長は、満期釈放者が出所する際、更生緊急保護の必要があると認めるとき又はその者がこれを希望するときは、その者に対し、更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面（以下「保護カード」という。）を交付しなければならないとされている（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成 20 年法務省令第 28 号）第 118 条第 2 項）。</p>	表 3-(2)-③
<p>保護カードは、適当な帰住先のない満期釈放者が更生緊急保護を円滑に受けるために有用な書面であり、刑務所においては、更生緊急保護が必要となる可能性のある満期釈放者に対しては、希望の有無にかかわらず保護カードを交付する必要がある。</p>	
<p>今回、20 刑務所における平成 22 年から 24 年までの満期釈放者に対する保護カードの交付状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 20 刑務所における保護カード交付率（満期釈放者全体に占める保護カード交付者数の割合）は、平成 22 年から 24 年までの3か年平均で 35.3%となっている。前述のとおり、矯正統計における適当な帰住先を持たない満期釈放者の割合は 48.5%であることから、更生緊急保護が必要と考えられる者に適切に保護カードが交付されていない可能性が推定される。</p>	表 3-(2)-④ 表 3-(2)-① (再掲)
<p>② 20 刑務所における保護カードの交付方針を調査したところ、全ての刑務所において希望者に対しては交付を行っているが、</p>	
<p>i) 本人が希望する場合のみ保護カードを交付し、刑務所長が更生緊急保護の必要な満期釈放者か否かについての判断を行っていないもの（2 刑務所）</p>	表 3-(2)-⑤
<p>ii) 出所後に福祉的な支援が必要となる特別調整対象者など特定の満期釈放者に対しては、更生緊急保護の対象となり得るため、本人の希望の有無にかかわらず保護カードを交付することとしているものの、それ以外の満期釈放者に対しては、刑務所長が更生緊急保護の必要な満期釈放者か否かについての判断を行っていないもの（3 刑務所）</p>	表 3-(2)-⑥

がみられた。

(3) 更生緊急保護に係る全国共通の電話番号の導入

法務省によると、親族、知人等の帰住先のない満期釈放者のうち、更生緊急保護を申し出ない者は少なくとも2割以上いると推計されているが、この中には、更生緊急保護を申し出ようとしたにもかかわらず、保護観察所の所在地や連絡先が分からないこと等のために申し出てこない者もいるものと推測される。

表3-(3)-①

また、法務省が行ったアンケート調査によると、窃盗受刑者の約3割(28.4%)の者が、受刑する原因になった事件を起こす前に「誰かに相談したかったが、誰に相談したらいいか分からなかった」と回答しており、また、受刑者の7割以上の者が、社会復帰に当たり必要な支援として「困ったときに適切な支援を教えてくれること」と回答している。

表3-(3)-②

表3-(3)-③

一方、法務省は、満期釈放者に対し、全国の保護観察所の所在地や連絡先を特に周知はしていない。

このため、更生緊急保護を申し出ようとする者が確実に当該制度を利用できるよう、全国共通の電話番号を導入するとともに、満期釈放者に周知することが有益と考えられる。

【所見】

したがって、法務省は、満期釈放者の出所後における社会生活への円滑な移行を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 満期釈放者に対する釈放前指導について、満期釈放者の特性等を考慮した独自の標準的かつ具体的な指導内容を策定するとともに、当該指導内容に応じた指導時間を十分に確保するため、標準的な指導時間及び指導時間の下限を定めること。

さらに、釈放前指導に加え、満期釈放が見込まれる時期から釈放を見据えた指導を新たに導入し、これらを一体的に運用するなどにより、満期釈放者に対する指導を充実させること。

② 保護カードの交付に当たっては、交付を希望しない者に対しても、更生保護法で定める基準に従い、出所後に更生緊急保護が必要となるか否かの判断を的確に行い、更生緊急保護の必要があると認められる満期釈放者に対する保護カードの交付を徹底すること。

③ 更生緊急保護を必要とする満期釈放者が確実に当該制度を利用できるよう、全国共通の電話番号を導入し、満期釈放者に周知すること。

表3-① 仮釈放者及び満期釈放者の累積再入率

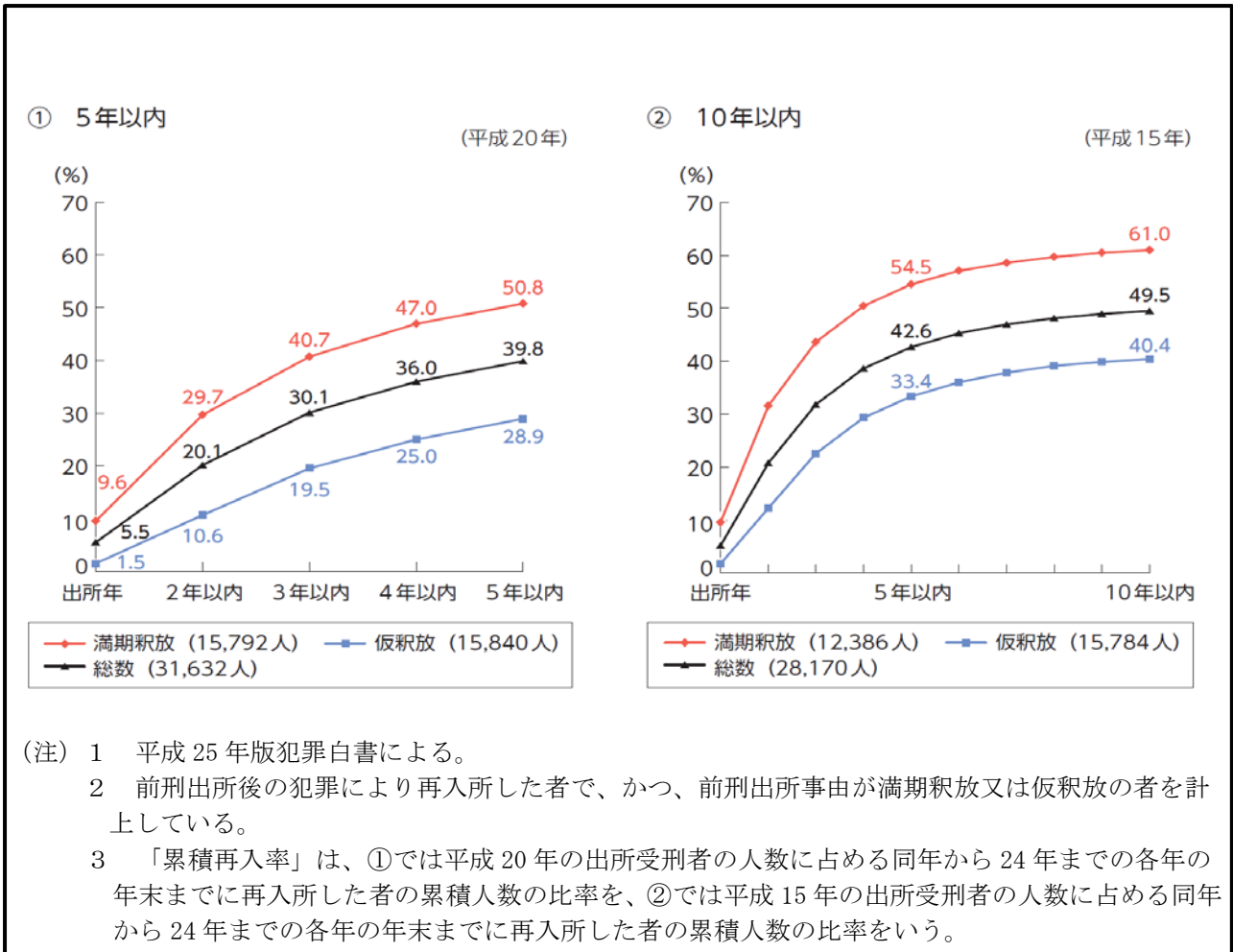


表3-② 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)(抜粋)

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

(3) 健全な社会の一員としての社会への再統合

③ 満期釈放者等に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設における満期釈放者に対する指導体制の強化を図る。また、満期釈放者及び保護観察終了者に対する調査を実施し、支援の必要性が高い者については、更生緊急保護による住居と就労等に関する支援を確実に実施する施策について検討する。さらに、更生保護サポートセンターを活用した保護観察終了者等に対する相談・支援の在り方を検討する。

表3-1)-① 釈放前指導に関する規程（抜粋）

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）

（刑執行開始時及び釈放前の指導等）

第85条 受刑者には、矯正処遇を行うほか、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める指導を行う。

一 （略）

二 釈放前における法務省令で定める期間 釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与その他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関する指導

2・3 （略）

○ 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）

（法第85条第1項第二号に規定する法務省令で定める期間）

第45条 法第85条第1項第二号に規定する法務省令で定める期間は、2週間とする。

2 刑事施設の長は、前項の規定にかかわらず、受刑者が刑事施設に収容されていた期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、法第85条第1項第二号に定める指導を行う期間を延長し、又は短縮することができる。

○ 刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3312号）

（刑執行開始時の指導の内容及び方法）

第5条 （略）

2 刑執行開始時の指導は、実践カリキュラム（受刑者の特性その他の刑事施設の実情を考慮して定める刑執行開始時の指導のカリキュラムをいう。次項において同じ。）に基づき行うものとする。ただし、第3条第2号に定める確定施設で行う刑執行開始時の指導については、この限りでない。

3 実践カリキュラムは、標準カリキュラム（矯正局長が定める実践カリキュラムの標準となるカリキュラムをいう。）に基づき、刑事施設の長が定める。

（釈放前の指導の期間の延長又は短縮）

第6条 （略）

2 規則第45条第2項の規定により釈放前の指導の期間を短縮する場合には、短縮後の指導の期間は、3日を下回ってはならない。

（釈放前の指導の内容及び方法）

第7条 （略）

2 釈放前の指導については、第5条第2項本文及び第3項の規定を準用する。

○ 「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令の運用について（依命通達）」（平成18年5月23日付け法務省矯成第3313号法務省矯正局長依命通達）

3 釈放前の指導の期間の延長又は短縮について（訓令第6条関係）

(1) （略）

(2) 釈放前の指導の期間を短縮する場合は、おおむね、受刑者が次のいずれかに該当する場合とすること。

ア 執行すべき刑期がおおむね6月未満の者

イ 刑期の終了による釈放が予定されている者

4 釈放前の指導の標準カリキュラムについて（訓令第7条関係）

訓令第7条第2項において準用する訓令第5条第3項の標準カリキュラムは、別表2のとおりとすること。

別表2 釈放前の指導の標準カリキュラム

項 目	内 容	時間	備 考
オリエンテーション	釈放前指導期間中の生活の心得 (生活上の諸注意、起居動作の時間帯等) カリキュラムの説明	2	
社会復帰の心構え等	社会復帰の心構え 将来の生活設計 望ましい人生観、社会観 アンケート(所内生活の反省等) 釈放時感想文記載 自己の問題点と課題	5	
釈 放 と 保 護	仮釈放の意義 遵守事項 保護観察制度 更生緊急保護 更生保護施設 保護司	4	仮釈放予定者、 満期釈放者の それぞれの必 要に応じて実 施する。
就 労	経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況 職業安定法、雇用対策法 職業案内	2	
社 会 保 障	年金 健康保険 生活保護	2	
社会生活への適応	社会変化(物価、生活様式、交通機関等) 家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係 の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法 等) 社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等	3	
法 律 関 係 手 続	復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍 運転免許証の更新	2	
健康管理等の指導	健康管理、感染症対策 余暇時間の活用 薬害指導、酒害指導 交通安全指導 反社会集団からの離脱	2	
その他(諸手続)	領置金品調べ 釈放時手続 仮釈放を許す旨の決定書交付式	2	交付式は、仮釈 放者のみ実施 する。
計		24	

(注) 下線は当省が付した。

表3-(1)-② 調査した20 刑務所における釈放前指導の状況

調査対象刑務所名	対象者	3日間に短縮	指導期間	指導時間	指導事項	事項数	備考
札幌刑務所	仮釈放者		14日間	24時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1事項) 「特別改善指導(薬物依存離脱指導)」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(2事項) 「社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等」及び「交通安全指導」	32	
	満期釈放者	○	3日間	18時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(2事項) 「生活指導」及び「特別改善指導(薬物依存離脱指導)」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(19事項) 「釈放前指導期間中の生活の心得(生活上の諸注意、起居動作の時間帯等)」、「カリキュラムの説明」、「望ましい人生観、社会観」、「アンケート(所内生活の反省等)」、「釈放前感想文記載」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「更生保護施設」、「保護司」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「年金」、「健康保険」、「生活保護」、「余暇時間の活用」、「交通安全指導」、「反社会集団からの離脱」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式)」	16	指導事項は時間割表から確認
宮城刑務所	仮釈放者		・3週間(刑期10年以上) ・2週間(刑期10年未満)	3週間の場合39時間 2週間の場合27時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1事項) 「高齢者保健福祉・障害者保健福祉」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】なし	34	
	満期釈放者		・1週間(長期受刑者) ・3日間(長期受刑者以外)の者及び1週間の受講が困難な長期受刑者)	1週間の場合31時間 3日間の場合18時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1事項) 「自己啓発指導」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(8事項) 「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「更生緊急保護」、「更生保護施設」、「保護司」、「釈放時手続」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式)」	26	・指導事項は実施予定表から確認 ・指導内容及び事項数は3日間の場合

青森刑務所	仮釈放者	14日間	24時間	【標準カリキュラムからの追加事項・省略事項】なし 【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(8事項) 「 <u>将来の生活設計</u> 」、「 <u>釈放時感想文記載</u> 」、「 <u>仮釈放の意義</u> 」、「 <u>遵守事項</u> 」、「 <u>保護観察制度</u> 」、「 <u>保護司</u> 」、「 <u>社会奉仕活動</u> 、 <u>構外作業</u> 、 <u>社会見学</u> 、 <u>工場見学等</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」	33	
	満期釈放者	3日間	9時間		25	
山形刑務所	仮釈放者	14日間	24時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(1事項) 「 <u>反社会集団からの離脱</u> 」	32	
	満期釈放者	3日間	仮釈放者に比べてカリキュラム全体の指導時間を短縮(個人ごとに指導時間に異なる) 3日間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(5事項) 「 <u>仮釈放の意義</u> 」、「 <u>遵守事項</u> 」、「 <u>保護観察制度</u> 」、「 <u>保護司</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」	28	
府中刑務所	仮釈放者	・2週間 ・1週間(刑期6月未満の者、構外作業が不適格な者等)	2週間の場合76時間 1週間の場合36時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(4事項) 「 <u>犯罪被害認識指導</u> 」、「 <u>日誌指導</u> 」、「 <u>犯罪者予防更生法</u> 」及び「 <u>健康診断</u> 」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】なし	37	
	満期釈放者	・12日間(前期5日間、後期7日間) ・8日間(刑期6月未満の者、入所度数10度以上の者、傷病者等。前期5日間、	12日間の場合51時間 8日間の場合30分	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(9事項) 「 <u>タバコの害教育</u> 」、「 <u>居室内作業</u> 」、「 <u>健康診断</u> 」、「 <u>企業が求める人材</u> 」、「 <u>採用面接の受け方</u> 」、「 <u>金融</u> 、 <u>経済情勢</u> について、 <u>生活設計と保障</u> 」、「 <u>社会の中に生きること</u> 、 <u>生きがいについて</u> 」、「 <u>社会常識</u> 、 <u>コミュニケーション</u> 」、「 <u>協力雇用主等</u> 」及び「 <u>IR割引証等</u> 」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(12事項) 「 <u>社会復帰の心構え</u> 」、「 <u>釈放時感想文記載</u> 」、「 <u>自己の問題点と課題</u> 」、「 <u>仮釈放の意義</u> 」、「 <u>遵守事項</u> 」、「 <u>保護観察制度</u> 」、「 <u>職業安定法</u> 、 <u>雇用対策法</u> 」、「 <u>社会変化(物価、生活様式、交通機関等)</u> 」、「 <u>社会奉仕活動</u> 、 <u>構外作業</u> 、	30	指導内容及び事項数は12日間の場合

						社会見学、工場見学等」、「余暇時間の活用」、「 <u>反社会集団からの離脱</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」			
黒羽刑務所	仮釈放者	後期3日間	約37時間	約36時間	【標準カリキュラムからの追加事項・省略事項】なし	33			
	満期釈放者	14日間	14日間	約36時間	【標準カリキュラムからの追加事項・省略事項】なし	33			
前橋刑務所	仮釈放者	14日間	20時間50分	20時間50分	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(13事項) 「 <u>出所に際しての心構え</u> 」、「 <u>保護関係諸手続き</u> 」、「 <u>職業意識</u> 」、「 <u>職業部門、社会経済</u> 」、「 <u>更生保護、福祉制度</u> 」、「 <u>奉仕活動と国際協力</u> 」、「 <u>被害者教育</u> 」、「 <u>天災と避難活動</u> 」、「 <u>環境問題</u> 」、「 <u>交通教育</u> 」、「 <u>倫理道徳</u> 」、「 <u>刑の消滅、法律上の資格等</u> 」及び「 <u>寮生活の心構え</u> 」	20			
					【標準カリキュラムのうち省略している事項】(26事項) 「 <u>望ましい人生観、社会観</u> 」、「 <u>釈放時感想文記載</u> 」、「 <u>自己の問題点と課題</u> 」、「 <u>仮釈放の意義</u> 」、「 <u>遵守事項</u> 」、「 <u>保護観察制度</u> 」、「 <u>更生緊急保護</u> 」、「 <u>更生保護施設</u> 」、「 <u>保護司</u> 」、「 <u>経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況</u> 」、「 <u>職業安定法、雇用対策法</u> 」、「 <u>職業案内</u> 」、「 <u>年金</u> 」、「 <u>健康保険</u> 」、「 <u>生活保護</u> 」、「 <u>社会変化(物価、生活様式、交通機関等)</u> 」、「 <u>家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)</u> 」、「 <u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u> 」、「 <u>復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍</u> 」、「 <u>運転免許証の更新</u> 」、「 <u>余暇時間の活用</u> 」、「 <u>交通安全指導</u> 」、「 <u>反社会集団からの離脱</u> 」、「 <u>領置金品調べ</u> 」、「 <u>釈放時手続</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」				
前橋刑務所	満期釈放者	7日間	17時間30分	17時間30分	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(9事項) 「 <u>出所に際しての心構え</u> 」、「 <u>保護関係諸手続き</u> 」、「 <u>職業意識</u> 」、「 <u>更生保護等</u> 」、「 <u>奉仕活動と国際協力</u> 」、「 <u>被害者教育</u> 」、「 <u>天災と避難活動</u> 」、「 <u>環境問題</u> 」及び「 <u>交通教育</u> 」	16			
					【標準カリキュラムのうち省略している事項】(26事項) 「 <u>望ましい人生観、社会観</u> 」、「 <u>釈放時感想文記載</u> 」、「 <u>自己の問題点と課題</u> 」、「 <u>仮釈放の意義</u> 」、「 <u>遵守事項</u> 」、「 <u>保護観察制度</u> 」、「 <u>更生緊急保護</u> 」、「 <u>更生保護施設</u> 」、「 <u>保護司</u> 」、「 <u>経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況</u> 」、「 <u>職業安定法、雇用対策法</u> 」、「 <u>職業案内</u> 」、「 <u>年金</u> 」、「 <u>健康保険</u> 」、「 <u>生活保護</u> 」、「 <u>社会変化(物価、生活様式、交通機関等)</u> 」、「 <u>家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)</u> 」、「 <u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u> 」				

						「復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍」、 <u>「運転免許証の更新」</u> 、「 <u>余暇時間の活用</u> 」、「 <u>交通安全指導</u> 」、「 <u>反社会集団からの離脱</u> 」、「 <u>領置金品調べ</u> 」、「 <u>釈放時手続</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」		
	仮釈放者	14日間	41時間			【 <u>標準カリキュラム以外で追加している事項</u> 】（2事項） 「 <u>保護会</u> 」及び「 <u>刑の軽減</u> 」 【 <u>標準カリキュラムのうち省略している事項</u> 】（3事項） 「 <u>アンケート</u> （所内生活の反省等）」、「 <u>更生保護施設</u> 」及び「 <u>職業安定法、雇用対策法</u> 」	32	
名古屋 刑務所	満期釈放者	3日間	30時間	○		【 <u>標準カリキュラム以外で追加している事項</u> 】（2事項） 「 <u>出所にそなえて</u> 」 <u>読本</u> 」及び「 <u>保護会</u> 」 【 <u>標準カリキュラムのうち省略している事項</u> 】（7事項） 「 <u>仮釈放の意義</u> 」、「 <u>遵守事項</u> 」、「 <u>保護観察制度</u> 」、「 <u>更生保護施設</u> 」、「 <u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u> 」、「 <u>余暇時間の活用</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」	28	
	仮釈放者	14日間	61時間			【 <u>標準カリキュラム以外で追加している事項</u> 】（2事項） 「 <u>鈴峰寮担当による講話</u> 」及び「 <u>構内清掃作業</u> 」 【 <u>標準カリキュラムのうち省略している事項</u> 】（1事項） 「 <u>反社会集団からの離脱</u> 」	34	
三重刑 務所	満期釈放者	7日間	31時間			【 <u>標準カリキュラム以外で追加している事項</u> 】（1事項） 「 <u>居室内作業</u> 」 【 <u>標準カリキュラムのうち省略している事項</u> 】（8事項） 「 <u>仮釈放の意義</u> 」、「 <u>遵守事項</u> 」、「 <u>保護観察制度</u> 」、「 <u>社会変化（物価、生活様式、交通機関等）</u> 」、「 <u>家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）</u> 」、「 <u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u> 」、「 <u>反社会集団からの離脱</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」	26	
	仮釈放者	14日間	30時間超			【 <u>標準カリキュラムからの追加事項・省略事項</u> 】なし	33	
大阪刑 務所	満期釈放者	3日間	24時間程 度	○		【 <u>標準カリキュラム以外で追加している事項</u> 】なし 【 <u>標準カリキュラムのうち省略している事項</u> 】（2事項） 「 <u>年金</u> 」及び「 <u>健康保険</u> 」	31	指導事項 は時間割 表から確 認

福井刑務所	仮釈放者	14日間	24時間	【標準カリキュラムからの追加事項・省略事項】なし 【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(12事項) 「望ましい人生観、社会観」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「健康保険」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)」、「社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等」、「健康管理、感染症対策」、「余暇時間の活用」、「反社会集団からの離脱」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」	33
	満期釈放者	3日間	8時間	21	
滋賀刑務所	仮釈放者	14日間	24時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(3事項) 「社会生活に向けての指導」、「処遇効果に関する出所後の意識調査について」及び「SST(ノーシヤルスキルトレーニング)指導」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】なし	36
	満期釈放者	7日間	12時間	29	
広島刑務所	仮釈放者	14日間	26時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(5事項) 「就職指導」、「金曜作業」、「作業」、「VTR(教養)」及び「音楽鑑賞」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(8事項) 「更生保護施設」、「保護司」、「職業安定法、雇用対策法」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等」、「運転免許証の更新」、「余暇時間の活用」及び「反社会集団からの離脱」	30
	満期釈放者	3日間	17時間	15	

					り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）」、「社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等」、「復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍」、「運転免許証の更新」、「薬害指導、酒害指導」、「交通安全指導」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」				
	仮釈放者	15日間	36時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】（1事項） 「構内作業等」	34				
山口刑務所	満期釈放者	・ 5日間（刑期6月以上） ・ 3日間（刑期6月未満）	5日間の場合 10日間の場合 3日間の場合 6日間の場合	【標準カリキュラムのうち省略している事項】 なし 【標準カリキュラム以外で追加している事項】 なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】（16事項） 「将来の生活設計」、「望ましい人生観、社会観」、「自己の問題点と課題」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「保護司」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等」、「余暇時間の活用」、「交通安全指導」、「反社会集団からの離脱」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」	17		指導事項及び事項数は5日間の場合		
			60時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】（3事項） 「自主活動」、「読書指導」及び「運動等」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】（1事項） 「釈放時感想文記載」	35		実施記録簿では、5日間、5時間20分から6時間20分で実施		
高松刑務所	満期釈放者	3日間	2時間50分	【標準カリキュラム以外で追加している事項】 なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】（23事項） 「釈放前指導期間中の生活の心得（生活上の諸注意、起居動作の時間帯等）」、「カリキュラムの説明」、「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、「望ましい人生観、社会観」、「アンケート（所内生活の反省等）」、「釈放時感想文記載」、「自己の問題点と課題」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「更生保護施設」、「保護司」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、「年金」、「健康保険」、「生活保護」、「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「社会奉仕活動、構	10		実施記録簿から確認		

						外作業、社会学、工場見学等」、「復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍」、「運転免許証の更新」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」			
	仮釈放者	14日間	24時間			【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1事項) 「構内作業」	34		
松山刑務所	満期釈放者	3日間	18時間	○		【標準カリキュラムのうち省略している事項】なし 【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(8事項) 「社会復帰の心構え」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「社会奉仕活動、構外作業、社会学、工場見学等」、「余暇時間の活用」、「反社会集団からの離脱」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」	25		
	仮釈放者	14日間	24時間			【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(9事項) 「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、「アンケート(所内生活の反省等)」、「自己の問題点と課題」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「社会奉仕活動、構外作業、社会学、工場見学等」及び「余暇時間の活用」	24		
福岡刑務所	満期釈放者	3日間	19時間	○		【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1事項) 「乗車保護、帰住旅費、帰宅衣」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(16事項) 「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、「アンケート(所内生活の反省等)」、「自己の問題点と課題」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「更生保護施設」、「保護司」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)」、「社会奉仕活動、構外作業、社会学、工場見学等」、「余暇時間の活用」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」	18		
長崎刑務所	仮釈放者	14日間	39時間			【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1事項) 「茶道指導」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(5事項) 「アンケート(所内生活の反省等)」、「自己の問題点と課題」、「職業案内」、	29		指導事項は時間割から確認

						「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」及び「余暇時間の活用」			
	満期釈放者	○	3日間	18時間 15分		<p>【標準カリキュラム以外で追加している事項】（1事項） 「乗車保護、帰住旅費等」</p> <p>【標準カリキュラムのうち省略している事項】（13事項） 「<u>将来の生活設計</u>」、「<u>アンケート（所内生活の反省等）</u>」、「<u>自己の問題点と課題</u>」、「<u>仮釈放の意義</u>」、「<u>遵守事項</u>」、「<u>保護観察制度</u>」、「<u>更生保護施設</u>」、「<u>保護司</u>」、「<u>社会変化（物価、生活様式、交通機関等）</u>」、「<u>家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）</u>」、「<u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u>」、「<u>余暇時間の活用</u>」及び「<u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u>」</p>	21	指導事項は時間割から確認	
	仮釈放者		14日間	26時間		<p>【標準カリキュラム以外で追加している事項】（2事項） 「再犯防止指導」及び「個人面接」</p> <p>【標準カリキュラムのうち省略している事項】（3事項） 「<u>薬害指導、酒害指導</u>」、「<u>交通安全指導</u>」及び「<u>反社会集団からの離脱</u>」</p>	32		
大分刑務所	満期釈放者		・ 5日間（刑期10年以上） ・ 3日間（刑期10年未満）	5日間の場合 30時間 3日間の場合 21時間		<p>【標準カリキュラム以外で追加している事項】（2事項） 「再犯防止指導」、「施設内の清掃活動」</p> <p>【標準カリキュラムのうち省略している事項】（12事項） 「<u>仮釈放の意義</u>」、「<u>遵守事項</u>」、「<u>保護観察制度</u>」、「<u>更生緊急保護</u>」、「<u>更生保護施設</u>」、「<u>保護司</u>」、「<u>職業案内</u>」、「<u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u>」、「<u>薬害指導、酒害指導</u>」、「<u>交通安全指導</u>」、「<u>反社会集団からの離脱</u>」及び「<u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u>」</p>	23	指導事項及び事項数は3日間の場合	
	仮釈放者		14日間	24時間		<p>【標準カリキュラム以外で追加している事項】（4事項） 「就労支援」、「被害者感情理解指導」、「SST」及び「<u>仮釈放式予行練習</u>」</p> <p>【標準カリキュラムのうち省略している事項】（3事項） 「<u>釈放時感想文記載</u>」、「<u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u>」及び「<u>余暇時間の活用</u>」</p>	34		
鹿児島刑務所	満期釈放者	○	3日間	11時間		<p>【標準カリキュラム以外で追加している事項】（3事項） 「<u>保護カード</u>」、「<u>被害者の視点を取り入れた教育</u>」及び「<u>乗車保護</u>」</p> <p>【標準カリキュラムのうち省略している事項】（18事項） 「<u>社会復帰の心構え</u>」、「<u>将来の生活設計</u>」、「<u>望ましい人生観、社会観</u>」、「<u>釈放時感想文記載</u>」、「<u>自己の問題点と課題</u>」、「<u>仮釈放の意義</u>」、「<u>遵守事項</u>」、「<u>保護観察制度</u>」、「<u>更生保護施設</u>」、「<u>保護司</u>」、「<u>経済状況、労働状</u></p>	18		

					況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、「年金」、「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）」、「社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」	
--	--	--	--	--	---	--

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 釈放前指導の標準カリキュラムと、調査した20刑務所で定めている実践カリキュラム、時間割表等とを比較して作成したものである。
- 3 「指導期間」欄及び「指導時間」欄は、調査した20刑務所で定めている実践カリキュラム、時間割表等に基づき作成した。
- 4 「指導事項」欄の「満期釈放者」欄に付した下線は、満期釈放者に対する釈放前指導においても必要と考えられる事項であり、当省が付した。
- 5 「事項数」欄は、標準カリキュラムの指導事項数33を基準とし、そこからの追加事項数及び省略事項数により加減を行い算出した。
- 6 府中刑務所における「満期釈放者」欄の「指導期間」欄に記載されている「前期」の指導は、法的位置付けとしては、刑事収容施設法第85条第1項第2号の規定に基づく「釈放前指導」ではなく、刑事収容施設法第103条第1項に基づく「一般改善指導」である。

表3-(1)-③ 満期釈放者に対する釈放前指導を3日間に短縮している12刑務所における指導事項の標準カリキュラムとの比較

調査対象 刑務所名	標準カリキュラムのうち省略されている指導事項 (満期釈放者においても必要と考えられる事項のみ記載)	省略 事項 数	標準カリキュ ラム以外で追 加されている 指導事項	追加 事項 数
札幌刑務所	「望ましい人生観、社会観」、「更生保護施設」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「年金」、「健康保険」、「生活保護」、「余暇時間の活用」、「交通安全指導」、「反社会集団からの離脱」	10	「生活指導」、「特別改善指導(薬物依存離脱指導)」	2
青森刑務所	「将来の生活設計」、「釈放時感想文記載」	2	追加なし	0
山形刑務所	省略なし	0	追加なし	0
名古屋刑務所	「更生保護施設」、「余暇時間の活用」	2	「「出所にそなえて」読本」、「保護会」	2
大阪刑務所	「年金」、「健康保険」	2	追加なし	0
福井刑務所	「望ましい人生観、社会観」、「健康保険」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)」、「健康管理、感染症対策」、「余暇時間の活用」、「反社会集団からの離脱」	7	追加なし	0
広島刑務所	「自己の問題点と課題」、「更生緊急保護」、「更生保護施設」、「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、「年金」、「生活保護」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)」、「復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍」、「運転免許証の更新」、「薬害指導、酒害指導」、「交通安全指導」	13	「音楽鑑賞」	1
高松刑務所	「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、「望ましい人生観、社会観」、「アンケート(所内生活の反省等)」、「釈放時感想文記載」、「自己の問題点と課題」、「更生保護施設」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、「年金」、「健康保険」、「生活保護」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍」、「運転免許証の更新」	16	追加なし	0
松山刑務所	「社会復帰の心構え」、「余暇時間の活用」、「反社会集団からの離脱」	3	追加なし	0

福岡刑務所	「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、「アンケート（所内生活の反省等）」、「自己の問題点と課題」、「更生保護施設」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）」、「余暇時間の活用」	10	「乗車保護、帰住旅費、帰住衣」	1
長崎刑務所	「将来の生活設計」、「アンケート（所内生活の反省等）」、「自己の問題点と課題」、「更生保護施設」、「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）」、「余暇時間の活用」	7	「乗車保護、帰住旅費等」	1
鹿児島刑務所	「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、「望ましい人生観、社会観」、「釈放時感想文記載」、「自己の問題点と課題」、「更生保護施設」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、「年金」、「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）」	12	「保護カード」、「被害者の視点を取り入れた教育」、「乗車保護」	3

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 本表は、表3-(1)-②の「3日間に短縮」欄に「○」を付した刑務所において、同表の「指導事項」欄に下線を付した指導事項（満期釈放者の釈放前指導においても必要と考えられる事項）を抜粋したものである。

表 3-(1)-④ 釈放前指導が形骸化している例

調査対象 刑務所名	内 容																																											
高松刑務所	<p>高松刑務所は、釈放前指導を、同刑務所が定めた「釈放前の指導等に関する実施細則」（平成 21 年 1 月 13 日達示第 2 号）に基づき実施しており、指導項目及び指導時間については、同細則別表の「釈放前の指導等の実践カリキュラム」に基づき運用している。</p> <p>当該実践カリキュラムでは、指導項目として、「社会復帰の心構え等」、「社会生活への適応」等 10 項目が掲げられ、指導時間の合計は 60 時間となっている。しかし、実施に当たっては、「仮釈放予定者、満期釈放予定者のそれぞれの必要に応じて選択的に実施する」と規定されており、実際の釈放前指導は、必ずしも当該実践カリキュラムに盛り込まれた項目及び時間数を全て網羅する必要はないという運用が行われている。このため、釈放前指導の実施記録簿（平成 24 年 12 月分）を抽出して調査したところ、表 1 のとおり、満期釈放者に対する釈放前指導については 3 日間で合計 2 時間 50 分、仮釈放者に対する釈放前指導においても 5 日間で合計 5 時間 20 分又は 6 時間 20 分と、実践カリキュラムに比して極端に短縮して行われていた。</p> <p>表 1 釈放前指導の指導期間及び指導時間の比較</p> <table border="1" data-bbox="475 840 1369 1198"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指導期間</th> <th>指導時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釈放前指導等の実践カリキュラム</td> <td>14 日間</td> <td>60 時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満期釈放者 A</td> <td>3 日間</td> <td>2 時間 50 分</td> <td>実施記録簿から確認</td> </tr> <tr> <td>仮釈放者 B</td> <td>5 日間</td> <td>6 時間 20 分</td> <td>実施記録簿から確認</td> </tr> <tr> <td>仮釈放者 C</td> <td>5 日間</td> <td>5 時間 20 分</td> <td>実施記録簿から確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記の満期釈放者 A について、釈放前指導の内容をみたところ、表 2 のとおり、第 1 日目は領置調べ（受刑者が刑務所に預けておいた私物の品目や点数を確認すること）に 1 時間 30 分、第 2 日目は「社会生活への適応」としてビデオ視聴に 40 分（20 分のビデオを 2 本）、第 3 日目は「釈放と保護」としてビデオ視聴に 40 分（20 分のビデオを 2 本）のみで釈放前指導を終了させていた。</p> <p>表 2 満期釈放者 A の釈放前指導の例（実施記録簿から確認）</p> <table border="1" data-bbox="475 1496 1369 1883"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指導項目</th> <th colspan="3">指導状況</th> </tr> <tr> <th>1 日目</th> <th>2 日目</th> <th>3 日目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釈放手続</td> <td>領置調べ 1 時間 30 分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会生活への適応</td> <td></td> <td>ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>釈放と保護</td> <td></td> <td></td> <td>ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)</td> </tr> <tr> <td>指導時間計</td> <td>1 時間 30 分</td> <td>40 分</td> <td>40 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>高松刑務所では、満期釈放者に対する釈放前指導を短縮している理由について、次のとおりであるとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 釈放前指導の担当者は 1 人しかおらず、マンパワーの制約があるため ② 満期釈放者は、出所日が個々に異なるため個別に指導スケジュールを設定する必要があり、指導時間を十分確保することが困難なため 	区分	指導期間	指導時間	備考	釈放前指導等の実践カリキュラム	14 日間	60 時間		満期釈放者 A	3 日間	2 時間 50 分	実施記録簿から確認	仮釈放者 B	5 日間	6 時間 20 分	実施記録簿から確認	仮釈放者 C	5 日間	5 時間 20 分	実施記録簿から確認	指導項目	指導状況			1 日目	2 日目	3 日目	釈放手続	領置調べ 1 時間 30 分			社会生活への適応		ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)		釈放と保護			ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)	指導時間計	1 時間 30 分	40 分	40 分
区分	指導期間	指導時間	備考																																									
釈放前指導等の実践カリキュラム	14 日間	60 時間																																										
満期釈放者 A	3 日間	2 時間 50 分	実施記録簿から確認																																									
仮釈放者 B	5 日間	6 時間 20 分	実施記録簿から確認																																									
仮釈放者 C	5 日間	5 時間 20 分	実施記録簿から確認																																									
指導項目	指導状況																																											
	1 日目	2 日目	3 日目																																									
釈放手続	領置調べ 1 時間 30 分																																											
社会生活への適応		ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)																																										
釈放と保護			ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)																																									
指導時間計	1 時間 30 分	40 分	40 分																																									

	<p>③ 釈放が近くなると受講態度に欠ける満期釈放者が多いため</p> <p>しかし、満期釈放者は、保護観察のような継続的な社会内処遇の仕組みがないために入所中の矯正指導が一層重要であり、とりわけ釈放前指導は、満期釈放者が釈放後現実に社会生活を送る上で直ちに必要となる知識等を身に付け、刑務所内の生活と一般社会の生活との間の隔たりをできる限り少なくするために極めて重要な指導であることから、上記のような理由により指導内容を形骸化させることは適当でないと考えられる。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(1)-⑤ 満期釈放者に対する釈放前指導に加え、満期釈放が見込まれる時期に仮釈放者に対する指導に近い指導方法を取り入れた追加的な指導を導入している例

調査対象 刑務所名	内 容																									
府中刑務所	<p>府中刑務所は、「再犯防止に向けた総合対策」（平成 24 年 7 月犯罪対策閣僚会議）において、「出所後 2 年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後 10 年間で 20%以上減少させる。」との数値目標が設定されたことを契機として、当該数値目標の達成に寄与するため、「満期釈放前指導（前期）実施要領の制定について（試行）」（平成 25 年 2 月 27 日付府中刑務所長指示第 50 号）を定め、平成 25 年 3 月から、従来から実施している 7 日間又は 3 日間の満期釈放者に対する釈放前指導に加え、満期釈放者の刑期終了の 2 か月前に、「満期釈放前指導（前期）」と称した新たな 5 日間の指導（法的位置付けとしては、刑事収容施設法第 85 条第 1 項第 2 号の「釈放前指導」ではなく、第 103 条第 1 項の規定に基づく「一般改善指導」）を追加的に行うことを試行している（これにより従来からの満期釈放者に対する釈放前指導は「満期釈放前指導（後期）」とされた）。</p> <p>新たに追加された「満期釈放前指導（前期）」は、下表のとおり、満期釈放者のうち他の受刑者とトラブルになりやすい者、精神的及び身体的に指導を受けることが困難な者等については、専用の居室（個室）において自習させる指導方法をとっている一方で、それ以外の者に対しては、ビデオ視聴、講義、講話、グループワーク及び個別面接を行うなど仮釈放者への指導に近い指導方法となっている。</p> <p>表 府中刑務所における釈放前指導及び追加的な指導の指導期間、指導時間及び指導方法の設定状況</p> <table border="1" data-bbox="395 996 1369 1928"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象者</th> <th>指導期間</th> <th>指導時間</th> <th>指導方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">満期 釈 放 者</td> <td rowspan="2">前期 (追加的 な指導)</td> <td>下記以外の者</td> <td rowspan="2">5 日</td> <td rowspan="2">14 時間</td> <td>ビデオ視聴、講義、講話、グループワーク及び個別面接</td> </tr> <tr> <td>工場で就業していない者、他の受刑者とトラブルになりやすい者、精神的及び身体的に指導を受けることが困難な者</td> <td>専用の居室（個室）において教材（ワークブック等）により自習し、感想等を記載し添削を受ける。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後期</td> <td>下記以外の者</td> <td>7 日</td> <td>37 時間</td> <td>個室でのビデオ視聴</td> </tr> <tr> <td>刑期がおおむね 6 か月未満の者、養護的処遇を有する者、休養中の者、入所度数 10 度以上の者、その他期間を短縮することを必要と認める場合</td> <td>3 日</td> <td>16 時間 30 分</td> <td>個室でのビデオ視聴</td> </tr> </tbody> </table>				対象者		指導期間	指導時間	指導方法	満期 釈 放 者	前期 (追加的 な指導)	下記以外の者	5 日	14 時間	ビデオ視聴、講義、講話、グループワーク及び個別面接	工場で就業していない者、他の受刑者とトラブルになりやすい者、精神的及び身体的に指導を受けることが困難な者	専用の居室（個室）において教材（ワークブック等）により自習し、感想等を記載し添削を受ける。	後期	下記以外の者	7 日	37 時間	個室でのビデオ視聴	刑期がおおむね 6 か月未満の者、養護的処遇を有する者、休養中の者、入所度数 10 度以上の者、その他期間を短縮することを必要と認める場合	3 日	16 時間 30 分	個室でのビデオ視聴
対象者		指導期間	指導時間	指導方法																						
満期 釈 放 者	前期 (追加的 な指導)	下記以外の者	5 日	14 時間	ビデオ視聴、講義、講話、グループワーク及び個別面接																					
		工場で就業していない者、他の受刑者とトラブルになりやすい者、精神的及び身体的に指導を受けることが困難な者			専用の居室（個室）において教材（ワークブック等）により自習し、感想等を記載し添削を受ける。																					
	後期	下記以外の者	7 日	37 時間	個室でのビデオ視聴																					
		刑期がおおむね 6 か月未満の者、養護的処遇を有する者、休養中の者、入所度数 10 度以上の者、その他期間を短縮することを必要と認める場合	3 日	16 時間 30 分	個室でのビデオ視聴																					

	仮 釈 放 者	下記以外の者	14 日	76 時間	講義、集団カウンセリング、個人面接、日誌記載、ビデオ視聴、SST、社会見学、労働奉仕
		刑期がおおむね 6 か月未満の者、養護的処遇を有する者、休養中の者、入所度数 10 度以上の者、集団処遇が不適當な者及び構外作業が不適當な者	7 日	36 時間	講義、集団カウンセリング、個人面接、日誌記載、ビデオ視聴、SST
<p>(注) 上記とは別に、満期釈放者の釈放前指導（後期）には 10 日間の指導期間のもの、仮釈放者の釈放前指導には 3 週間の指導期間のものが設定されているが、現在まで当該指導の実績はない。</p> <p>府中刑務所は、満期釈放前指導（前期）は、試行段階であり、効果の把握及び評価は実施していないが、当該指導の一部であるグループワークを受講した者に感想を求めたところ好評であることから、今後も継続して実施し、必要に応じ改良を加えていくとしている。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-① 平成22年から24年までにける満期釈放者の帰住先

(単位：人、%)

区 分	満期 釈放者 数	父母	配偶者	兄弟 姉妹	その 他親 族	知人	雇主	社会福 祉施設	更生保 護施設 等	その他
平成22年	14,975 (100)	3,203 (21.4)	1,339 (8.9)	821 (5.5)	537 (3.6)	1,143 (7.6)	149 (1.0)	115 (0.8)	553 (3.7)	7,115 (47.5)
平成23年	13,938 (100)	2,984 (21.4)	1,078 (7.7)	761 (5.5)	447 (3.2)	1,142 (8.2)	121 (0.9)	211 (1.5)	577 (4.1)	6,617 (47.5)
平成24年	12,763 (100)	2,521 (19.8)	979 (7.7)	599 (4.7)	393 (3.1)	937 (7.3)	108 (0.8)	231 (1.8)	506 (4.0)	6,489 (50.8)
合計	41,676 (100)	8,708 (20.9)	3,396 (8.1)	2,181 (5.2)	1,377 (3.3)	3,222 (7.7)	378 (0.9)	557 (1.3)	1,636 (3.9)	20,221 (48.5)

(注) 1 「矯正統計」を基に当省が作成した。

2 各欄の上段は人数、下段の()書きは、各年における満期釈放者全体に占める割合(小数点第2位を四捨五入)である。

3 帰住先「その他」は、帰住先が不明、刑終了後引き続き被告人として勾留、帰住先が暴力団関係者のもと、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第64条第2項による入国管理局への身柄引渡し等である。

表3-(2)-② 更生緊急保護に関する規定（抜粋）

○ 更生保護法（平成19年法律第88号）

（更生緊急保護）

第85条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者

二～八 （略）

2～6 （略）

（更生緊急保護の開始等）

第86条 更生緊急保護は、前条第1項各号に掲げる者の申出があった場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたとときに限り、行うものとする。

2・3 （略）

表3-(2)-③ 保護カードに関する規程（抜粋）

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号）

（更生緊急保護の申出等）

第118条 （略）

2 検察官又は矯正施設の長は、法第85条第1項各号に掲げる者（売春防止法第31条の規定により法第85条第1項第1号に掲げる者とみなされる者を含む。）について、刑事上の手続、保護処分又は補導処分による身体の拘束を解くに当たり、更生緊急保護の必要があると認めるとき又はその者がこれを希望するときは、更生緊急保護の制度及び申出の手続について記載した書面並びに その者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面をその者に交付しなければならない。

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号）

（更生緊急保護事件の開始時における措置）

第162条 1・2 （略）

3 規則第118条第2項の更生緊急保護の制度及び申出の手続について記載した書面は、釈放された人の更生緊急保護の申出手続に関する説明書（様式第110号）とし、同項の更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面は、保護カード（様式第111号）とする。

（注）下線は当省が付した。

様式第111号（規則第118条第2項，規程第162条第3項）

（表）

保護カード				
年 月 日				
所轄保護観察所長 殿				
取扱官庁				
官職氏名 印				
次の者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項は，下記のとおりです。				
氏名	氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）
等の表示	本 籍			
	帰 住 地			
釈放の事由	区 分	満期釈放 刑執行免除 刑執行猶予 起訴猶予 罰金・科料 労役場出場・同仮出場 少年院退院		
	罪名・非行名		刑名・刑期	
	身柄拘束期間	年 月 日から 年 月 日まで		
扶養義務者	氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）
	住 居	（電話 ）		
	職 業		本人との続柄	
引受人	氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）
	住 居	（電話 ）		
	職 業		本人との続柄	
釈放時の所持金品				
更生緊急保護の必要性に関する意見・参考事項				
				取扱者印

（注意） 1 事例に応じ，該当文字を○で囲むこと。

2 少年院を退院した者については，「刑名・刑期」欄は記載不要である。

3 扶養義務者若しくは引受人がないとき，又は不明のときは，その旨を当該欄に記載すること。

4 保護観察所において保護カードを交付するときは，「取扱官庁」欄に当該保護観察所名を記載すること。

（用紙 日本工業規格A4）

(裏)

(更生緊急保護実施欄)

※この欄は、保護観察所又は更生保護施設その他の施設で記載すること。

月 日	更生緊急 保護の措置	実施官庁及び 取扱者印	更生緊急保護の経過と結果	取扱 者印

(注意)

- このカードは、
 - 刑期が終了して刑事施設を釈放された者、刑の執行を免除された者（いずれも(2)の場合を除く。）又は労務場を出場若しくは仮出場した者に対しては刑事施設の長
 - 少年院を退院した者（少年院収容受刑者が満期釈放又は刑の執行の免除となった場合を含む。）に対しては少年院の長
 - 刑の執行を猶予された者、起訴を猶予された者又は罰金・科料の言渡しを受けた者に対しては刑事手続に関与した検察官が、表面「調査欄」に必要な事項を記入し、記名押印の上、それぞれ該当する者に交付すること。
- 1の規定により交付を受けた者は、保護観察所に出頭して更生緊急保護の申出をするときはこのカードを提示すること（このカードの提示がないと保護を受けられないことがある。）。
- 保護観察所の長は、1の規定により交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申し出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定すること。更生緊急保護の措置を決定したときは、その旨を「更生緊急保護実施欄」に記入し、当該措置の選定を受けた者にこのカードを返還すること。
- 更生保護施設その他の施設においては、保護観察所の長から更生緊急保護の措置を委託されたときは、更生緊急保護の対象者にこのカードを提出させ、保管の上、保護の経過及び結果をその都度該当欄に記入すること。
当該更生緊急保護の対象者が退所するときは、このカードをその者に返還すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

表3-(2)-④ 調査した20刑務所における保護カードの交付数（平成22～24年）

（単位：人、％）

調査対象 刑務所名	平成22年から24年までの仮釈放者及び満期釈放者の合計				
	仮釈放者数 b	満期釈放者数 c	保護カード交付者数 d	保護カード交付率（満期釈放者に占める割合）(d/c)	
札幌刑務所	2,102	881	1,221	416	34.1
宮城刑務所	403	169	234	59	25.2
青森刑務所	1,006	405	601	214	35.6
山形刑務所	804	521	283	85	30.0
府中刑務所	4,453	1,319	3,134	1,191	38.0
黒羽刑務所	2,358	1,462	896	482	53.8
前橋刑務所	1,411	501	910	304	33.4
名古屋刑務所	3,485	961	2,524	905	35.9
三重刑務所	872	577	295	107	36.3
大阪刑務所	3,528	1,314	2,214	667	30.1
福井刑務所	520	383	137	61	44.5
滋賀刑務所	867	631	236	66	28.0
広島刑務所	1,758	767	991	334	33.7
山口刑務所	663	455	208	82	39.4
高松刑務所	1,082	423	659	185	28.1
松山刑務所	1,242	995	247	101	40.9
福岡刑務所	2,571	1,080	1,491	523	35.1
長崎刑務所	1,188	559	629	226	35.9
大分刑務所	1,013	737	276	80	29.0
鹿児島刑務所	1,145	591	554	167	30.1
合計	32,471	14,731	17,740	6,255	35.3

（注）当省の調査結果による。

表3-(2)-⑤ 本人が希望する場合のみに保護カードを交付している例

調査対象 刑務所名	内 容
宮城刑務所	<p>宮城刑務所は、満期釈放日の1か月前に行う満期調べ（出所時調べ）の際に、満期釈放者に保護カードの希望の有無を確認し、本人の希望があった場合のみに保護カードを交付しており、刑務所において更生緊急保護の必要がある者か否かの判断を行っていない。</p> <p>同刑務所は、更生緊急保護が必要となりそうな満期釈放者に対し保護カードを希望するよう促すことは、本人が保護カードの交付を受けることにより必ず更生緊急保護を受けられるものと誤認してしまうおそれがあるため行っていないとしている。</p> <p>しかし、保護カードは、更生緊急保護が必要な満期釈放者に交付しなければならず、そのような者に対して、更生緊急保護を受けられると誤認されるために保護カードの希望を促していないとする上記の説明は疑問である。</p>
青森刑務所	<p>青森刑務所では、平成22年から平成24年までの3か年間に行った保護カードの交付は、全て満期釈放者が希望する場合による交付であり、本人の希望の有無にかかわらず刑務所長が更生緊急保護の必要があると認めて交付した実績はない。</p> <p>同刑務所は、満期釈放者が更生緊急保護を希望した場合には、その希望を尊重して保護カードを交付するとしている。交付はあくまでも満期釈放者の希望が前提となっており、刑務所において更生緊急保護の必要がある者か否かの判断を行っていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(2)-⑥ 特定の満期釈放者以外について、刑務所長が更生緊急保護の必要な満期釈放者か否かの判断を行っていない例

調査対象 刑務所名	内 容
高松刑務所	<p>高松刑務所では、本人の希望の有無にかかわらず、刑務所長が更生緊急保護の必要があると認め保護カードを交付する対象を、特別調整対象者（出所後福祉的な支援が必要な者として選定された者）に限定している。それ以外の満期釈放者に対しては、本人が希望する場合のみに保護カードの交付を行っており、同刑務所において更生緊急保護の必要がある者か否かの判断を行っていない。</p>
福岡刑務所	<p>福岡刑務所では、本人の希望の有無にかかわらず、刑務所長が更生緊急保護の必要があると認め保護カードを交付する対象は、</p> <p>① 特別調整対象者で更生保護施設及び自立準備ホームに帰住する者</p> <p>② 刑期満了により釈放される者のうち入国警備官に引き渡される被退去強制手続外国人となっている。</p> <p>それ以外の満期釈放者に対しては、本人が希望する場合のみに保護カードの交付を行っており、同刑務所において更生緊急保護の必要がある者か否かの判断を行っていない。これについて同刑務所では、保護カードの交付を希望しない者は、出所後に何らかの帰住先が確保されている者であり、更生緊急保護を行う必要がない者であるため保護カードを交付していないとしている。</p> <p>しかし、保護カードの交付を希望しない者が全て、直ちに帰住先が確保されているとは必ずしも言い切れず、上記の判断は疑問である。</p>
長崎刑務所	<p>長崎刑務所では、本人の希望の有無にかかわらず、刑務所長が更生緊急保護の必要があると認め保護カードを交付する場合は、特別調整対象者が釈放後直ちに福祉施設に入所できず、一時的に更生保護施設へ入所する場合であって地域生活定着支援センターから要請があったときとなっている。</p> <p>それ以外の満期釈放者に対しては、本人が希望する場合のみに保護カードの交付を行っており、同刑務所において更生緊急保護の必要がある者か否かの判断を行っていない。また、満期釈放者が交付を希望しない場合に、本人の意思に反して保護カードを交付しても、本人が廃棄することが見込まれ、その場合、保護カードに記載されている個人情報の流出のおそれもあるとして、満期釈放者に対し交付を受けるよう促すことは行っていない。同刑務所では、本人が更生緊急保護を希望しない場合、帰住先が確保されていると判断され、保護観察所における更生緊急保護が予定されないため、保護カードを交付していないとしている。</p> <p>しかし、本人が更生緊急保護を希望しない場合には帰住先が確保されているとは必ずしも言い切れず、上記の判断は疑問である。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(3)-① 帰住先のない満期釈放者の内訳（平成 18 年の推計値）

（単位：人、％）

区 分	人数（割合）	備考
親族、知人等の帰住先のない満期釈放者	7,200（100）	
更生緊急保護を受けた者	1,600（22.2）	
更生緊急保護を受けていない者	5,600（77.8）	
高齢者、障害者	1,000（13.9）	福祉的な支援の対象
更生保護施設での受入れ困難者（性犯罪、放火、覚せい剤事犯等）	1,100（15.3）	
更生緊急保護を求めてこない者	1,700（23.6）	
暴力団員	1,800（25.0）	別途の対応

（注）第 12 回更生保護施設検討会における法務省提出資料を基に当省が作成した。

表 3-(3)-② 受刑者へのアンケート結果

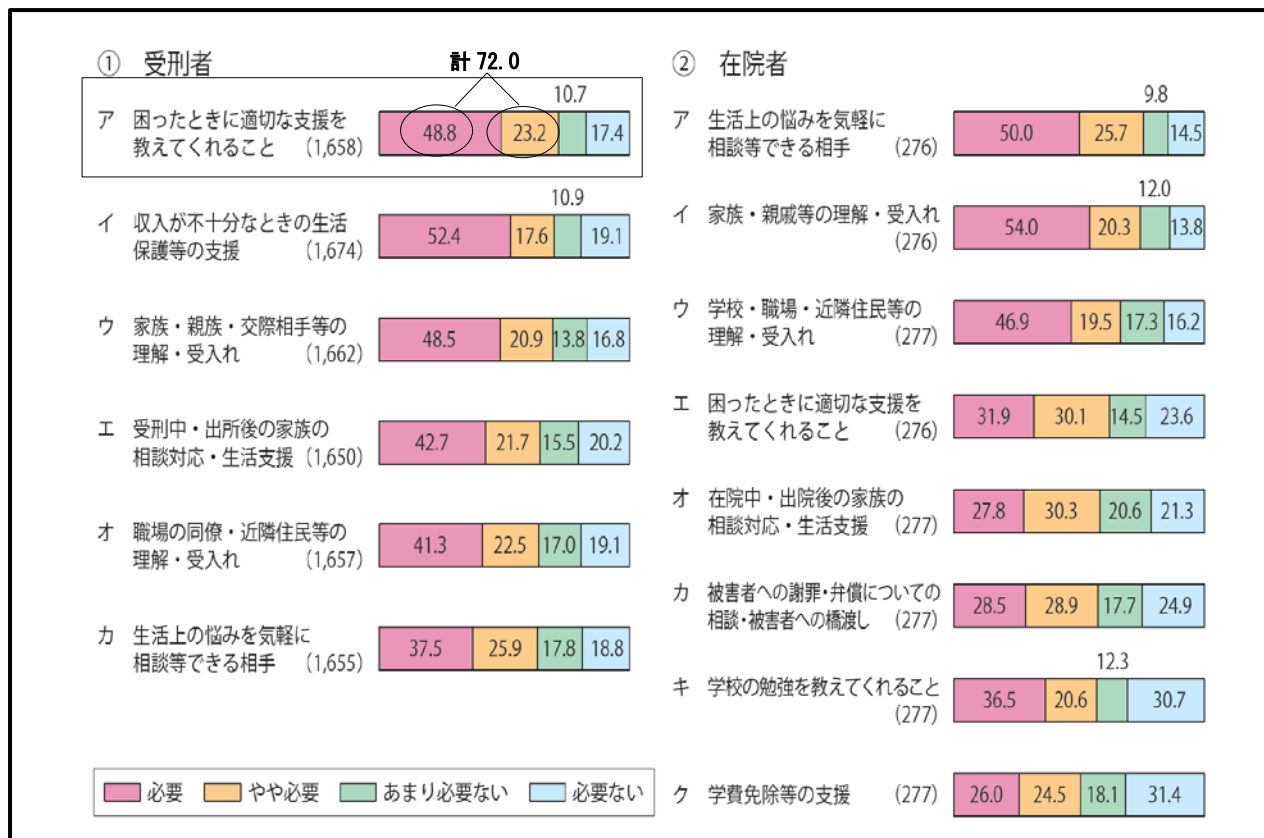
設問：あなたは、今回、受刑することになった事件を起こす前に、だれかに悩みや困りごとなどの相談をしたことはありますか（一つだけ）

（単位：人、％）

区 分	人数（割合）
相談した	210（43.8）
相談しなかったが、だれに相談したらいいか分からなかった	136（28.4）
だれにも相談したくなかった	87（18.2）
特に相談しなければならないようなことはなかった	46（9.6）
総数	479（100）

（注）本表は、法務省が、平成 21 年 4 月 20 日から同年 5 月 19 日までの間に全国 52 の刑事施設において窃盗により受刑していた者のうち、i) 過去に窃盗による前科を有する初入所者及び ii) 初入所時の罪名に窃盗が含まれる 2 回目の入所者、合計 510 人に対して任意の協力（アンケート）を求めて得られた回答を整理したものに基つき、当省が作成した。

表 3-(3)-③ 社会復帰に当たり必要な支援



(注) 1 本表は、法務省が平成 24 年 3 月 1 日から 31 日までに全国の刑務所等から出所又は出院する者合計 2,006 人に対してアンケートを行い得られた回答を整理したもの（重複回答の者を除く。）に基づき、当省が作成した。
 2 () 内は回答数である。